

## 障害保健福祉関係主管課長会議（平成20年3月5日）資料一覧

### 【行政説明】

- 企画課／企画課監査指導室
- 企画課地域生活支援室
- 障害福祉課
- 障害福祉課施設管理室
- 精神・障害保健課
- 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
- 裁判員制度～より多くの方に、参加していただくために。～  
(最高裁判所事務総局刑事局)
- 特別支援教育関係施策について（平成20年度予算案等の概要）  
(文部科学省初等中等教育局)
- 高齢者・障害者等の住まいの確保『住宅セーフティーネット』  
(国土交通省住宅局)

### 【参考資料】

- 障害者に関する主なマーク（企画課）
- 特別支援教育の推進について（通知）  
～子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます！～  
(文部科学省初等中等教育局)
- ～あんしんとやすらぎの住生活～  
国土交通省と厚生労働省、地方公共団体等の連携による  
あんしん賃貸支援事業  
(国土交通省住宅局)

# 第一種類 (PROGRESSIVE) 精全發展的主觀的運動的進步

(CONTINUED)

發展的運動的主觀的進步

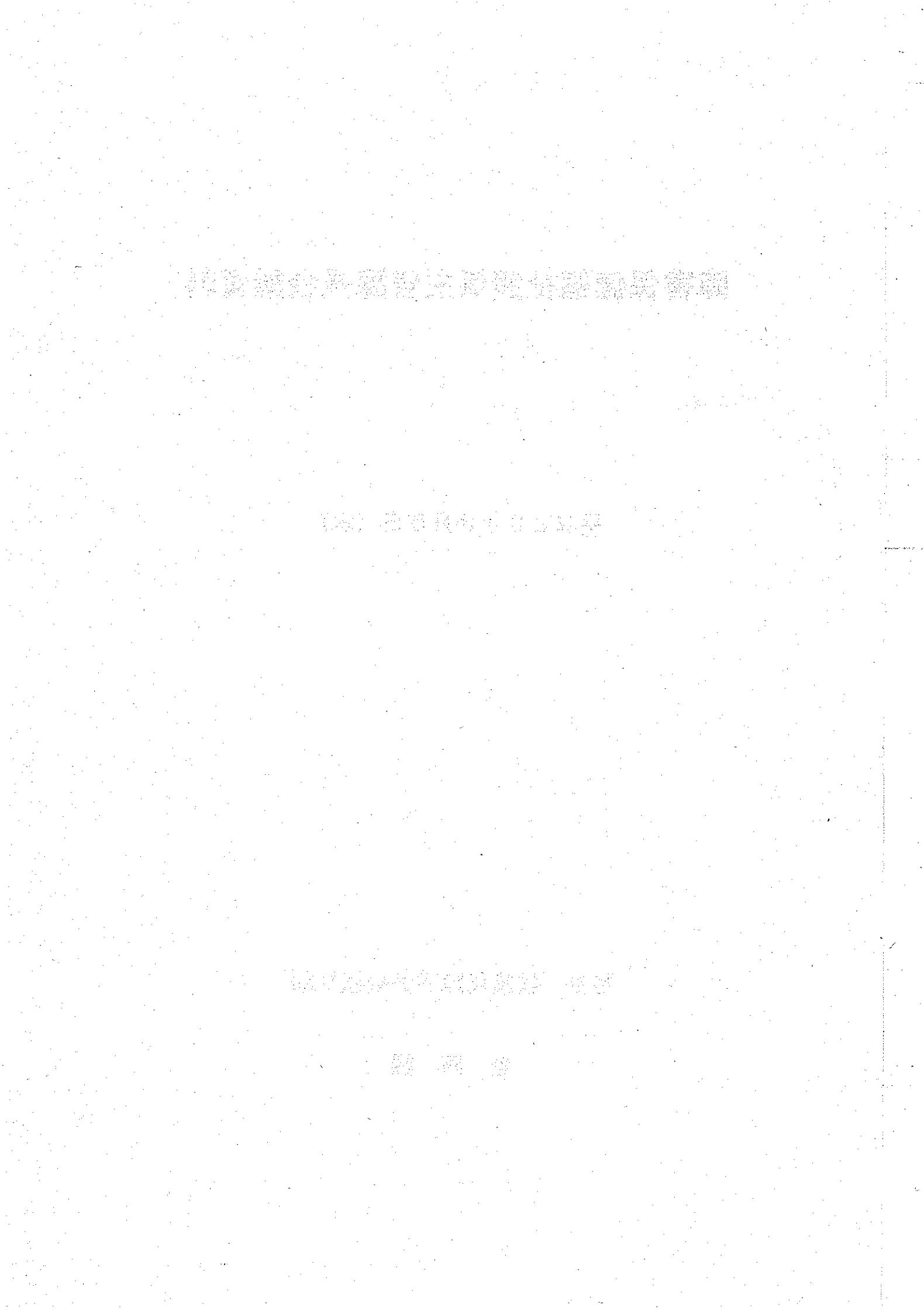
(CONTINUED)

# **障害保健福祉関係主管課長会議資料**

**平成20年3月5日（水）**

**社会・援護局障害保健福祉部**

**企画課**



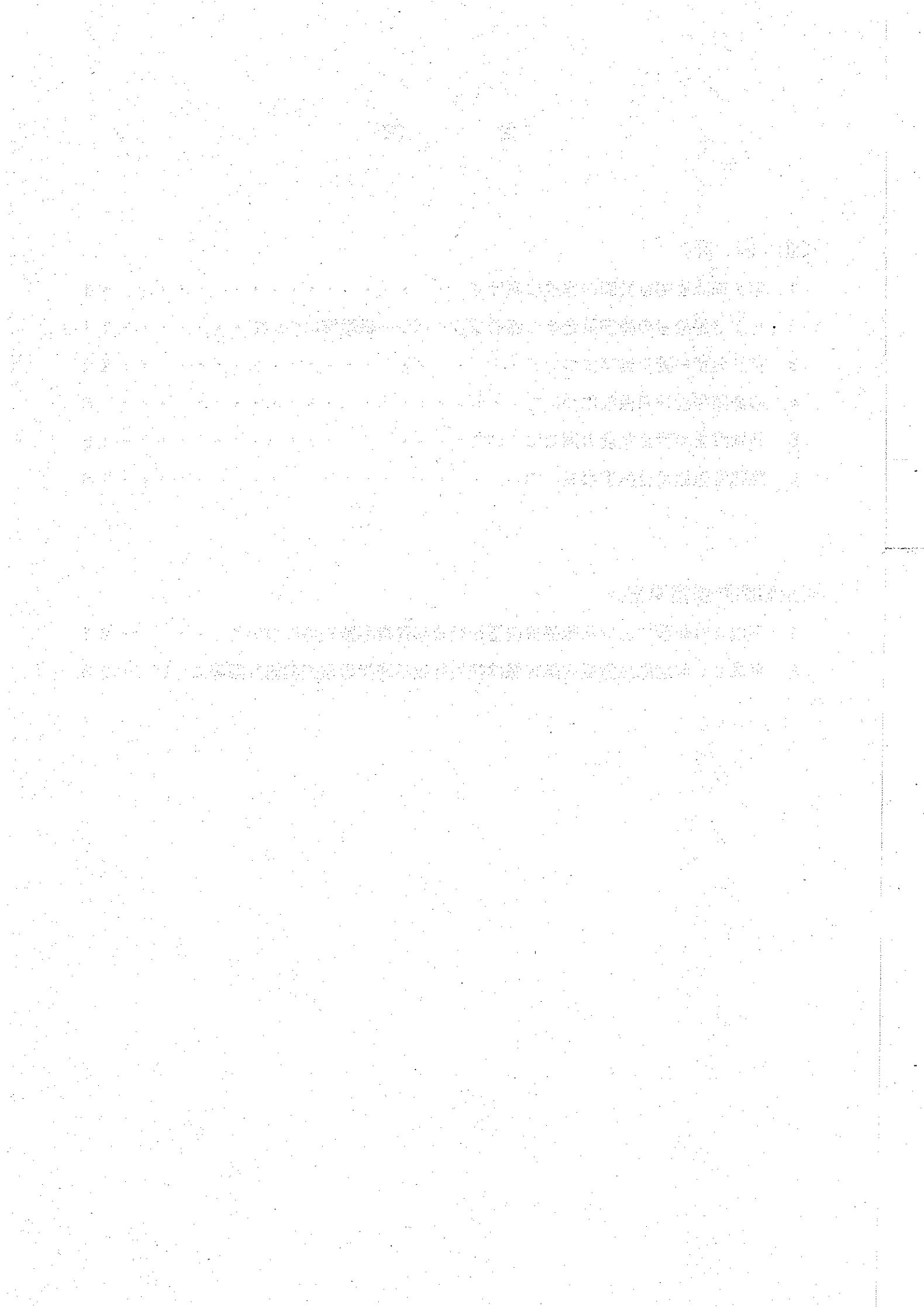
## 目 次

### 〈企 画 課〉

1 第2期障害福祉計画の作成に向けて ······	1
2 H I V感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について ······	11
3 特別児童扶養手当等について ······	12
4 心身障害者扶養保険について ······	16
5 特別障害給付金制度の周知について ······	16
6 障害者保健福祉推進事業について ······	18

### 〈企画課監査指導室〉

1 平成20年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について ······	21
2 平成20年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について ·	23



# **<企 画 課>**



## 第2期障害福祉計画の作成に向けて

- 平成21年度から、第2期計画がスタートする。
- 第1期計画の策定の際は、障害者自立支援法の施行業務などと重なり、必ずしも十分な検討ができるなかった地方公共団体も多いと推測される。
- 第2期計画においては、次のような基本的方向に向けて、現状把握と分析を十分に進めることが望まれる。

### 1 サービスの基盤整備につなげる

- サービス量を機械的に見込むのではなく、  
①各地域のかかえる問題は何かを把握・分析した上で、  
②これを解決するために、どのようなサービスが必要かを明らかにし、  
③それを実現するための基盤整備量(事業所数等)を、できる限り具体化する。

### 2 都道府県が市町村と協働して「区域単位のサービス基盤を考える

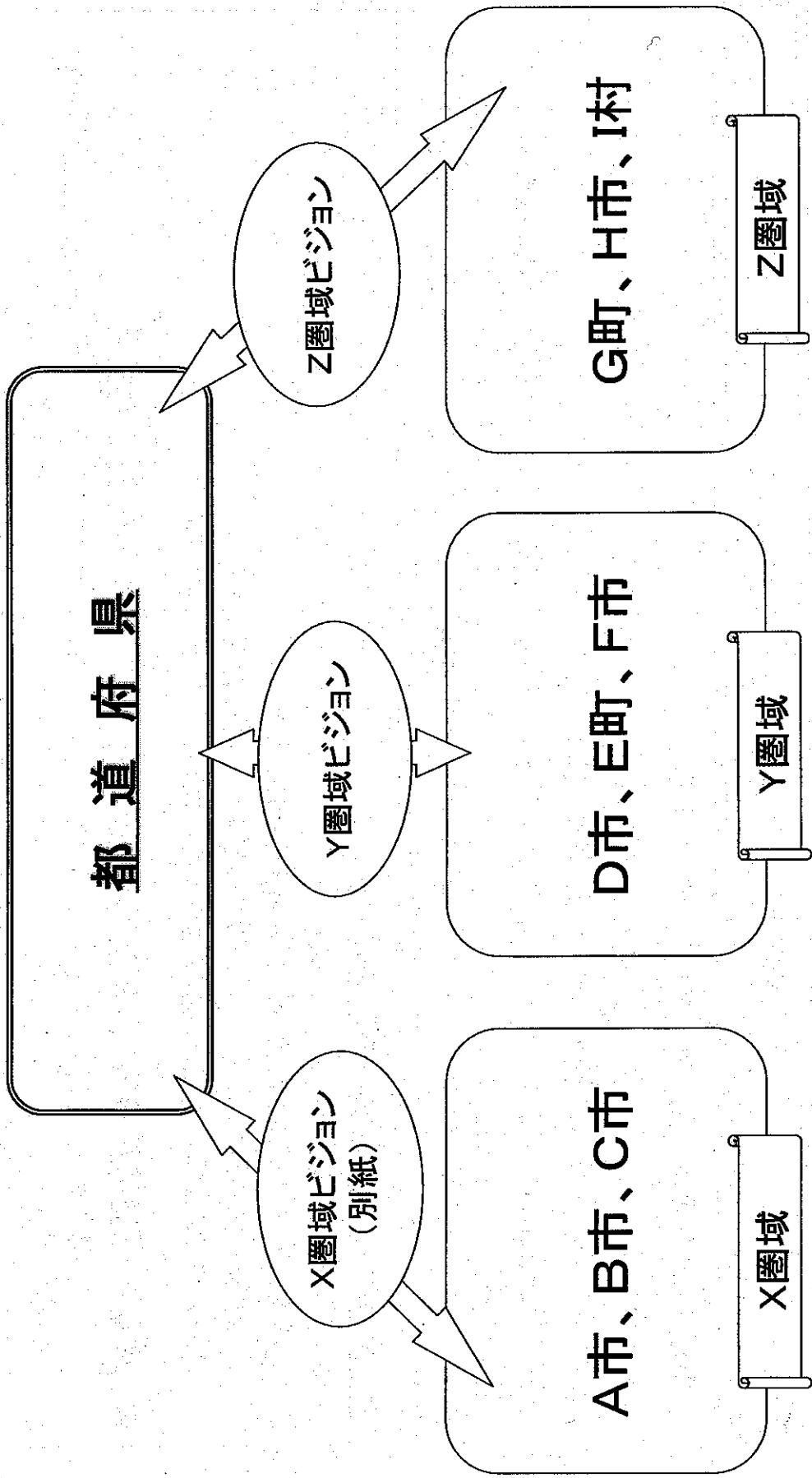
- 入所施設や精神科病院との関係を考えていく場合、一般に市町村単位では狭すぎる一方、都道府県単位では広すぎる。
- このため、第2期計画では、「(障害保健福祉)区域」単位での入所(入院)・居住・通所・居宅サービスの現状を明らかにするとともに、地域移行に必要なサービス基盤の必要量を明らかにする。

### 3 個々の障害者に対してサービス相互が有機的につながる仕組みを考える

- サービス基盤が整備されるだけではなく、それが個々の障害者の状態や置かれている環境、更にはその希望も踏まえて、総合的に提供される必要がある。
- このため、相談支援体制の強化、保健・福祉・教育・労働などを横断する自立支援協議会の設置とその活用についても、できる限り具体化する。

## (障害保健福祉) 圏域のイメージ

- 圏域については、2次医療圏なども踏まえながら、入所(入院)・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定。



## 障害保健福祉圏域のビジュヨン（人口30万人の場合）

別紙

障害福祉サービス給付 20.6億円(注5)  
自立支援医療給付 6.0億円(注6)  
精神及び行動の障害に係る医療費  
4.3.4億円(注7)

総  
高齢者(65歳以上)： 30.0万人  
身体的障害者： 6.4万人(注1)  
精神知能障害者： 1.1万人(注2)  
精神及び行動の障害に係る医療費  
0.2万人(注3)  
精神知能障害者： 0.7万人(注4)

居住系

平成18年度

○入所：405人(注10)  
知的：259人(注11)  
重心：26人(注12)  
その他：120人(注13)

[地域へ]  
**44人**  
(10.9%)

○精神科病院  
811床(注14)

[地域へ]  
**86人**  
(10.6%)

○G H等：**86人**  
(注15)  
13か所

**185人**  
28か所  
(2.2倍)

○公営住宅(H17)  
5.042戸(注16)



学 校

平成18年度

小学校：	52校	(注17)
中学校：	25校	(注18)
特別支援学校等在校生：	249人	(注19)
中学部卒業者 <平成23年度>		
18人(注20)	→ 20人	
高等部卒業者 <平成23年度>		
33人(注21)	→ 39人	



日中活動系

平成23年度

○ヘルパー  
**251人**  
(1.7倍)

日中活動  
**343人分**  
16か所  
(1.3倍)

○全雇用者  
**102,861人**  
うち障害者  
1,141人  
うち福祉施設から  
5人  
(注25)  
うち障害者  
1,141人  
うち福祉施設から  
5人  
(注26)  
うち福祉施設から  
21人  
(4.2倍)



※(注)は、別添参照

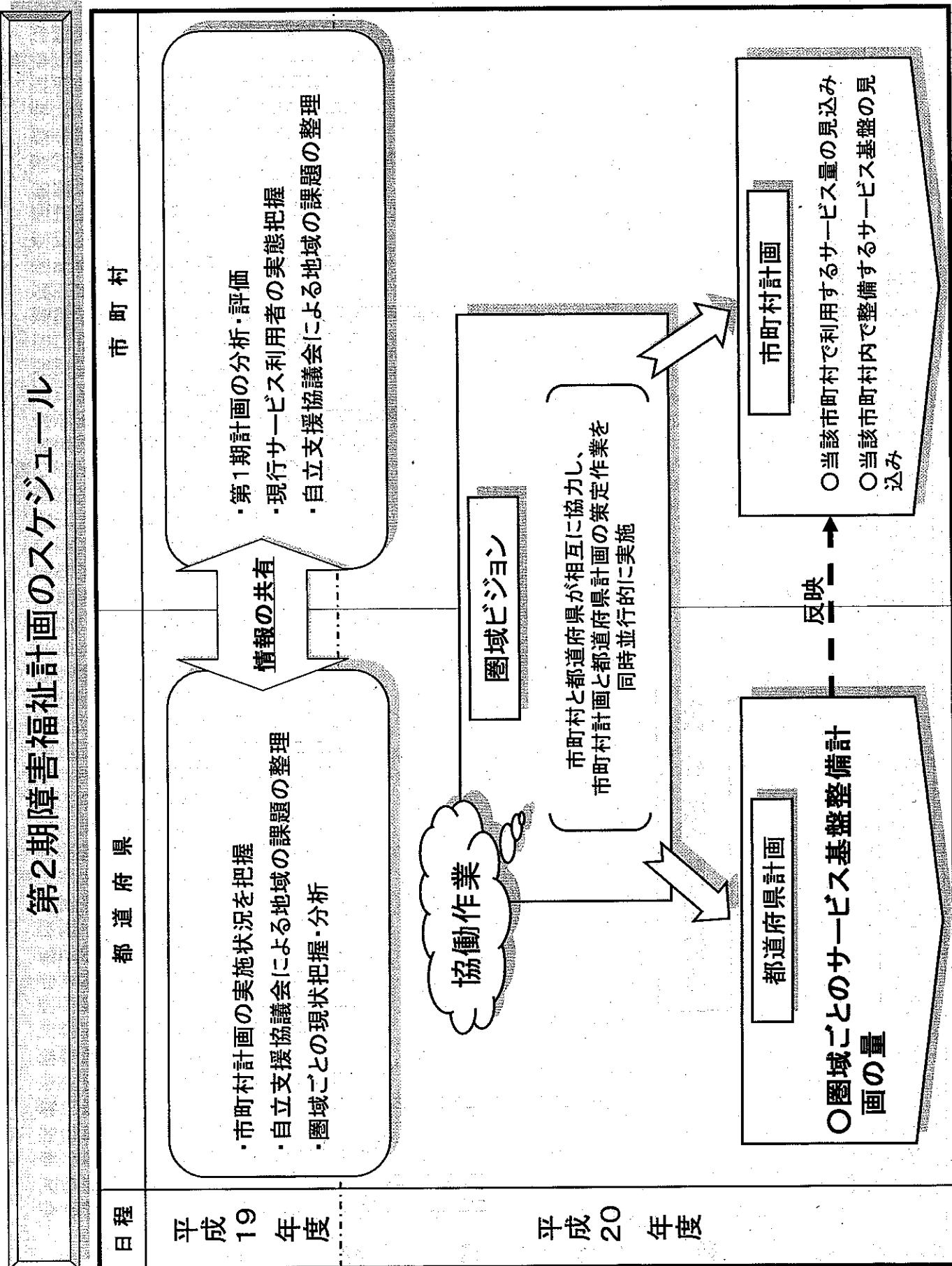
別添

○ 総人口約1億2800万人に対する圏域人口30万人の割合を基礎として、算出。

- (注 1) 総務省推計人口による65歳以上人口  
2,772万人(平成20年2月)
- (注 2) 福祉行政報告例(平成18年度)の身体障害者手帳交付台帳搭載数4,895,410人
- (注 3) 同上の療育手帳交付台帳搭載数727,853人
- (注 4) 平成17年患者調査の精神障害者全数  
302,8万人
- (注 5) 平成19年度予算4,473億円より算出
- (注 6) 平成19年度予算1,313億円より算出
- (注 7) 平成17年度国民医療費1兆8,863億円
- (注 8) 平成19年度予算6兆6,691億円
- (注 9) 平成17年度国民医療費33兆1,289億円
- (注10) 社会福祉施設等調査(平成18年)176,002人
- (注11) 同上112,512人
- (注12) 同上11,215人
- (注13) 同上52,275人
- (注14) 医療施設(動態)調査(平成18年)352,437床
- (注15) 平成19年3月実績37,499人

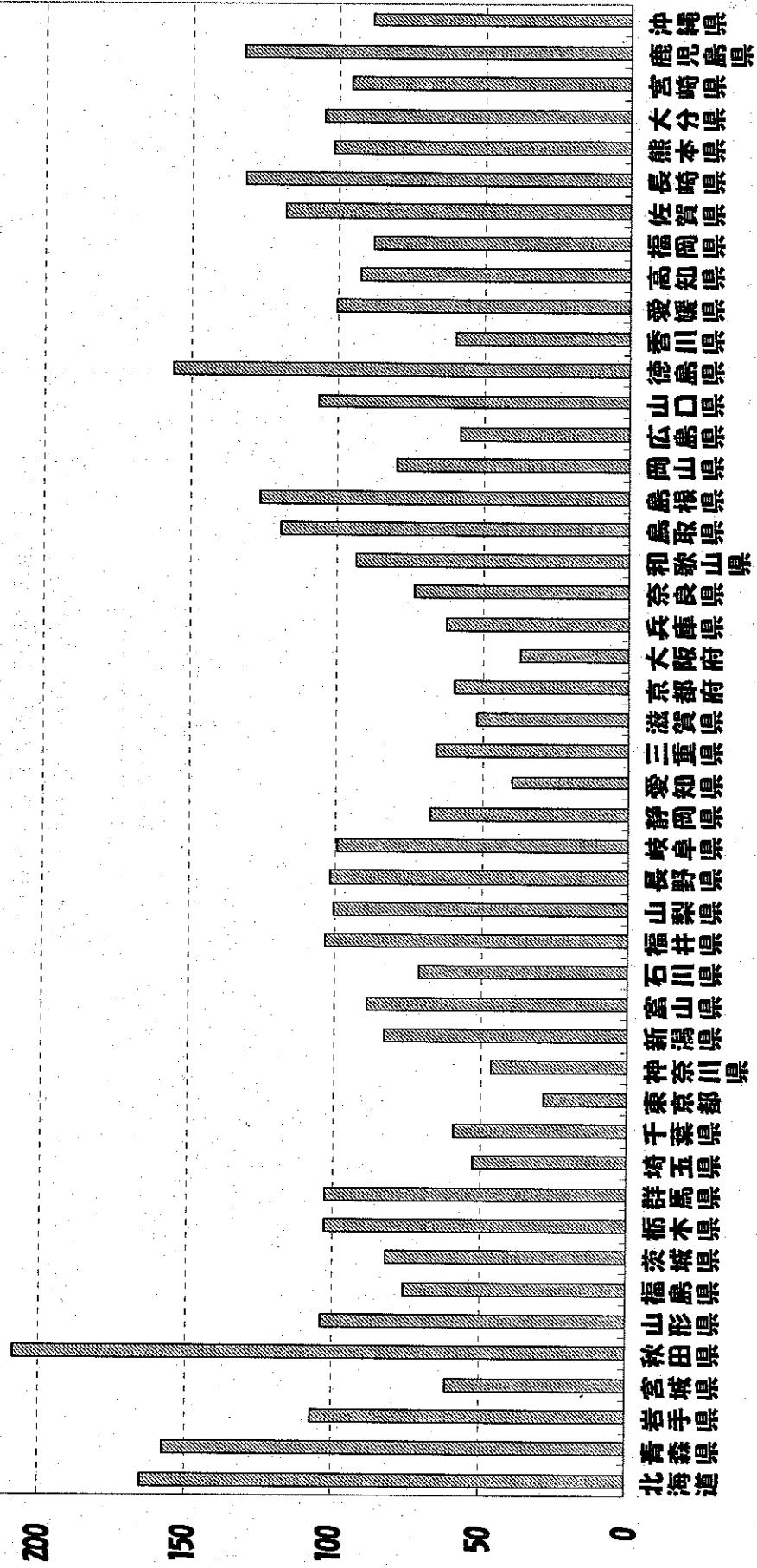
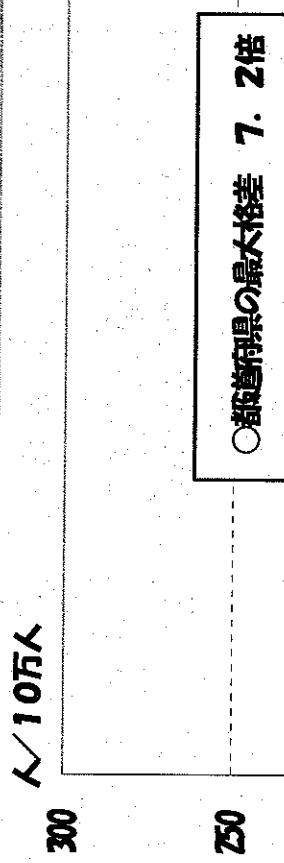
- (注16) 土地交通省調べ219,2万戸(平成17年度末)
- (注17) 平成19年学校基本調査(文部科学省)平成19年5月1日現在22,693校
- (注18) 同上10,955校
- (注19) 同上108,173人(在学者数)
- (注20) 同上7,680人(平成19年3月)
- (注21) 同上14,284人(平成19年3月)
- (注22) 社会福祉施設等調査(平成18年)66,088人
- (注23) 同上115,031人
- (注24) 同上5,267か所
- (注25) 毎月勤労統計調査(平成19年12月)  
44,722,000人
- (注26) 平成15年度障害者雇用実態調査496,000人

## 第2期障害福祉計画のスケジュール



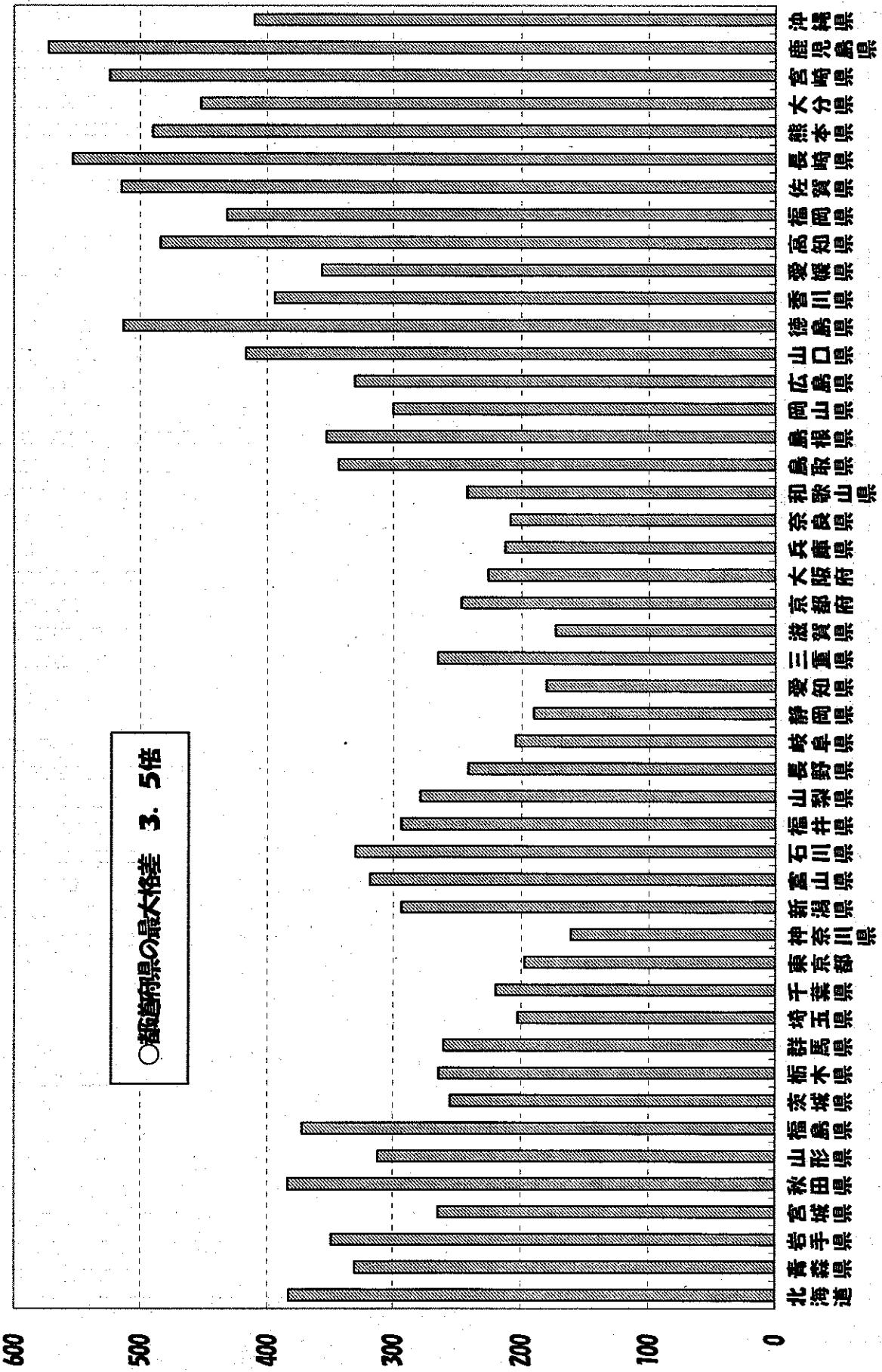
## 障害福祉サービス供給量の都道府県別比較【知的入所更生（平成18年度）】

## ○社会福祉施設等調査(平成18年)より集計



## 【精神病床の都道府県別比較（平成18年度）】

○医療施設(動態)調査(平成18年)より集計



# 障害福祉サービス供給量の都道府県別比較 【グループホーム・ケアホーム】

人分/10万人

160

140

120

100

80

60

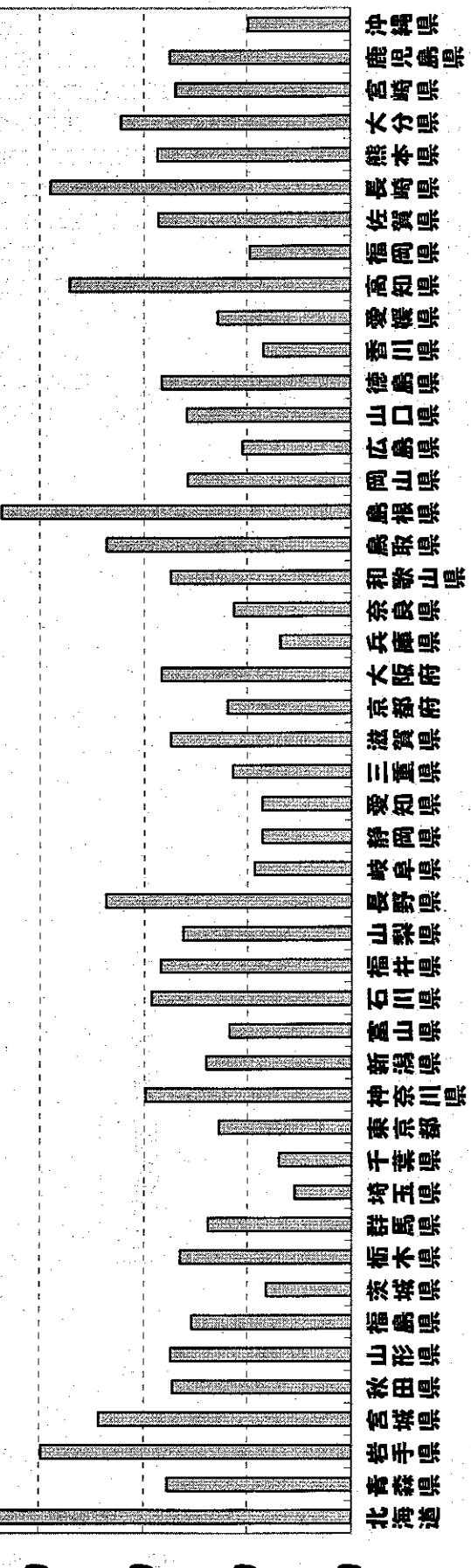
40

20

0

○都道府県の最大格差 6.3倍

○平成19年4月11日付事務連絡「障害福祉計画にかかる報告等の提出について(依頼)」に基づく報告結果により集計

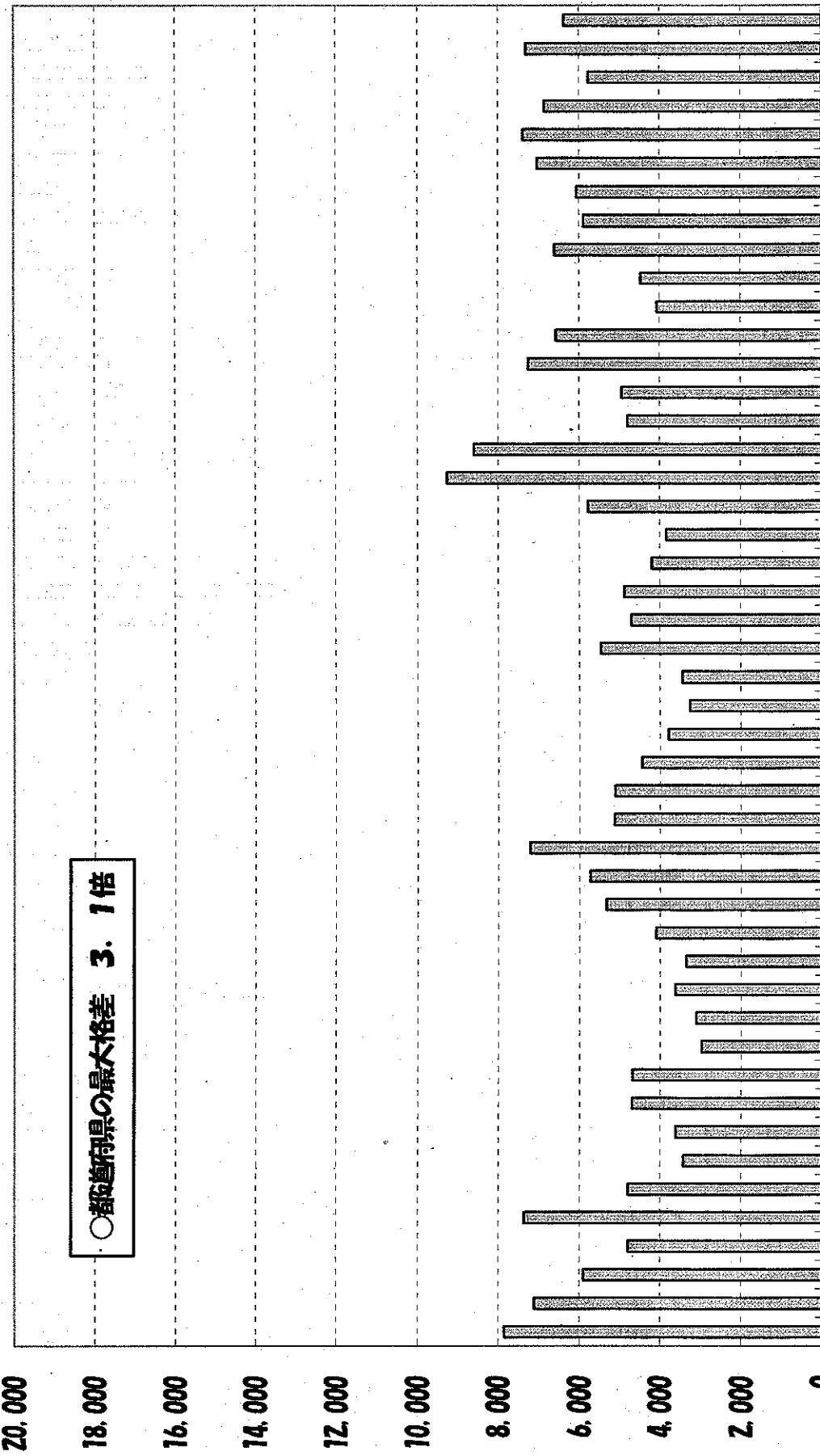


## 障害福祉サービス供給量の都道府県別比較（平成17年度）

○平成19年4月11日付事務連絡「障害福祉計画にかかる報告等の提出について(依頼)」に基づく報告結果により集計

人日分/10万人

### ○都道府県の最大格差 3.1倍



北海道  
青森県  
岩手県  
宮城県  
福島県  
秋田県  
山形県  
鳥取県  
島根県  
岡山県  
広島県  
山口県  
徳島県  
香川県  
愛媛県  
高知県  
福岡県  
佐賀県  
長崎県  
熊本県  
大分県  
鹿児島県  
沖縄県

# 障害福祉サービス供給量の都道府県別比較（訪問系）

時間/10万人

12,000

○都道府県の最大差：6.4倍

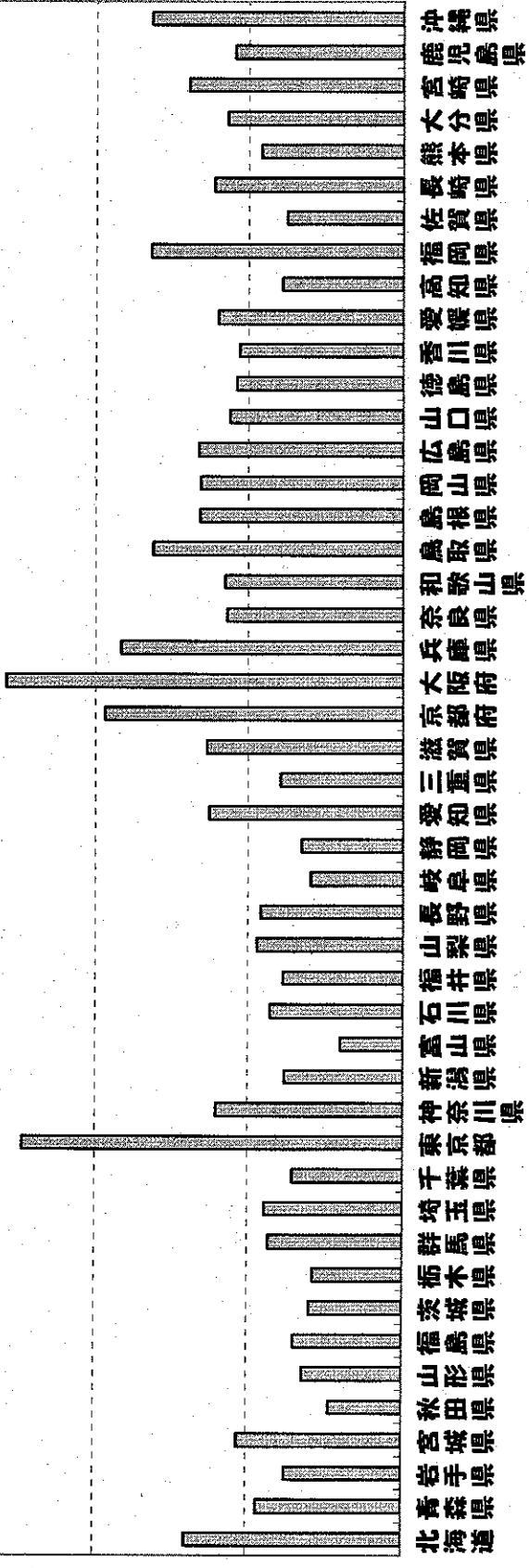
8,000

6,000

4,000

2,000

0



○平成19年4月11日付事務連絡「障害福祉計画にかかる報告等の提出について(依頼)」に基づく報告結果により集計

## 2 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護等について

HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、10年目を迎えている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する助言をお願いいたしたい。

また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いたしたい。

さらに、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）を受ける指定医療機関は、原則として1つの障害につき1つの指定医療機関で対応することとしているところであるが、HIV感染者のように、受給者がおかれている個々の治療状況に応じて、1つの指定医療機関だけで対応することが困難であることに対してやむを得ない理由があり、当該医療機関間で十分な連携を行うことが可能であれば、複数の指定医療機関で対応することも可能であるので、関係機関に対して周知をお願いしたい。

### 3 特別児童扶養手当等について

#### (1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」及び昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）の規定に基づいて、毎年度、消費者物価指数の上昇又は低下に応じ、手当額を改定することとされている。

平成11年以降、消費者物価指数は低下したが、平成12年度から平成14年度の3年間は、公的年金と同様、社会経済情勢に鑑みて特例措置により手当額を据え置いた。

平成15年度及び平成16年度については、平成11年から平成13年の3年間の消費者物価指数の下落分（△1.7%）は反映させず、それぞれ直近1年間の消費者物価指数の下落分のみの額の改定を行うという公的年金と同じ取扱いとした。

平成17年度以降は、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定に基づき、物価が上昇した場合には、手当額を据え置き、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げるにより、段階的に特例措置分（△1.7%）を解消することとなっている。

平成20年度においては、平成19年の消費者物価指数は前年と同水準だったため額の改定を行わず、手当額を据え置くこととしているので、関係機関・関係団体への周知方お願いしたい。

(現 行) (平成20年4月～)

特別児童扶養手当 (1級)	50,750円	→ 据え置き
(2級)	33,800円	→ 据え置き
特別障害者手当	26,440円	→ 据え置き
障害児福祉手当	14,380円	→ 据え置き
福祉手当（経過措置分）	14,380円	→ 据え置き

#### (参 考)

障害基礎年金1級（月額）	82,508円	→ 据え置き
障害基礎年金2級（月額）	66,008円	→ 据え置き

手当額については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

## (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

### 本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収) 770.7万円 → 据え置き  
その他(2人世帯・年収) 565.6万円 → 据え置き  
扶養義務者等(6人世帯・年収) 954.2万円 → 据え置き

## (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成19年度事業実績報告及び平成20年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となる予定である。

	18年度	19年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,340円	2,360円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,461円	1,466円

## (4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ① 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間(2ヶ月以上)に及んでいる事例
- ② 障害程度の認定事務にあたり
  - イ 特別児童扶養手当において、障害程度認定基準の適用について、総合的判断により障害を認定した場合に判断理由を明確に記録していない事例
  - ロ 特別障害者手当等において、医学的専門的判断を必要とする場合に、医師による審査が行われずに認定している事例
- ③ 有期再認定の際の額改定事務において、
  - イ 増額改定の場合に、受給者が額改定請求書の提出を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
  - ロ 減額改定又は受給資格喪失の場合に、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例

- ④ 2年以上連續して所得限度額を超える支給停止になる場合は、所得状況届の提出義務がないにもかかわらず、所得状況届の提出を求めている事例
- ⑤ 児童の死亡や施設入所により債権発生しており、特にその過払い期間が1年以上の長期にわたる事例

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うようお願いする。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底をお願いしたい。

#### (5) 特別児童扶養手当支払事務について

郵政民営化に伴い、平成19年10月から厚生労働省において支払事務を行うこととなったが、都道府県から提出されるデータに口座名義等の不備があるため支払不能が発生しているところである。今後、振込先を適切に確認すること等により支払不能の再発防止に努めていただくようお願いしたい。

##### ●支払不能発生原因の主な例

- ① 口座名義相違
  - ・婚姻等により姓が変更になったが口座名義が旧姓のまま
  - ・受給者の口座ではなく子どもや配偶者等受給者以外の口座番号を登録
- ② 該当口座なし
  - ・振込先口座申出書からシステムへの入力ミス
- ③ その他
  - ・振込手続きのできないゆうちょ銀行の「通常貯蓄貯金」の口座を登録

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】 (単位: 円)

扶 親 族 等 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
平成 20 年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000
平成 19 年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位: 円)

扶 親 族 等 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
平成 20 年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000
平成 19 年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000

#### 4 心身障害者扶養保険について

心身障害者扶養保険制度については、平成8年の改正以降、①近年の運用利回りの低下、②障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増加などにより、将来の年金の支払いが不可能になる恐れが生じているため、平成19年3月、外部有識者等からなる「心身障害者扶養保険検討委員会」を設置・検討し、9月に「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」を取りまとめたところであり、これらを踏まえ、所要の見直しを行うこととした。（「心身障害者扶養保険検討委員会報告書」については、厚生労働省HP参照）

制度の見直しについては、現在のところ、新たに本制度に加入することとなる東京都を含め27の自治体において既に条例改正が行われたところであるが、引き続き、制度改正に係る円滑な事務処理についてご協力方お願いしたい。

なお、今回限りの特例措置として、平成20年3月12日（水）までに独立行政法人福祉医療機構に保険対象加入者等追加申込書を提出し、加入の承諾がなされた者については、平成20年3月31日（月）を加入日とする特例的な取扱いを行うこととしたところである。（平成19年10月30日障企発第1030006号）

#### 5 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかつたことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として特別障害給付金を給付する措置が平成17年4月1日から施行されている。本制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により各都道府県民生主管部局長あて依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

#### 平成20年度支給額

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額50,000円（2級の1.25倍）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額40,000円

(別添)

障企発第 0807001 号  
平成 18 年 8 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長

### 特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成 16 年法律第 166 号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成 18 年 5 月 12 日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考 1、2 の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

#### （周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(別添)

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

## 6 障害者保健福祉推進事業について

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。このため、障害者の自立支援の充実のための先駆的、試行的な取組に対して本事業により助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

### (1) 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための先駆的、試行的な取組に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

### (3) 事業の区分

- 障害者自立支援調査研究プロジェクト
- 障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的、試行的な取組について、幅広く対象とする。

なお、平成20年度においては、特に次のテーマに関する事業実施の提案について優先的に採択を行うこととしている。

- ア 新体系ビジネスモデル研究事業
- イ 新体系サービスの質の向上を目指した研究開発事業
- ウ 相談支援の機能強化を図るための調査研究事業
- エ 自立支援協議会運営活性化推進事業
- オ 障害者の地域生活移行を推進するための調査研究事業
- カ 発達障害者の地域支援を効果的に行うための調査研究事業
- キ 精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業
- ク 精神科医療の機能強化に関する調査研究事業
- ケ 地域生活支援事業等の効果的な実施方法の推進及び今後のサービスのあり方に関する調査研究事業
- コ 利用人員が10人に満たない小規模作業所の新体系への移行に向けた体制整備を図るための調査研究事業

サ 福祉用具（支援機器）の開発及び機器の使用による支援のあり方に  
関する調査研究事業

シ 情報コミュニケーション支援のあり方のための調査研究事業

ス 障害者の芸術文化活動の普及と作品の評価向上に関する調査研究事  
業

セ 災害等緊急時の障害者支援の充実、強化に関する調査研究事業

(4) 補助基準額等

① 補助基準額

1事業当たり 2,000万円以内を基本とする。

ただし、事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、  
この限りではない。

② 補助率

定額10／1.0相当

(5) 留意事項

事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則とし  
て採択しない。

ア 単年度で終了しない事業

イ 前年度からの継続事業（新たに展開する部分があれば、当該部分  
に限り対象となりうる。）

ウ 自立支援給付費、地域生活支援事業費その他の補助制度による  
補助対象事業及び国庫補助が廃止（又は一般財源化）された事業並  
びに地方自治体の単独事業で実施していた事業

エ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託  
する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部  
分を占める事業

オ 事業の大部分が設備、備品購入費等である事業（建物の改修費等  
の経費は補助対象とならない。）

カ 営利を目的とする事業

(6) 執行スケジュール

平成20年2月26日 実施協議の通知

3月24日 実施協議の締め切り

4月上旬 実施要綱の通知

5月中旬 評価のための委員会開催

6月上旬 採択・内示

# **<企画課監査指導室>**



## 1 平成20年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

### (1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日障発第0426001号～障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参考として、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

都道府県・指定都市並びに中核市においては、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施に当たって、指定事業者等による法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導ができる限り実地に行うようご配意をお願いしたい。また、管内市町村に対しては適切な支給決定などに重点を置いた指導をお願いしたい。

### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

#### ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」(平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」)を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

#### イ 平成20年度指導監査の重点事項等

##### (ア) 特別児童扶養手当について

###### ① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等の確保。

② 適正な請求書受理事務  
認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認の徹底。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づかずして認定している事例が依然として認められるので、障害程度認定基準に基づく的確な認定。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についての周知徹底。

(3) 精神科病院に対する実地指導について

精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院

者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られるよう適正かつ効果的な実地指導をお願いしたい。

## 2 平成20年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 障害者自立支援法に基づく支給事務等の実地指導について

障害者自立支援法に関する実地指導については、平成20年度から実施することとしているが、実地指導の対象となる都道府県の選定及び実施時期については、後日通知する予定である。

### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、後日通知する予定である。

### (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び感染症法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力を願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成20年度においても、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の実地検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配意をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

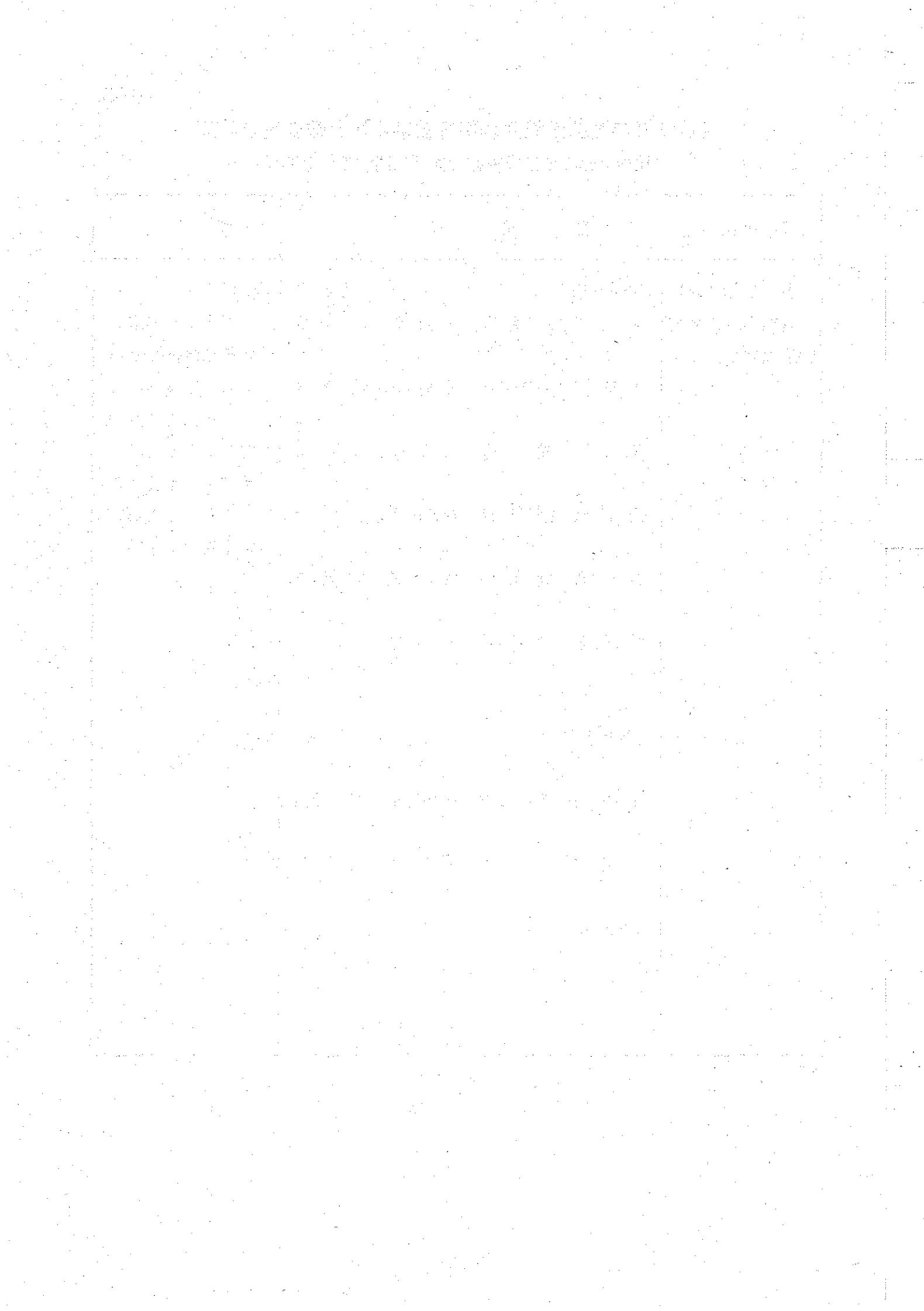
- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病床の利用状況
- ウ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- エ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- オ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求等の処理状況
- カ 精神医療費の公費負担事務処理状況
- キ 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

3 その他

平成19年度特別児童扶養手当等に係る指導監査の実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

平成 20 年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画  
 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに 実施期間を定めて 別途通知する。	(都道府県) [24] 宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 香川県 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県	(注) 1 平成 19 年度の 対象自治体であつ ても、当該年度に おける指導監査の 結果によっては、 平成 20 年度にお いて追加して実施 する場合がある。
	(指定都市) [9] 札幌市 さいたま市 横浜市 新潟市 大阪市 堺市 神戸市 広島市 北九州市	
	[合計 33]	

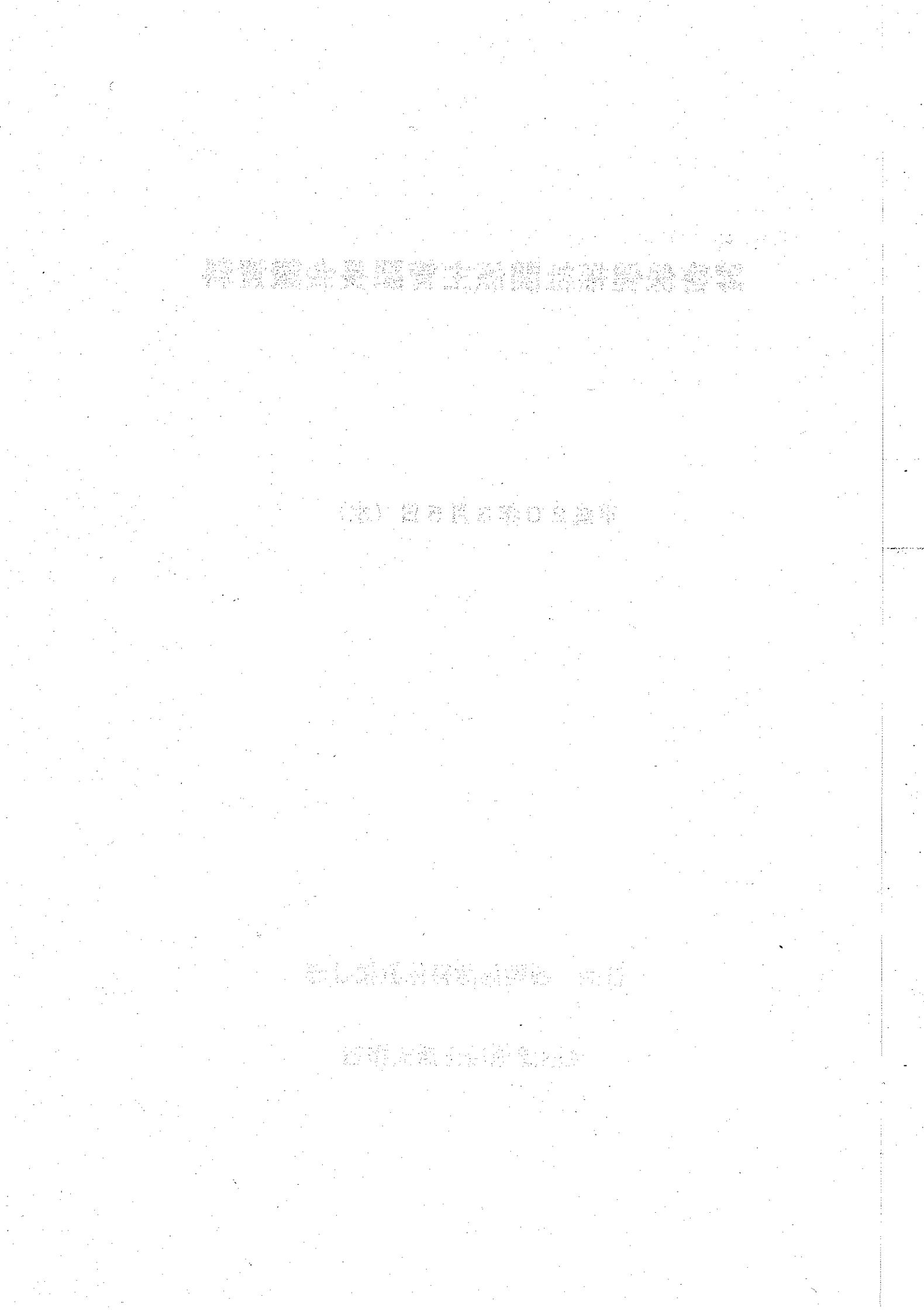


# **障害保健福祉関係主管課長会議資料**

**平成20年3月5日（水）**

**社会・援護局障害保健福祉部**

**企画課地域生活支援室**



第1回障害者自立支援法による地域活動支援事業の実施について  
目次 次回の開催日程について

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について	1
2 地域生活支援事業について	1
3 障害者の社会参加の促進について	8
4 身体障害者補助犬法の改正について	11

○ 参考資料

2-1 地域生活支援事業の実施事例	13
2-2 地域生活支援事業（必須事業）の実施状況	40
2-3 移動支援事業の実施状況【都道府県別】	41
2-4 コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】	42
2-5 日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】	43
2-6 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	44
2-7 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修開催要項（案）	45
2-8 地域活動支援センター等に係る交付税措置（基準財政需要額）について	47
2-9 地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置について（案）	48
2-10 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準新旧対照表（案）	50
2-11 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について（障害保健福祉部長通知）（案）	51
2-12 コミュニケーション支援事業等の実施事例	53
2-13 小規模作業所の新体系等への移行状況調査	66
2-14 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】	67
2-15 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】	68
2-16 移行等支援事業実施事例	69

3-1	障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況（平成19年度）	102
3-2	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	103
3-3	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション 支援について（例）	104
3-4	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 都道府県別実施状況（平成19年度）	105
3-5	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数	106
3-6	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	107
3-7	平成20年度開催予定の主な障害者スポーツ国際大会	108
3-8	第8回全国障害者スポーツ大会（チャレンジ！おおいた大会）	109
3-9	国際障害者交流センターの概要	111
3-10	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	112
4-1	ほじょ犬ポスター	113
4-2	ほじょ犬パンフレット	114

## 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の着実な実施について

昨年2月の障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金により、既に様々な事業者対策を実施しているところであるが、さらに、昨年12月、与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームにより障害者自立支援法の抜本的見直しの報告書がまとめられ、「緊急措置」として、「事業者の経営基盤の強化」を図るための事業を新たなメニューとして基金に追加したところである。

各自治体におかれでは、管内事業者をはじめとする関係各方面に新たなメニューを含めた事業の周知徹底をお願いする。

また、本事業は、事業者に対する激変緩和や新法への移行等のための緊急的な経過措置等であり、できる限り早期に執行すべきものである。

基金を活用した各種メニュー事業が平成20年度で最終年度を迎えることから、都道府県においては、早急に新たなメニューの実施要綱及び交付要綱の整備を行うとともに、市町村・事業者の要望を踏まえた計画の見直しを行い、基金の有効活用及び計画に基づいた、着実な事業の実施についてお願いする。

## 2 地域生活支援事業の円滑な実施について

### (1) 地域生活支援事業の実施に係る基本的な考え方について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、移動支援事業など各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしている。

また、本事業は、統合補助金であり、交付された補助金については、市町村及び都道府県の裁量で個々の事業に配分することができるなど、自治体の裁量が最大限発揮できるものであることから、それぞれの地域の実情や障害者等のニーズを十分に踏まえたうえで、事業が効率的・効果的に展開されるよう着実な実施をお願いする。

今般、平成18年度「障害保健福祉推進事業等（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」（助成先：社会福祉法人全国社会福祉協議会）において、資料2-1のとおり、自治体における地域生活支援事業の効率的・効果的な実施事例が取りまとめられたところであり、各市町村等における移動支援事業等の実施にあたり参考としていただきたい。

引き続き、厚生労働省として各都道府県及び市町村における取組事例について、情報収集を進めることとしており、管内市町村における取組を含め、事例の情報

提供について協力をお願いする。

提出については、障害保健福祉部企画課地域生活支援室地域生活支援係までお願いする。

## (2) 地域生活支援事業の必須事業未実施市町村への支援について

平成19年度における事業の実施状況（地域生活支援事業費補助金交付申請ベース）については、資料2-2のとおりであるが、例えば、移動支援事業の実施状況については、1,569市町村／1,481市町村（実施率86.30%）であり、コミュニケーション支援事業の実施状況については、1,414市町村／1,818市町村（実施率77.78%）となっており、実施市町村の割合は着実に増加してきている。

一方、地域生活支援事業の必須事業の各事業について、未だ事業を実施していない市町村も存在しているところであるが、市町村においては、市町村内に居住する障害者等のニーズを踏まえ、必要な者に対して必要なサービスが提供されるよう事業化に努めるとともに、都道府県においては、管内市町村における事業の実施状況の把握に努め、管内市町村と連携しつつ、必要なサービスが提供されるよう支援をお願いする。

### （参考資料）

- ・（資料2-3） 移動支援事業の実施状況
- ・（資料2-4） コミュニケーション支援事業の実施状況
- ・（資料2-5） 日常生活用具給付等事業の実施状況

## (3) 地域生活支援事業に係る平成20年度予算（案）について

平成20年度地域生活支援事業費補助金については、昨年度と同額の400億円を確保したところである。

なお、裁量的経費については、予算編成の方針として3%の削減が求められていることや、従来、地域生活支援事業のメニュー事業として実施されていた「精神障害者退院促進支援事業」（都道府県事業）が「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として地域生活支援事業とは別の補助事業の枠組みとして実施されること等による減少分を勘案すると、平成20年度地域生活支援事業に係る予算額（案）は実質的な増額となっているところである。

## (4) 平成20年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

平成20年1月17日「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」におい

て、平成20年度における地域生活支援事業の配分方法については、平成21年度に人口割とする方針としていたが、各自治体の事業の実施状況を踏まえ、再検討することとする旨をお伝えしたところである。さらに、検討の基本的な方向性としては、従来と同様に全国における各事業の実施水準の均てん化を図り、全国のあらゆる地域において障害者等が必要な地域生活支援事業の支援を受けることを可能とする観点で行うことについては変更ない旨をお伝えしていたところであるが、具体的な配分方法については、引き続き、検討することとしている。

#### (5) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成20年度の地域生活支援事業の実施要綱については、現在、以下のア及びイの改正を予定している。

ア 都道府県事業における、別記8の2の(2)「精神障害者退院促進支援事業」の削除（「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として実施されることによるもの）

イ 都道府県事業における、別記9の「サービス・相談支援、指導者育成事業」に、「(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業」を追加（各市町村における移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービス提供者の資質向上を図ることが可能となるよう追加）

なお、イについては、今般、緊急措置としてメニューが追加された「⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」（平成20年2月12日付メールにて各都道府県・指定都市・中核市宛て送付）との関連性に留意しつつ、適切に実施していただきたい。

追って、地域生活支援事業実施要綱の一部改正（案）（資料2-6）については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

#### (6) 移動支援事業について

##### ア 移動支援事業の適切な実施について

移動支援事業については、(2)にあるように着実に実施市町村数が増加してきているところであるが、その実施にあたっては、サービスを真に必要とする障害者等に対し、利用者のニーズに応じた適切なサービスを確保することが重要である。そのため、各市町村において移動支援事業を実施するにあたっては、サービスの提供時間などについて、その利用実態を確実に把握するととも

に、サービス提供事業者においても、相談支援事業者等との連携を図りつつケアマネジメントを着実に実施し支援計画を作成するなど、必要なサービスが障害者等に提供されるよう工夫を行うこと。

また、サービス提供が事業者任せとなっている状況や突発的な利用者のニーズに対して柔軟な対応が出来ていないなど画一的な運用が行われている状況が一部の市町村で見受けられることもあることから、上記に留意しつつ、適切な実施に努められたい。

なお、移動支援事業については、税財源をもとに実施される事業であり、例えば、グループ支援型を積極的に導入し、事業の効率性を高めること、特別対策の追加メニューである「地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業」を活用し、地域住民に対する障害者等に関する普及啓発を行い、住民参加による地域の支援力を高めることにより、インフォーマルサービスの育成や活用といった取組を進め、公的なサービスとこれらの取組を有機的に連携させ、事業を効率的・効果的に実施していくことについてもお願いする。

#### イ 通院介助の範囲の拡大について

移動支援事業の利用目的の一部について、個別給付における居宅介護の適用範囲を拡大することにより対応することとしたので、移動支援事業の実施にあたりご留意をお願いする。

なお、具体的な改正内容については、障害福祉課資料により確認願いたい。

#### ウ 「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業」の実施時期等について

標記事業については、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置により特別対策のメニューに追加された「⑧ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」により実施されることとなったが、実施時期及び実施場所等については、以下のとおりであるので、積極的な参加をお願いする。

なお、今般の緊急措置の実施により、併せて地域生活支援事業実施要綱の一部を改正し、各自治体が独自に実施すべき資質向上の取組について地域生活支援事業の国庫補助により支出することを可能としたので、緊急措置の実施と併せてサービス提供者の資質向上の取組を進められたい ((5) イ参照)。

#### 【研修予定】

場所：日本盲人福祉センター及び関係施設

第1期：平成20年6月24日（火）～6月27日（金）

第2期：平成20年7月1日（火）～7月4日（金）

第3期：平成20年7月15日（火）～7月18日（金）

第4期：平成20年8月5日（火）～8月8日（金）

（注1）社会福祉法人日本盲人会連合：東京都新宿区高田馬場1-10-33

（<http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/>）電話：03-3200-0011

※ 平成20年5月以降移転（新住所：新宿区西早稲田2-18-2 電話：同上）

（注2）参加者数については、原則として、各都道府県5名以上とすることを予定している。参加者登録票については、別途、送付する。

（資料2-7）「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修開催要項」

（案）

#### （7）地域活動支援センターの適切な実施について

ア 地域活動支援センター及び小規模作業所に係る地方交付税措置の内容について

小規模作業所に係る地方交付税措置については、従来、都道府県及び市町村に計上されていたが、平成18年4月から、地域活動支援センター及び小規模作業所分として市町村に集約されている。その際、地方交付税の総額としては平成17年度と同水準が確保されており、平成19年度については、区分を整理し、地域活動支援センター等運営費補助として計上されている。（資料2-8）

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適切な実施について

いわゆる小規模作業所が地域活動支援センターに移行した場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」の国庫補助を受けることが可能になるが、従来、小規模作業所の運営が地方交付税措置により行われていたことを踏まえ、地域活動支援センターが従来の活動に加えて、例えば、職員配置を手厚くするなど、その機能を強化する場合に国庫補助の対象とすることとしている。

したがって、平成20年度においては、従来、各自治体において行われていた小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センター機能強化事業による補助を上乗せする場合に地域生活支援事業の国庫補助の対象とする予定であるので、各市町村において本事業を実施する場合には、基礎的事業及び機能強化事業に係る適切な補助額の水準の設定をお願いする。

なお、地域活動支援センターは、従来の小規模作業所とは異なり、社会福祉法に基づく法定事業として実施するものであり、その適切な実施に対して国庫

補助としての公費が投入されるものであることから、地域活動支援センターの運営について、漫然と従来からの活動を継続するのみではなく、利用者のニーズを的確に捉え、そのニーズに即した質の高いサービスの提供に努めていただくとともに、高い公共性や社会的信用の確保などが求められることについてご留意願いたい。

#### (8) 地域活動支援センターの従たる事業所の設置について

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターについては、「地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号)(以下、「省令」)に基づき実施されているところである。

しかしながら、いわゆる小規模作業所の新体系への移行にあたり、地域活動支援センターの規模要件をクリアできないなど、特に少人数で実施している事業所については、未だに課題が残されているところである。

そのため、小規模作業所については、できるだけこれまでの形態を変えず、地域に根ざした小規模作業所としての良さを失うことなく新体系への移行が促進されるよう、主たる事業所とは別の場所でサービス提供を行っているが、一体的な管理運営を行うことができる場合について、従たる事業所として運営することを可能とする予定(省令改正)であり、今般の緊急措置(「小規模作業所移行促進事業」と併せ効果的な運用をお願いする。

#### (参考資料)

- ・(資料2-9) 「地域活動支援センターに係る従たる事業所の設置について」(案)
- ・(資料2-10) 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号)新旧対照表(案)
- ・(資料2-11) 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について」(障害保健福祉部長通知)(案)

なお、省令の改正については、現在、パブリックコメントにおいて意見を募集しているところであり、所要の手続きの終了後、正式に通知する。

#### (9) コミュニケーション支援事業の適切な実施について

コミュニケーション支援事業は、市町村が実施する必須事業であるが、平成1

9年度の実施状況（地域生活支援事業費補助金交付申請ベース）は、1,414市町村／1,818市町村（実施率77.78%）である。

未実施の市町村においては、障害者等のニーズを的確に把握し、以下の点にも留意のうえ、早急な事業の実施をお願いするとともに、実施している市町村におかれても、事業の充実に努められたい。

また、都道府県におかれても、市町村間等においてサービス利用に支障が生じることがないよう、その調整や派遣事業の代行実施など積極的な対応をお願いする。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託や、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害者自立支援法施行以前から継続している手話通訳の派遣等の支援については、事業の実施主体の変更等によって、サービス内容が低下しないよう、十分な配慮を行うこと。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合については、手話通訳者の人数を調整する等、効率的な実施に努めること。
- 意思疎通を図る方法については、実施要綱に例示している手話通訳などの他にも、代筆や代読などの方法があるため、障害種別ごとのニーズを的確に把握し、事業の実施に努めること。
- 手話通訳者を設置する事業については、派遣事業の調整や、聴覚障害者への相談支援や生活支援など、効果的な活用に努めること。

#### （資料2－12）コミュニケーション支援事業等の実施事例

- ・滋賀県東近江市「東近江市地域生活支援事業実施要綱」
- ・静岡県「静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱等」
- ・群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」
- ・千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）等」

（10）コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における利用者負担について  
コミュニケーション支援事業、移動支援事業等に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないようお願いする。

（11）小規模作業所の新体系への移行のための支援等について

いわゆる小規模作業所については、平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行後、着実に地域活動支援センター等への移行に向けての取組を進めていただいているところであるが（資料2-13、資料2-14及び資料2-15）、引き続き、各市町村においては、新体系への移行のための取組をお願いする。

なお、今回一層の新体系への移行を促進するため、緊急措置として、利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所に対し、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する事業として、「小規模作業所移行促進事業」を追加したところであるので、昨年度から行われている「移行等支援事業」（移行推進コンサルタントの派遣、移行推進研修会の開催）及び「障害者自立支援基盤整備事業」（小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事等に対する助成）と併せ、積極的な活用をお願いする。

また、移行等支援事業に関する各都道府県における実施事例について、資料2-16に参考として掲載するので、特別対策の終了までの間、積極的に事業化を図られたい。

### 3 障害者の社会参加の促進について

（1）「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について  
　　昨年12月、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に政府が重点的に取り組むべき具体的な達成目標等をまとめた「重点施策実施5か年計画」が障害者施策推進本部において決定されたところである。

「情報・コミュニケーション」分野についても、「（略）障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。」という基本方針のもと、今後、関係省庁を中心に様々な施策を実施するところである。

については、各都道府県等におかれても、その趣旨等を十分御理解のうえ、障害者に対する情報・コミュニケーション支援の一層の充実に努められたい。

特に、以下の施策について未実施の都道府県におかれでは、資料3-1及び3-2を参考のうえ、関係機関、関係団体との連携を図り、早期の実施について具体的に検討されるようお願いする。

#### ○ 障害者IT総合推進事業の実施の促進

　　障害者のITの利用・活用の機会拡大を図るために、地域におけるIT支援

の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う障害者IT総合推進事業の実施を促進する。

#### ○ 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進

聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進する。

また、現在、政府全体で取り組んでいる地上デジタル放送の実施に伴い、現在、聴覚障害者が利用している「情報受信装置」のみでは使用できなくなるため、今後、現行機種の専用チューナーや新規機種である地上デジタル放送対応型の「情報受信装置」が開発される予定となっているので、お知らせする。

### (2) 災害時における障害者支援・対策

地震発生時など災害時において、障害者は「見えない」「聞こえない」「動けない」「混乱しやすい」などの障害特性から、自ら避難することが困難な状況となるため、日頃から、災害時における障害者に配慮した具体的な対応策等の検討が何より重要である。

都道府県等におかれでは、日頃から障害関係団体・施設、地域住民と連携を図り、災害時の情報伝達や安否確認、避難所・避難経路の周知、避難所における生活支援などの避難体制の整備、避難訓練の実施など、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を整備することをお願いする。

特に、視聴覚障害者は、被災時に移動や情報取得が著しく困難になることから、避難所等における情報・コミュニケーション支援についてご配慮をお願いする。

(資料3-3) は、この問題に対する各都道府県の取り組みを示すものである。

### (3) 盲ろう者向け福祉施策

視覚及び聴覚に障害を併せもつ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施については、これまで重ねて、事業の積極的な導入をお願いしてきたところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない現状にある。(資料3-4)

盲ろう者が社会参加するためには、通訳・介助員の派遣は不可欠であるため、未実施の道県におかれでは、関係団体と連携し、地域の盲ろう者の実態把握を行い、本事業の早急な実施をお願いする。

なお、社会福祉法人全国盲ろう者協会が実施している、事業未実施の道県を対象とした「盲ろう者の社会参加に関する調査・研究事業（長寿社会福祉基金事業）」については、平成20年度で事業が完了することとなるため、本年度中に

平成21年度以降の具体的な対応策の検討をお願いする。

#### (4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興

都道府県等におかれでは、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成の実施等、障害者のスポーツ、芸術文化活動の振興に、引き続き、御尽力願いたい。(資料3-5、3-6)

なお、平成20年度においては、「2008年北京パラリンピック競技大会」等の国際大会(資料3-7)や「第8回全国障害者スポーツ大会(チャレンジ!おおいた大会)」(資料3-8)、「第8回全国障害者芸術・文化祭 滋賀大会」が開催されるため、選手団の派遣並びに合宿への参加、作品の募集・出品等について、ご配慮をお願いする。

また、「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター」については、障害者の芸術・文化・国際交流活動に関する各種イベントや「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」等を実施しているため、施設の積極的な利用並びに関係機関への周知をお願いする。(資料3-9)

#### (5) 行政機関における障害者への配慮

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるように、様々な研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いする。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、障害者自立支援対策臨時特例交付金の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」での情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応に努められるようお願いする。

[参考] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

#### (6) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試

験」については、第19回試験（平成19年度）の合格発表が平成20年1月3日（木）に行われたところである。（資料3－10）

第20回試験（平成20年度）については、昨年度から引き続き、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定であるため、都道府県等におかれては、関係機関、団体への周知をお願いする。

#### 第20回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成20年10月11日（土） [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成20年10月12日（日） [会場：東京・大阪・熊本]

## 4 身体障害者補助犬法の改正について

「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成19年法律第126号）」については、平成19年11月28日に成立し、同年12月5日に公布されたところである。

法改正の主な内容は次の2点である。

### 1. 苦情の申し出について

規定なし→新たに規定

都道府県は、補助犬使用者又は受入れ側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行う。

（施行日：H20.4.1）

### 2. 民間の職場における補助犬の使用について

努力規定→義務規定（一定規模以上の企業）

一定規模以上の民間企業（従業員56人以上）は、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、補助犬の使用により事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（施行日：H20.10.1）

特に苦情の申し出については、平成20年4月1日から施行され、都道府県知事

等がこれを受けることとされていることから、関係行政機関等と連携のうえ、対応いただけけるようお願いする。

また厚生労働省においては、ポスターやパンフレット（資料4-1、4-2）、相談対応マニュアルを作成し、年度内に配布することを予定しており、配布の際には各都道府県等のご協力をお願いする。

## <参考資料>

*Epithelia*

(資料2-1)

地域生活支援事業の実施事例

メニュー	実施自治体	概要
1. ボランティアを活用した移動支援の取組み	広島県 広島市	事業者（有資格者）が実施する移動支援事業に加えて、利用者とペア登録したボランティアが対応する社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を設け、利用者の選択の幅を広げている。
2. 利用目的に応じて効率的に移動支援事業を実施した取組み	神奈川県 川崎市	利用者の障害像に応じて利用用件やサービス提供者の資格要件を緩和し、外出目的に応じた利用区分や独自の負担割合を設定している。
3. 施設利用者家族会が中心となったNPOの送迎事業	兵庫県 神戸市	施設利用者家族会が中心となり、施設公用車を使い、運転手のみをタクシー会社から派遣してもらう委託契約により、施設への送迎を実施している。
4. 高齢者等と協働した移動支援事業効率化の取組み	千葉県 印西市	障害者数が限られており、単独施策として効率的な展開が難しいため、企画部局が実施している循環バスや高齢者介護部局が実施している移送サービス事業に相乗りして移動支援を行っている。
5. 地域活動支援センターへの移行の取組み	神奈川県 川崎市	作業所が新体系事業へ移行するステップとして、地域活動支援センターを活用することを想定し、個別給付への移行や就労移行への取組みのインセンティブをつけるため、センター単価に加算の枠組みを設けている。
6. 県と市町村の協調による請求事務の共通化	神奈川県	サービスの利用が一市町村内で完結しないこと、市町村個別の対応では負担が多いことを背景に、県と市町村が協調して請求事務の共通化や地域生活支援事業に関する情報収集・市町村へのフィードバックを行っている。
7. 市町協働の事業設計と事務処理の標準化	広島県 東広島市	市町ごとの独自性を生かしつつも、必要になればいつでもどこでもサービスが利用できる環境を維持するために、また事業者・市町担当者の事務処理等を煩雑にしないために、県内市町が協働で地域生活支援事業への移行を進めた。
8. 総合的な相談支援体制構築にむけた取組み	埼玉県 東松山市	3障害の相談支援事業を統合し、年中無休24時間の相談体制を設置している。
9. 日中一時支援事業の取組み	千葉県 印西市	学校廃校跡地で、地域の集会所や教育研修施設とともに、障害児放課後対策事業を展開している。特別支援学校の送迎バス等のルートにあって保護者の送迎負担の軽減が図られていること、夕方や長期休暇も柔軟に対応できることで利用が伸びている。
10. 知的障害をもつ人の地域生活の拠点「ぶらっと」	奈良県上牧町社会福祉協議会	知的障害を持つ人が自分らしく生活するための支援とレスパイトを目的として、社協の単独事業として地域生活拠点を設置した。障害者のニーズにそって、定期的な交流の場から、喫茶店運営による一般就労と作業所の中間的な場へ、地域との接点の場へとその役割を拡大している。
11. 地域が一体となって進める障害者総合相談の取り組み	長崎県大村市社会福祉協議会	地域の多様なニーズに応えられるよう、総合的に相談から調整までのワンストップサービスを実現するとともに、それを補完する形で地域と連携した見守りネットワークやボランティア等と協力したサービス開発を行っている。

## 1. ボランティアを活用した移動支援の取組み（広島県広島市）

### ■支援費制度以前の移動支援ボランティア

広島市では、従来、「車いす等ガイドヘルパー派遣事業」「盲人ガイドヘルパー派遣事業」「知的障害者社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を実施していた。

この担い手は、利用者から推薦を受けた登録ボランティアで、年数回の研修を受講することでその質を担保していた。登録ボランティアは、福祉に理解と熱意を有する者で、利用者とペア登録で活動することから、利用者との円滑な人間関係のもとでニーズに柔軟に対応できるという利点があった。

### ■支援費制度導入後の移動支援ボランティア

平成15年4月の支援費制度における「移動介護」の導入に伴い、市は、これらのガイドヘルパー派遣事業を統合し、支援費制度に移行させることも含めて検討した。

しかし、利用者から、「従来の事業は、なじみのヘルパーを指名でき、時間等にも柔軟に対応してもらえるので使いやすい。継続してほしい」との声があったため、広島市社会福祉協議会に委託して市単独で「広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を継続することとなった。

利用者負担の面から見ると、市単独のガイドヘルパー派遣事業はもともと利用者負担がない一方、支援費の移動介護の利用者負担は大半の利用者が低所得のため、ほとんど差はなかった。

### ■地域生活支援事業における事業の一本化

今般の障害者自立支援法の施行に伴い、支援費制度の「移動介護」と「広島市障害者（児）

社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」の二事業は、事業目的が重複していることから、効果的・効率的な運営を目指して、両事業とも地域生活支援事業の移動支援事業に位置づけた。

これに伴い、二事業の担い手や運営形態の大枠に変化はないが、ガイドヘルパー派遣事業の対象者は、移動支援にあわせて精神障害者（児）まで拡大された。

また、利用できる時間は、従来の車いす等・視覚障害ガイドヘルパー派遣事業の上限時間を引き継ぎ、二事業あわせて80時間/月と設定されている。これは、4時間の外出を月20回することを想定したものである。

ガイドヘルパー派遣事業は、従来と同様、社協に委託している。委託料は、年間のサービス利用見込み+ヘルパーの交通費+利用申し込みを受け付け管理する人件費（臨時職員等）+ガイドヘルパー研修費用に基づき算定している。（18年度実績：7900万円／年）

### ■ガイドヘルパー派遣事業の課題

ガイドヘルパー派遣事業は、利用者とペア登録したボランティアが柔軟に対応できる利点があるが、ヘルパーは有資格者ではない。

このため、年数回ガイドヘルパー向けの研修会を開催し、事業目的やヘルパーの役割を十分周知するとともに、実技講習も行って質の担保に努めている。

ガイドヘルパー派遣事業は「移動支援」に比べて単価が安い。このため、利用者のニーズに応じて専門性の高いビジネスとしての「移動支援」と、気心の知れたボランティアによるガイドヘルパー派遣事業を自由に使い分けることができれば、利用者にとっても財政負担する市にとってもメリットは大きい。

なお、当面、サービス提供は一対一で、複数

は想定していない。その理由は、単価設定がしにくうこと、複数利用者を対象に均等にサービス提供できるのか、複数でも対応できるケースかどうか見極めることができるのか、危惧があるためである。また、車両型については今後の検討課題としている。

図表1 移動支援事業の概要

	移動支援事業	社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全身性障害者（児）</li> <li>○視覚障害者（児）</li> <li>○知的障害者（児）</li> <li>○精神障害者（児）</li> </ul> <p>※ただし、重度訪問介護の対象者は原則、重度訪問介護を利用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全身性障害者（児）</li> <li>○視覚障害者（児）</li> <li>○知的障害者（児）</li> <li>○精神障害者（児）（精神保健福祉手帳2,3級については、医師意見書により外出時の介護の必要性が認められた者）</li> </ul>
サービス費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1時間あたり1500円</li> <li>○行動上の困難を有する知的・精神障害者（児）については、1時間あたり2800円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○付き添い1時間あたり700円</li> <li>○付き添いに係る交通費1回あたり2000円限度（2000円を超える部分は利用者が負担）</li> </ul>
利用できる時間	月80時間が上限（2事業あわせて）	
利用手続き	○受給者証の交付を受け事業者と契約。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○付き添いをお願いできるヘルパーを推薦（同居家族、3親等内親族は不可。年1回社協の研修を受講）して、利用者・ヘルパーがペアで登録。</li> </ul>
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護世帯、市民税非課税世帯：0円</li> <li>○市民税所得割4万円未満：1割負担（1時間当たり150円又は280円）で、月額上限1500円</li> <li>○市民税所得割4万円以上：1割負担（1時間当たり150円又は280円）で、月額上限18年度3100円、19年度6200円、20年度9300円。</li> </ul>	○0円
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区役所等公的機関、医療機関への社会生活上必要な外出</li> <li>○社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出</li> <li>○通学・通所の支援については、障害児の保護者が入院した場合など一時的な場合に加え、障害児の保護者が就労する場合について、手続きをしたうえで利用可。</li> <li>×通勤、営業活動等の経済活動に係る外出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区役所等公的機関、医療機関への社会生活上必要な外出</li> <li>○社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出</li> <li>×通勤、営業活動等の経済活動に係る外出</li> <li>×通学等の通年かつ長期にわたる外出</li> <li>×社会通念上本制度を適用することが適当でない外出</li> </ul>

## 2. 利用目的に応じて効率的に移動支援事業を実施した取組み（神奈川県川崎市）

### ■移動支援事業の概要

川崎市における移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的としている。

また、移動支援事業を柔軟かつ効率的に運用する観点から、介護給付における利用条件等の緩和を図りつつ、報酬単価と利用者負担についても趣旨に沿ったものに改めることとする。

利用対象者は、重度の視覚障害児者、車イス常用身体障害者、知的障害児者、精神障害者であって、障害程度区分1以上の者を対象とし、障害児は、障害程度区分は問わないこととした。

対象となる外出は、①社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物（本人同伴）、冠婚葬祭、通院等）と②余暇活動等社会参加のための外出（外食、レジャー・レクリエーション、映画鑑賞・観劇等）である。

### ■移動支援事業の再編に当たって

移動支援事業の再編に当たっては、利用者の障害像に応じて利用要件やサービス提供者の資格要件を緩和し、外出目的に応じた利用区分や独自の負担割合を設定した。

具体的には、重度者の移動支援は、重度訪問介護・行動援護（介護給付）の利用を想定し、有資格者によってサービスの質を担保するとともに、厳格な利用要件を設けて利用者の安全の確保を企図した。

一方、中・軽度者の移動支援は、民間事業者とともにN.P.Oやボランティアの育成と活用を図る市民協働の事業と位置づけ、①支給（利

用）上限は設けない、②1日間の市独自研修受講者によるサービス提供が可能、③介護を実施したときは、実績に応じて加算という方針のもとに、利用目的に応じた2類型を設けた。

すなわち、社会生活上必要な外出については「移動支援」、余暇活動等社会参加のための外出については「ふれあいガイド」で対応することとしている。

### ■利用ニーズに応じたサービスの新設

移動支援の基本的な事業に加え、以前からニーズの大きかった通所・通学支援、見守り支援について、サービスを新設した。

通所・通学支援は、地域生活支援事業の創設により本格的にサービス化し、移動支援事業の枠組みを活用して、応諾義務を貸さない形での柔軟な運用に配慮した。また、利用者負担は、保護者の疾病により送迎できない場合は10%、就労等により送迎できない場合は50%としている。

また、見守り支援は、ふれあいガイドと同様の枠組みを活用し、学校や通所施設等の終了後、保護者等の帰宅までの隙間サービスとして位置づけるとともに、対象者として非該当となった精神障害者等も視野に入れ、障害程度区分は問わないこととした。

図表1 「移動支援」と「ふれあいガイド」の内容

	移動支援	ふれあいガイド
外出目的	社会生活上必要な外出	余暇活動等社会参加のための外出
応諾義務	あり（個別支援のみ）	なし
報酬単価	個別給付（家事援助）の単価は保障 ・本体報酬：150 単位／時間 →4 時間超まで設定 ・介護加算：100 単位／時間 →2 時間まで	ボランティア報償相当額の単価 ・本体報酬：100 単位／時間 →7 時間超まで設定 ・介護加算：70 単位／時間 →2 時間まで ・時間帯加算：50～125 単位／時間 →重度訪問介護の移動加算の 1/2
利用者負担	3 % (50~80 円程度)	8 % (130~190 円程度)

### 3. 施設利用者家族会が中心となったNPOの送迎事業（兵庫県神戸市）

#### ■通所更生施設における送迎ニーズへの対応

知的障害者通所更生施設「自立センターひょうご」（神戸市聖隸福祉事業団が運営。以下、「センター」という）には、現在、69名の利用者が神戸市全域から通所している。そのうち、自力通所できる利用者は全体の16%（11人）で、大半の利用者は家族の付き添いやガイドヘルプ事業を利用している。

障害の重度化に伴い、自力通所ができない利用者が増える中で、家族が病気や事故等で支援できなくなると、利用者もすぐに通所が途絶えてしまう状態に陥り、地域生活の継続が困難になるという状況が見られた。

こうした状況を回避するために、センターは1998年から、職員のボランティアによる送迎事業を実施した。しかし、通常業務に加えて送迎の運転、添乗を行うことは、安全で十分な量のサービスを確保するには限界があり、職員にも負担を強いるものであった。そこで、運転は2000年から専門のタクシー会社に委託することとし、添乗も2003年から有償ボランティアで対応することとした。

#### ■利用者家族を中心とした「在宅生活を考える会」立ち上げ

送迎事業以外にも、センターでは、利用者の地域生活を支えるために、必要に応じてタイムケア事業やナイトケア事業等を創出していった。しかし、そのような中で利用者・家族がセンター職員に依存してしまい、通常業務以外の職員の負担感が蓄積し、日中の支援者の配置が減るといった弊害が出てきた。また、職員の異動により事業の継続が困難になるおそれもあったため、これらの事業については将来的にNPO法人格を取得し、継続し、拡大していく必

要があると感じて、2002年、利用者家族を中心として「在宅生活を考える会」を立ち上げた。

#### ■サービスの社会化の流れ

「ないサービスは作り出す」「まずは実践、後追いで制度はついてくる」と利用者ニーズを最優先し、センター職員が中核となって創出してきたさまざまな横だしサービスは、支援費制度の導入や障害者自立支援法の体系の中で、次第に明確なサービスとして位置づけられ、サービス基盤整備が進んできた。

その中で、「当事者主体」の流れが生まれ、現在では、「在宅生活を考える会」を中心となって、広く市民に実情を伝え寄付による財政的支援を求める趣意書づくりや、各種財團への助成金申請の書類作成、地域生活支援サービスにかかるパンフレット作成や、タクシー業者や行政を巻き込んだ公的サービス転用への働きかけ等、社会への働きかけを行うプロセスに当事者が関わるエンパワメントが進んでいる。

また、「抱え込まない」「使えるものは使う」という事業展開方針のもとで、送迎事業については、運転業務・車両の管理業務はタクシー業者に委託しながら、車両そのものは施設所有のものを使うことで低コスト化を実現するといった効率的で柔軟な運用が生み出されている。

現在、この送迎事業は「在宅生活を考える会」の自主事業であるが、会では、今後、本事業の費用対効果を分析し、「ガイドヘルプの弾力的な運用として、マンツーマン利用が基本のガイドヘルパーを10人乗りの送迎車両に添乗することにより、運転手とガイドヘルパー2人の人件費で8人の利用者の送迎が可能になる」というような具体的な提案をしていきたいと考えている。

図表1 「在宅サービスを考える会」の送迎サービスの概要

サービス内容		利用料
定期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○センター公用車による送迎（10人定員）</li> <li>○朝・夕2回。火・木曜は東コース、水・金曜は西コース</li> <li>○運転：委託先のタクシー会社ドライバー。</li> <li>○添乗：1名（ボランティアまたはセンター職員）</li> </ul>	○片道1回800円
臨時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託先のタクシー会社車両による送迎</li> <li>○利用者・家族から要請があったとき随時（登録制）</li> <li>○利用初回のみセンターが調整し、次回以降はタクシー会社に直接依頼。</li> </ul>	○1回2410円（ただし、遠方は別途個別金額を設定）。同乗者がいる場合は人数割り。

## 4. 高齢者等と協働した移動支援事業効率化の取組み（千葉県印西市）

### ■地域生活支援事業の移動支援事業の概要

印西市の地域生活支援事業における移動支援事業の概要は、移動支援事業と視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の2種類があり、その概要是図表1のとおりである。

移動支援事業の範囲としては、宿泊を除けば、社会生活上必要不可欠なもの、余暇活動いざれも認めているが、通勤・通学、通年を要するものについては認めていない。

#### ①移動支援事業

移動支援事業の利用者は、月20人程度で、その内容は、主に土日に映画を観て食事して帰ってくる、プールに通うといった使い方である。後述する、ふれあいバスや外出支援サービスが公共サービスの申請等をカバーしており、移動支援事業は余暇活動という棲み分けが行われている。余暇活動を家族でなくヘルパーが支援することで、社会勉強となる要素も大きい。

利用料は原則1割負担である。

利用時間は、1日8時間以内で、1月あたりの上限は決めていない。上限については、支援費当時から、財政的に特に問題がなかったので、設けていない。現在、一番利用している利用者で、30時間/月の利用があるが、平均は8~15時間/月である。

#### ②視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業は、これまで市の単独事業として実施してきたもので、今回地域生活支援事業の創設に伴い、制度に組み込んで継続することとした。

これまでの経緯もあり利用料は無料である。

ガイドヘルパーの養成は今のところ県又は民間の講習会に委ねている。

### ■他課所管の移動関連サービスの活用

印西市には、地域生活支援事業の移動支援事業以外の障害者の移動支援に関する施策として、企画財政部企画政策課所管の「ふれあいバス」と、健康福祉部 介護福祉課所管の「外出支援サービス」がある。

印西市では、障害者の人数が限られており、単独施策としては効率的な展開が望めないため、他の所管課の事業に抱き合わせる形で効率的・効果的な事業展開を行っている。

#### ①ふれあいバスの利用料無料化

「ふれあいバス」は、市内4ルート（東・中・西・南）を月～土曜日（運休日：日曜日、国民の祝日、振替休日及び12月29日～1月3日）に運行する循環バスである。これは、平成10年に始まった事業で、通常の利用には均一料金100円/回がかかる。

平成15年2月にふれあいバス検討委員会から、障害者手帳を持っている人は利用料を無料にしてはどうかという提言があったため、印西市と委託会社が協定を結び、平成15年8月から障害者の利用料無料が実現した。

1日平均300人の利用者のうち、障害者の利用は10人で、主な利用目的は、主に市内地域活動支援センターへの通所、市役所への手続き等である。

#### ③外出支援サービスへの相乗り

「外出支援サービス」は、市内に居住し住所を有する、介助なしで公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用する事が困難な人に、移送サービスを提供するサービスで、対象者は、65歳以上の要介護認定者、身体障害者手帳所持者、その他、前者と同等と判断された人である。

移送できる場所は、医療機関、市役所など市の施設、在宅福祉サービスを提供する施設、その他、市が必要と認めた場所で、範囲は印西市内と近隣市町村で片道概ね 20 km 以内である。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで（土日・祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）で、一人週 1 回までの利用とされている。

利用者負担は以下のとおりである。

- ・ 基本料金：1 回 1,000 円（2 時間まで）
- ・ 迎車料金：1 回 500 円
- ・ 超過料金：30 分ごと 400 円（30 分未満は切り上げ）

・ 運行料金…1 km 当たり 30 円

※ 支払は降車時に直接運転手へ。

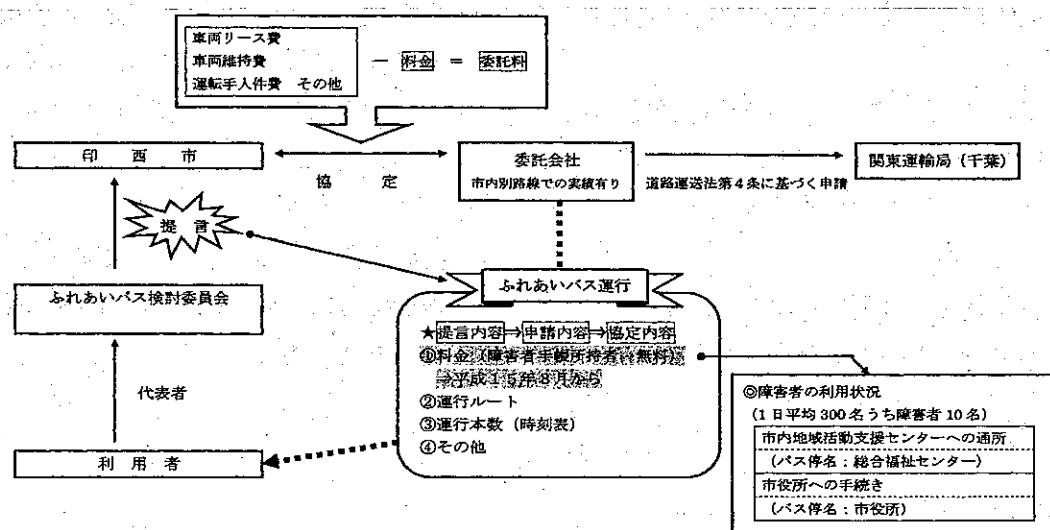
利用の登録者は 80 人（うち障害者 9 人）で、実際の利用は月 20 人、ほとんどが高齢者の病院への送迎である。車両は、車椅子用軽ワゴン 1 台、軽自動車 3 台（うち 1 台は回転シートつき）で、運転者 25 人である。

委託事業者への委託料は、車両リース費、車両維持費、運転手人件費から利用者負担額を引いた額を精算する方式をとっている。

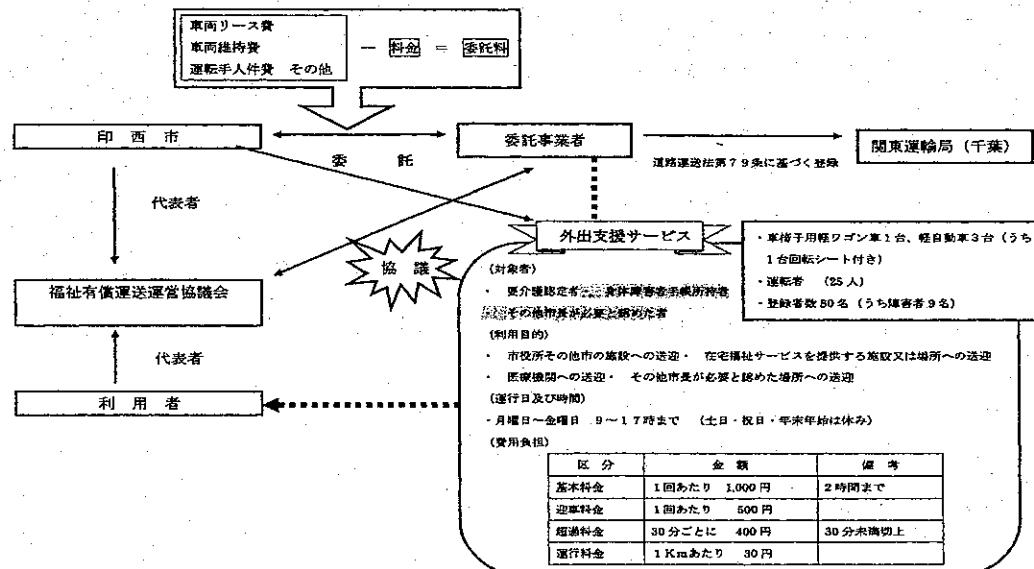
图表 1 地域生活支援事業における移動支援事業の概要

	目的	事業内容	対象者	利用時間等	自己負担額
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出支援及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。	障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者。	原則 1 日あたり 8 時間以内（宿泊不可）	原則 1 割負担。基準としては以下のとおり 30 分未満：230 円 30 分～1 時間：400 円 1～1.5 時間：580 円 1.5～2 時間：650 円 2～2.5 時間：730 円 2.5～3 時間：800 円 3 時間以上：870 円に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 円を加算。
視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	外出及び社会参加が困難な視覚障害者に対し、ガイドヘルパーを派遣することにより視覚障害者の社会参加等を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	公的機関又は医療機関に赴く等社会生活上外出が必要なときなど。	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚の障害を有する者。		無料。

図表2 ふれあいバス事業の仕組み



図表3 外出支援サービス事業の仕組み



## 5. 地域活動支援センターへの移行の取組み（神奈川県川崎市）

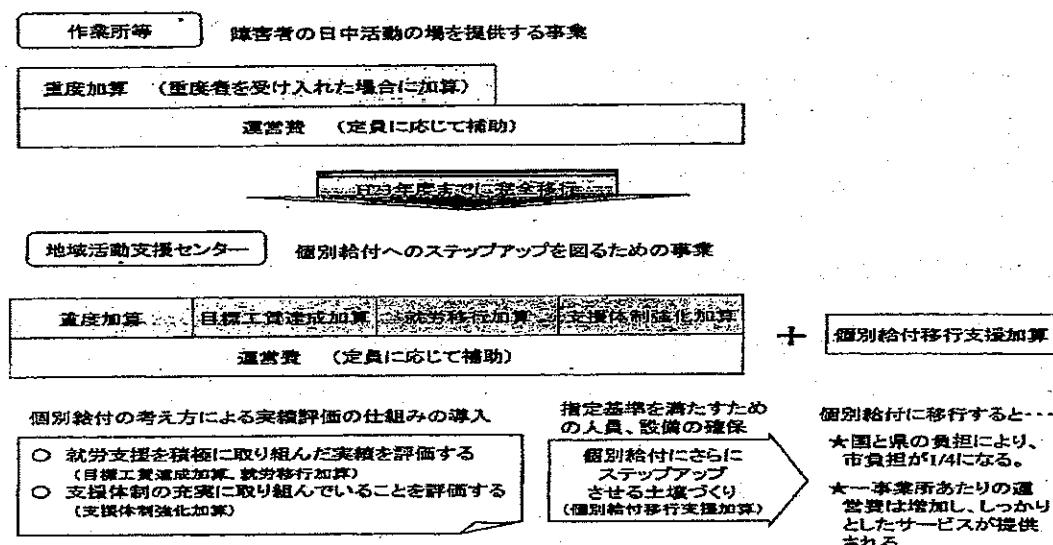
### ■地域活動支援センター移行への視点

川崎市内の地域活動支援センターへの移行対象候補としては、小規模作業所（小規模通所授産含む）が56ヶ所、精神障害者地域生活支援センターが1ヶ所ある。

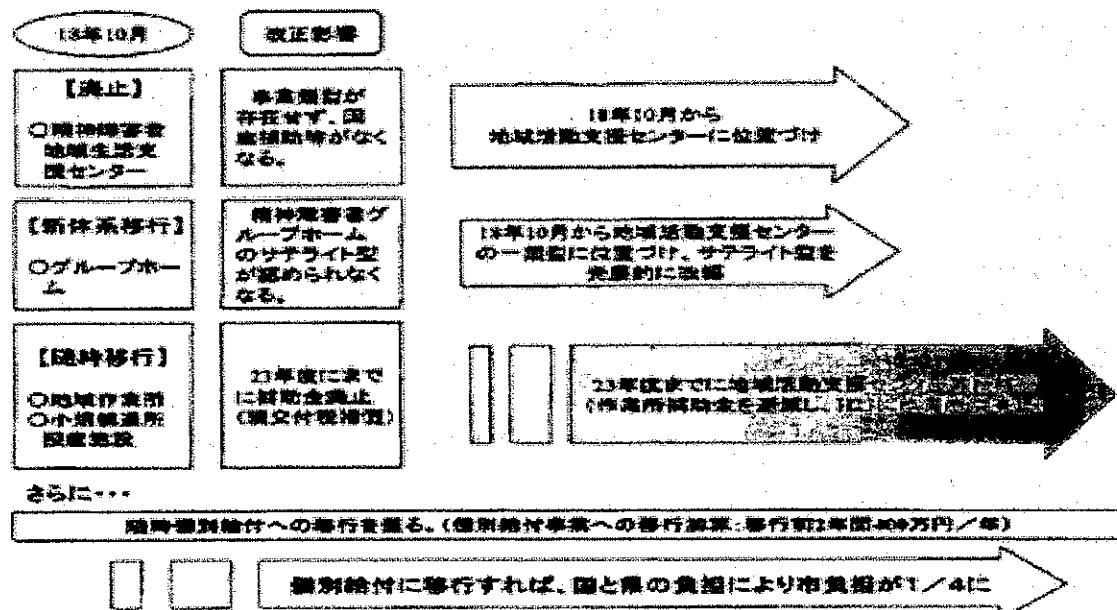
平成23年度で作業所の補助金（交付税措置）

が廃止されるという全国的な動向もふまえ、市は、力量がある小規模作業所にはできるだけ個別給付に移行してもらいたいと考えており、作業所も規模や職員体制、ノウハウがあれば個別給付に移行したいとの意向があるので、移行のステップとして地域活動支援センターを活用してもらおうと計画している。

図表2 地域活動支援センター移行への視点



図表3 地域活動支援センター移行スケジュール



## ■想定する類型と報酬単価

センターの類型は、流動的な利用者数ではなく職員配置基準に着目して設定し、定員については実利用人員の8割で評価した。

報酬単価は、現行の作業所補助額を踏襲しながら実利用人員による実績評価の仕組みを導入して設定した。

また、必ず個別給付に移行することを条件に、2年間は個別給付移行支援加算400万円を支給し、作業所の人員体制確保を支援することとした。

そのほか、神奈川県は障害者就労率が非常に低いということもふまえ、就労移行を促進するため、1人でも一般就労に移行（6ヶ月以上離

職していないこと）させた場合には就労移行加算として翌年度200万円を支給することとした。

このような加算を設けたことで、利用者が1人減ってC型からD型になっても、その分の減額はさまざまな加算でフォローし、1年待てば養護学校卒業生を受け入れてC型に復帰するといった柔軟な対応が可能となる。

市の試算によれば、今回の単価設定であれば、作業所にとって、従来から収入が減ることはなく、むしろ収入増となるため、移行へのインセンティブは働く見込みである。

なお、移行後のセンターの利用者負担は、実費（食費等）のみであり、現在作業所で徴収しているのと同程度となる予定である。

図表4 地域活動支援センターの類型

類型	定員	職員配置基準	事業内容	基準額
A型	20人以上	3名（うち障害者2名） ※常勤1名は有國家資格者*	相談支援事業を実践しながら専門的相談・生活支援にあたるとともに、社会参加を促進する活動を行う。	1,600万円
B型	15人以上	3名（うち障害1名）	相談支援、社会適応訓練、就労移行支援等を行う。	1,250万円
C型	10人以上	2名（うち障害1名）	創作的活動や社会との交流を実現する活動を行う。	1,050万円
D型	5人以上	1名常勤	自立活動の場を提供しつつ、相談支援や生活支援を実施する。	950万円
E型	1人以上	1名（業務可）	グループホーム等の本体事業の空きスペース等において、相談支援、食事提供等を行う。	3人以上: 300万円 2人以上: 200万円 1人以上: 100万円

\*有國家資格者は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者をいう。

図表5 地域活動支援センターに対する加算措置

- 目標工賃達成加算 100万円  
平均工賃月額15,000円（最低賃金の1.16倍）を達成した場合、翌年度基準額に加算する。
- 就労移行加算 200万円  
一般就労に移行（6ヶ月以上継続していないこと）させた場合、翌年度基準額に加算する。
- 重度障害者支援加算 10万円  
重度の障害者（身体・精神手帳1・2枚または複合手帳A1・A2）を受け入れた場合、基準額に加算する。
- 支援体制強化加算① 100万円  
サービス管理責任者を配置した場合、基準額に加算する。
- 支援体制強化加算② 100万円  
職員配置基準を超えて有國家資格者を配置した場合、基準額に加算する。
- 個別給付移行支援加算 400万円  
個別給付事業に移行する場合、移行前2年間、基準額に加算する。（E型は対象外）

\*有國家資格者は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員の資格を有する者をいう。

## 6. 県と市町村の協調による請求事務の共通化（神奈川県）

### ■移動支援等地域生活支援事業への円滑な移行支援

平成18年9月まで個別給付の対象で10月から地域生活支援事業に移行した、移動支援、経過的デイサービス、日中一時支援事業は、神奈川県内の支援費の支給決定者数のうちで大きな割合を占めていた。特に、移動支援の支給決定者数は、訪問系サービスの中でも多かった。(全体の約6割が利用)

これらの事業について、地域生活支援事業が始まった後、事業者が個別の市町村とそれぞれ委託契約等を締結しなければならなくなっこことから、手続きが煩雑となり、これまでには、県等が指定した事業者であれば利用者が居住する市町村以外の事業者であってもを自由に選択できていたにもかかわらず、地域生活支援事業に移行したために、選択できる事業者が限られるようになることが懸念された。

この結果、これまで支援費制度の下で着実に整備してきた資源が失われる可能性があったため、報酬の請求事務や事業者の登録手続き等について共通化を図ること等、地域生活支援事業の実施について、一定の共通方針を示し、サービス水準の確保を図ることとした。

### ■具体的な支援内容

具体的には、地域生活支援事業の報酬支払いについて、県国保連合会に市町村がそれぞれ委託するとともに、そのために必要な事業所番号や請求サービスコード等の共通化を図った。

地域生活支援事業に係る事業所の登録について、政令指定都市、中核市内の事業所は、これまでのノウハウの蓄積を生かし、各市が個別に事業所登録を実施する一方、それ以外の市町村に所在する事業所は、事務負担やスケールメ

リットを考慮し、各市町村からの報告に基づき県が事業者登録を行った。

事業所登録に当たっては、全県を対象に県が事業所番号付番ルールを定め(図表1参照)、1事業所が1番号で複数市町村と委託契約を結ぶことが可能となり、市町村にとっても事業所にとっても複数番号の管理という事務負担を回避できている。

また、受給者番号についても、市町村で付番するにあたりが、介護給付費等と地域生活支援事業の利用者負担額に総合上限を設ける場合は、1人に1つの共通の番号として上限管理が円滑に進められるようにした。

さらに、県が、市町村にどのような類型の地域生活支援事業を想定しているか聞き取り、標準的なサービスパターンを洗い出してコード例を提示した。これを参考に、市町村は、それぞれの事業内容に合わせて、請求サービスコードや単価を設定している。

#### 【サービスパターン洗い出し例（移動支援）】

- 個別支援型/グループ支援型/送迎型/その他
- 利用目的：必要不可欠/余暇活動
- 身体介護の有無
- …等

なお、国保連への支払いは、システム開発、運用経費とも市町村が按分して負担しており、県も県が担当する事業所登録部分について応分の負担をしている。

### ■共通化の取組みの効果

これらの共通方針を示すことは、県にとって直接メリットのある業務ではない。

しかし、市町村規模によってノウハウや事務処理体制が異なる中で、県からの伝達情報のみでは、すべての市町村が円滑に移行できる状況

にはなかった。

また、神奈川県の市町村は、指定都市2市、中核市2市がある一方で、小規模市町村も多く、県内どの市町村でも同じルールで今までどおり社会資源を活用することを目指すことは、県全体の仕組みを維持するうえで重要なことであり、市町村からも共通化のニーズは強い。

なお、県が調整的な役割を發揮する上で、各市町村の協力は不可欠であり、特に神奈川県では、県と指定都市、中核市を中心としたプロジェクト体制が整備されていることが特徴的である。

## ■今後の展開

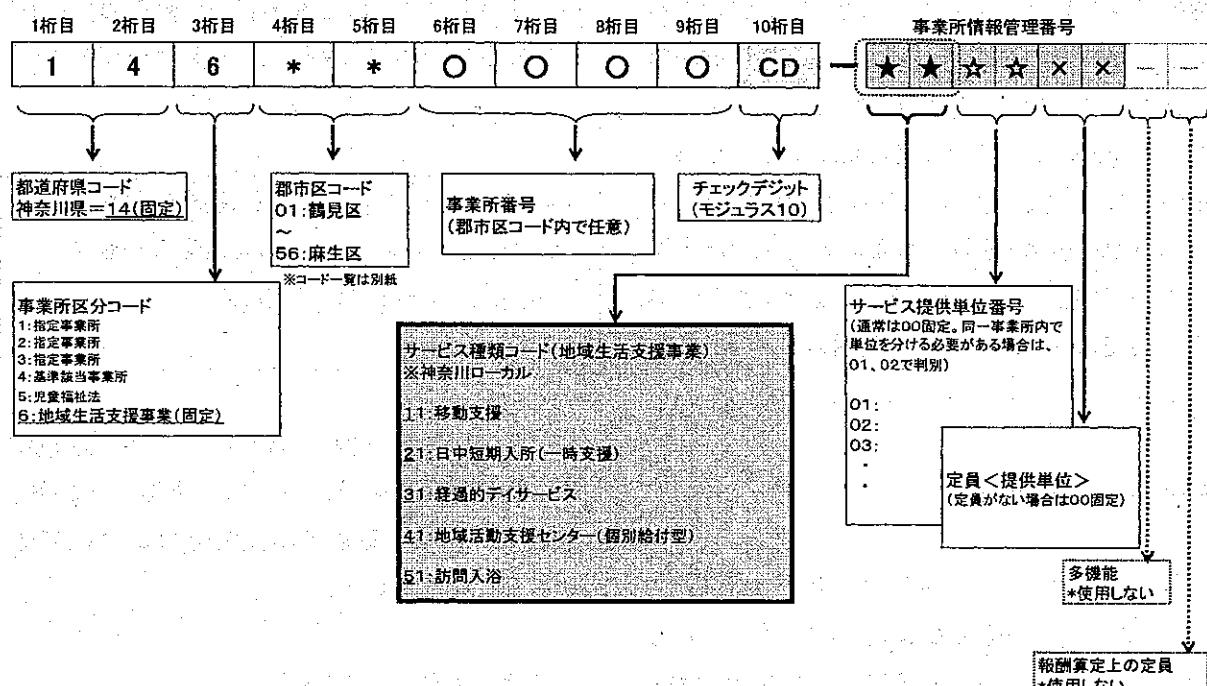
今後は、各市町村が実施している地域生活支

援事業の情報を集めて、各市町村の工夫やノウハウを情報提供していきたいと県は考えている。

また、現在行われている移動支援のパターンや、特定市町村がニーズに着目して展開しているサービス、各市町村のサービス提供状況の統計データ等を整理し、県として、地域生活支援事業の標準的なモデル例を検討していくことや、地域生活支援事業の事業者の指導方法についても今後の課題となっている。

地域生活支援事業に限らず、障害者自立支援法の施行の中で、県は予算執行だけの役割になりがちだが、市町村間の格差を是正し、県内のどの市町村においても効果的・効率的に事業展開ができるよう側面的支援することは、都道府県の重要な役割であると認識している。

図表1 地域生活支援事業における事業所番号付番ルール



## 7. 市町協働の事業設計と事務処理の標準化（広島県東広島市）

### ■支援費から地域生活支援事業への円滑移行に向けて

地域生活支援事業の新しい枠組みを始めるにあたり、支援費制度で定着していた移動支援事業、日中一時支援事業などを始め、地域活動支援センターや福祉ホーム等の各事業の形態や基準などの制度設計について、具体的な方向性が見えず市町担当者の間に不安があった。特に、自立支援法関連の大量の事務がある中で、市町が個別に準備作業を進めて対応できるのかという点は大きな不安であった。

市町担当者だけでなく、利用者から見ても、東広島市に住んで市外の事業所を使っている場合、単価が異なったり、利用者負担の支払い手続きが煩雑になるおそれがある。また、複数市町の利用者を抱えた事業者から見ても、ようやく支援費制度の請求方法（国保連における一括処理）が定着してきたところで、市町ごとに単価や請求方法がばらつくのでは混乱する恐れがある。

そこで、各市町の独自性を生かしつつも、効率的・効果的に準備作業を進め、利用者・事業者・市町担当者いずれもが円滑に支援費制度から地域生活支援事業の新しい仕組みに移行できるよう、協働で事業内容を調整し情報交換を進めようと東広島市が近隣市に声をかけ、趣旨に賛同した県内各市が協働で準備作業を進めることになった。具体的には、県の中央部に位置する東広島市に定期的に担当者が集まり、調整会議で情報交換と事業内容の調整を進めることとした。

### ■市町協働から県全体の取組みへ

当初、広島県は、市町事業なので特段の調整はしないという方針であったが、市町だけの協

議では取組みに限界があるため、調整会議の3回目からは県担当者にも参加を依頼し、市町から県への要望事項をあげ、持ち帰って県に検討してもらうことを繰り返した。

市の調整会議での検討結果のみでは、各市に持ち帰った際に強制力を持たせることはできないため、調整がついた内容については、県から統一方針を文書として発信してもらうことが重要であった。調整会議の結果を受けて県が文書を出した主な内容は以下の2点である。

- ①ガイドヘルパー研修をどう位置づけるか、研修事業者をどうするか、従来の研修をどうするか、これからどういう研修にしていくか。
- ②福祉ホームに対する運営費補助を市町の事業として位置づけるにあたって、福祉ホーム所在自治体に過度な費用負担が発生しないように、福祉ホーム利用者が入居前に住んでいた自治体の費用負担のルールを作成した。また、県外については県が窓口となって調整することになった。

地域生活支援事業の「地域」とは何か、きわめて難しい。これまで支援費では、どの自治体に住んでいてもいろいろな事業者を使えるという仕組みを構築していたので、地域生活支援事業の仕組みでも「地域」は、およそ県単位くらいでないと整合がとりにくい面がある。

市町村の独自性ということを考えると、県単位で整合を取ることには賛否両論あるが、仕組みは利用者にとって、事業者にとって、分かりやすく、また納得いくものでならなければならない。（例：同じ事業者が提供するサービスを受けても、利用者の援護自治体によって単価や利用者負担が違うという事態は極力避けるべき）

### ■国保連システムを活用した請求事務の一元

地域生活支援事業のうち、これまで国保連で請求事務を実施していたサービス（移動支援、日中一時支援、デイサービス）について、事業者が市町個別の単価・様式で市町個別に請求するという事務の煩雑さを回避するため、従来どおり国保連で一括実施してもらうこととした。

この方針が決定してから、調整会議の主目的は、国保連で円滑に事務処理を進めるための各市町共通の枠組みでの単価表の作成となった。各市町はこの単価表の中から、各事業にどれだけ費用を払えるか、どんな体系で事業をやりたいかをふまえて選択的に単価を採用する方式をとっている。単価表の作成に当たっては、時間単位の取り扱い（30分／1時間等）、障害程度・障害状況による単価の差をつける場合の区分、それぞれの区分の利用者像等について協議した。また、事業者から市町による単価のばらつきで不公平感を指摘されないよう、どの単価をどういう理由で選択しているか、市町として説明できるよう、相互に方針を確認するとともに調整を行った。

### ■事業所への情報提供と具体的な運用

広域利用で生じる課題を解決するには、県内の事業者に、同時に、分かりやすく、同じ情報を流す必要があると想定し、まず単価表と事業者が市町ごとの単価や方針を確認できる共通の説明資料を作成した上で、県主催・全市町協働の事業者向け説明会を開催し、請求事務にかかる県内各市町の方針説明を行った。

具体的な運用としては、個別サービスの上限時間を支給決定情報として登録し、事業所が受給者証をみて何時間契約するか確認し、契約するたびに、事業所が受給者証の契約欄に時間を記入することを義務付けた。（仮に上限時間を超えた場合には、最後に契約した事業所が責任

を負う。）

国の受給者証の様式を使い、備考欄に地域生活支援事業の内容も記入することで、利用者も事業者も複数の書類を管理するのではなく、1枚で手続きが完結するように配慮した。

また、事業所指定についても、特定の市町が指定した事業所を他の市町の利用者が使うときはどうするかといった課題があったため、調整会議において各市町と事業者が協定を締結することとした。また、移動支援は利用者に対して支給決定をする市町が決定するが、日中一時支援については、事業所所在市町が当該事業所の実施サービスに対する単価を設定する形をとった。

### ■市町協働の成果

支援費制度の導入により、現在サービスの利用がなくても、必要になればいつでもどこでもサービスが利用できる状態になったのに、今回の制度改正でそれが後退するのは避けたかった。市町協働で取り組んだことで、小規模市町に住む利用者でも、市町の枠にとらわれずサービスを利用できる従来の状況を維持できたことが良かった。

また、大きな市は早く方針決定をして情報提供してくれたので、小さい市町も早く準備しなければというインセンティブが働くようになり、制度施行の円滑化に調整会議が一役買ったものと思われる。何よりも、課題を共有する場を設定したことにより、情報を交換し、知恵を出し合い、市町が協働して地域力をつけていくとする気概が生まれたことが大きな成果である。

## 8. 総合的な相談支援体制構築にむけた取組み（埼玉県東松山市）

### ■「市民福祉プラン」とユニバーサルな支援の展開

東松山市で取り組まれているユニバーサルな支援の仕組みづくりの出発点となったのは、市の障害者プラン「市民福祉プランひがしまつやま」（平成10年）である。

プラン策定にあたって議論されたのは、本気でノーマライゼーションの社会を実現するためには、地域生活支援に関連するサービスを格段に充実する必要があること、そのためには、それに必要な財源を確保するために市民全体の合意が必要であることであった。

市民全体の合意を得るには、障害者として認定された「固定した障害」だけでなく、ケガや病気によって一時的に相談やケアサービスが必要な状態になった人も含めてユニバーサルに支援できる仕組みが必要であるという結論にいたり、住民サービスとしての普遍的な地域生活支援の仕組み、総合的な相談支援体制構築に向けた取組みがスタートした。

### ■東松山市総合福祉エリア（総合相談センター）の開設

東松山市では、3障害と高齢者の全てに対応できる総合相談センターを平成12年10月に開設した。総合相談センターは、東松山市総合福祉エリアという複合施設の中に設置され、運営は、東松山市から東松山市社会福祉協議会に委託されている。

総合福祉エリアは、3階建ての建物で2・3階は介護老人保健施設、1階には介護保険のデイサービス・デイケアと、総合相談センター、訪問サービスセンター（ホームヘルパー・訪問看護・住民参加型在宅福祉サービス）があり、これとは別の場所に設置されているケアサポ

ートいわはな（障害者地域生活支援センター）とも連携して支援を行っている。

総合相談センターでは、図表1の事業を中心実施している。1ヶ所に相談事業を統合して実施することで、障害種別や年齢、自立支援法に基づくサービス・介護保険制度などの違いを分けることなく相談からサービスの調整まで行うことができる体制を整えることができた。

東松山市においても、従来、相談支援事業は3障害、高齢者の各種別の施設に委託されていた。しかし、総合福祉エリアの開設を機に、民間法人に委託されていた身体障害者の相談支援事業を社会福祉協議会に委託先変更し、知的障害者の相談支援事業によるコーディネーターには民間法人から総合相談センターに出向してもらい、精神障害者地域生活支援センターと在宅介護支援センターを新たに事業化して、現在の体制をつくった。

### ■総合的な相談支援の実施とそのメリット

平成15年度から障害者ケアマネジメントが開始され、東松山市をはじめとする比企郡では、市町村がケアマネジメント機関になるのと併せて、総合相談センターが郡域をカバーするケアマネジメントセンター的な機能を果たしている。3障害の相談支援事業を統合して実施しているメリットには、次の点を挙げができる。

#### （1）統合された相談窓口

3障害の相談支援事業には、それぞれ専門の相談員が配置されている。これによって、多くの場合、相談に対して他の機関を紹介しなくて

も対応できるようになった。

また、現在は、障害種別によって担当者を配置するのではなく、1人の相談員が3障害いずれも担当する体制をとっている。これによって、相談員の業務量が平均化され、精神障害と身体障害など、障害が重複している場合でも、他の専門機関に回すことなく対応することができるようになった。

また、縦割りだった相談事業を統合して実施することができるようになり、障害を問わず、「何かあつたら総合相談センターに行けばいいんだ」というように相談者にとって分かりやすくなつた。

## (2) 年中無休24時間の対応

3障害と高齢者の相談支援事業に配置される相談員の人数は事業によって違いがあるが、正職員はそれぞれ1～3人で、4事業合わせて8人の正職員と4人の非常勤職員が勤務している。

これらの相談員でローテーション勤務を組み、年中無休、24時間の運営を行うことができている。さらに日勤、遅番体制によって午前8時30分から午後8時まで窓口を開けて相談に対応している。また、毎晩1名宿直を置いて、午後8時から翌朝8時30分までは電話相談に応じている。

## (3) 相談員同士によるサポート

総合相談センターに寄せられる相談内容は、制度利用や手当ての支給など、サービス給付で

解決できるという内容は多くない。そのような内容の相談は、行政の窓口に直接寄せられていると思われる。

総合相談センターに寄せられる相談は、むしろ行政では対応しにくいような内容が多い。それを一言で表現することは難しいが、広く言うと「生活支援」というような、複雑で時間のかかる相談が中心となっている。

そのような場合、相談員自身が対応に悩むことが少なくない。複数の相談員がいると、カンファレンスを開いてお互いに話し合い、一緒に考えることができる。相談事業を行う場合、相談員自身がサポートされる仕組みが必要であるが、複数の相談員が配置されることで、それが実現できる。

## ■今後の課題

これまで、総合相談センターで、手厚い相談体制を構築し、相談実績を積み重ねてきたが、まだ十分な体制が構築できたとは考へていない。

中途障害で障害を受容できない人や窓口まで出かけられず迷っている人にとっては、総合相談センターのようなオフィシャルな相談窓口よりも、カジュアルでインフォーマルな相談の仕組みが必要である。こうした相談の受け皿となる、当事者グループや住民同士のサロン等が地域の中に数多く生まれ、それを総合相談センターがつないでネットワークにしていくことを検討していくきたい。

図表 1 東松山市総合福祉エリア 総合相談センターの機能

障害者の相談	<p>障害者(身体・知的・精神)やその家族の介護や福祉制度・サービスに関することだけにとどまらず、心配事から悩み事の相談、日常生活全般に関するさまざまな相談を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者：比企郡域在住の障害者とその家族</li> <li>○利用方法・利用時間：            (来所) 3月6月5日 8:30～20:00            (電話・ファックス相談) 3月6月5日 24時間            ※但し、20:00～翌朝8:30は、原則として緊急対応</li> <li>(自宅への訪問) 個別相談</li> <li>○費用：相談は無料</li> </ul>
障害者の地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用対象者・メニュー：            (身体障害者)            *自立生活の確立を手伝う「生活支援プログラム」を実施            *生活の幅を広げられるよう当事者が運営や企画に参加できるサークル「ビッキー・パート」を支援。(パソコンクラブ、スポーツクラブ、グルメクラブ、将棋クラブ、絵手紙クラブ、音楽クラブ、旅行クラブ等)</li> <li>*手話通訳者派遣事業            (知的障害者、身障児・知的障害児)</li> <li>*施設支援、巡回指導事業</li> <li>*障害児の余暇活動「らくがきっこ」(全般)</li> <li>*地域で生活するにあたり悩みや問題を共に考える憩いの場「あすみーる」            -日常の人間関係や日常生活のいろいろをともに考え個別にサポート。            -福祉サービスや制度などのいろいろな情報を提供。            -グループでの話し合いや活動、また地域との交流活動を実施。</li> </ul>
高齢者の相談	<p>高齢者の介護や福祉に関するあらゆる総合的な相談を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者：主として東松山市在住の高齢者とその家族</li> <li>○利用方法・利用時間：            (来所) 3月6月5日 8:30～20:00            (電話・ファックス相談) 3月6月5日 24時間            ※但し、20:00～翌朝8:30は、原則として緊急対応</li> <li>(自宅への訪問) 個別相談</li> <li>○費用：相談は無料</li> </ul>
高齢者への訪問指導サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者：東松山市内在住者</li> <li>○内容：高齢になっても住み慣れたまちでイキイキと暮らせるように保健師(健康運動指導士)、栄養士、歯科衛生士がそれぞれ介護予防に取り組む。</li> </ul>
居宅介護支援事業所	<p>介護認定を受けた要介護状態または要支援状態にある人が在宅で安心できる生活を続けていくように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護が必要になったとき、介護認定を受けたあと、サービスを利用しているときなどに相談を受けたり、ケアプランを作成したり、利用者とサービスの間に入つて様々なニーズに対応する。</p>

※東松山市総合福祉エリア HP (<http://www.area.or.jp/consult.html>) をもとに作成。

## 9. 日中一時支援事業の取組み（千葉県印西市）

### ■保護者による障害児学童保育の取組み

印西市における放課後の障害児の活動についてみると、指導員不足等で一般の学童保育での受け入れが難しいことに加え、一般の学童保育を超える年齢になってもクラブ活動や塾など放課後の活動が少なく、自宅で一人で留守番をするのも難しいため、その負担が保護者に集中し、保護者の就労も厳しい状況があった。このため、放課後の障害児受け入れの場に対する要望はかねてより高かった。

そこで、障害児を持つ保護者やボランティアが、市内のある小学校の一角に建つプレハブで、小学校6年生までを対象とした障害児向け学童保育の運営を始めた。事業を継続する中で、この学童保育を卒業した中高生の行き場も必要になったため、個人宅で居場所を提供していたが、受入人数に限りがあり、十分な対応は難しかった。

### ■NPO法人化と学校跡地の活用

平成17年、これまで活動していた小学校が廃校となり、高齢者就労支援センターや地域住民の集会所、教育関係の施設等として活用されることとなった。そこで、この教室の一角を市が提供し、国の障害児タイムケア事業に位置付け、「印西市立クリオネクラブ」として事業を展開することとなった。学校跡地ということで、グランドや体育館を遊び場として使えることが利点となっている。

事業の開始にあたっては、その実施体制について、2年程度かけて協議し、その過程で、保護者を中心としたこの取組みをより安定したものとするため、グループはNPO法人格を取得した。

### ■クリオネクラブのコンセプト

クリオネクラブは、障害のある児童等が住みなれた地域の中で、放課後を友達や指導員と過ごす憩いの場であり、この活動の中で色々な人や地域活動にふれあい、社会参加することによって、強く健やかに育つことを目的としている。

クリオネクラブは、「みんなの場」であり、以下の3つの機能を持っている。

- ①出会いの場：放課後の有意義な過ごし方ができる場
- ②交流の場：障害児と保護者と地域の人等との交流の場
- ③相談の場：困っていること、迷っていることを一緒に考えていく場

### ■クリオネクラブの事業概要

クリオネクラブの事業概要は、図表2のとおりである。

対象となる障害に特に限定はなく、どんな障害児でも受け入れている。長期休暇には、短期入所を利用する児童もいるが、なかなか空きがないので、この事業が保護者のサポートとなっている。

利用料は、市内の学童保育の低学年の金額に合わせ、減免措置も設けているので、レスパイント事業等に比べても負担感は軽い。

平成19年4月からクリオネクラブが隣接の我孫子市の特別支援学校の送迎ルートに入っているので、保護者は送迎の心配をせず夕方まで就労等ができる。

この事業の対象となる子どもは市内に100人程度いると思われるが、現在の登録は30人程度である。毎日利用する子どもが15人程度おり、長期休暇等は定員25人でも足りない状

況である。

指導員は、保育士、小中の教員免許保持者等20人程度を市非常勤職員に準じた給与体系で雇用し、1日8人程度が勤務している。

#### ■クリオネクラブの利点と今後の展開

クリオネクラブは、指定管理者制度で運用しているが、この枠で足りない場合、出来る限り市が補正予算を組むので、運営は安定している。また、利用者の増加に伴い、指導員の増員が必要であれば、その人件費も必要に応じて手当て

されている。なお、今後は指定管理者制度の趣旨に沿った事業展開をより一層目指すものである。

送迎については、保護者が対応することとなっているが、特別支援学校の送迎ルート、市内循環のふれあいバスの運行ルートに位置するため、一定の負担軽減につながっている。

場所の便利さに加え、平日の夕方まで、また土曜日、長期休暇も預かってくれる場ということで、登録者は現在も増加傾向にある。今後は、これらの利用希望者が必要なときに柔軟に利用できる体制をつくるため、施設の増築等も視野に入れる必要がある。

图表 2 障害児放課後対策事業（印西市立クリオネクラブ）の概要

対象者	市内在住者で小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に通学している児童等 ①身体障害者又は療育手帳の交付を受けている児童 ②学習障害、自閉症、発達性言語障害、多動性障害などの軽度発達障害等の児童
開所日等	①平日（月～金曜）：授業の終了後～18時30分 ②土曜、長期休暇（夏季・秋季・冬季休業、学年末休業日）：8時30分～18時 ※日曜、祝日、12月28日～1月4日は休所
利用定員	25人／日
利用料金	8,000円／月（指定管理者へ納入）。ただし、8月のみ10,000円／月 ※利用料金の減免は以下のとおり。 ①生活保護世帯：全額 ②準要保護世帯：半額
利用場所	そうけふれあいの里（元小学校校舎の一角を利用。同じ建物内には、高齢者就労支援センター、地域住民の集会所、教員研修所等が併設されている）

## 10. 知的障害をもつ人の地域生活の拠点「ぷらっと」(奈良県上牧町 社会福祉協議会)

奈良県上牧町は、奈良県の北西部に位置する人口2万5千人（2006年3月）のゆるやかな丘陵地帯にある町。大阪市・奈良市へは、20～25キロと通勤圏にある。このため子育てをしている比較的若い世代が多く、高齢化率は16.3%と全国平均より低い。

### ■上牧町社協の障害者レスパイト事業

上牧町社協では、2000年に保健福祉センターの運営を受け、それに伴い職員も増員され、多様な事業展開を進める基盤ができつつあるなか、障害者や児童の問題に着手しようとする試みが始まった。その障害者支援プログラムがレスパイト事業である。

上牧町社協の障害者レスパイト事業は3つの事業からなる。

1つは、障害者が地域生活をするうえでのさまざまな社会経験の機会を提供することを目的とした「レスパイトサービス」。2つめは、レスパイトサービスの際に利用者の支援者として活動するボランティアの養成を目的とした「レスパイトリポーター養成講座」。3つめは、障害者とその親の関係を見つめなおす「親と子のつどい」である。

また、この活動から派生して、障害者が「自分たちの暮らしについて自分たちで話し合い、自分たちで決める」ということをテーマとした本人活動支援などが実施されている。

上牧町社協における障害者レスパイト事業は、2002（平成14）年、隣の河合町社協と合同で始めたのが最初である。レスパイトというと、障害をもつ子どもなどを一時的に預かることで家族に休息を提供するといったイメージがあるが、上牧町の「レスパイト事業」は家族

支援よりもむしろ、知的障害をもつ人が自分らしく生活するための本人支援をめざすことを当初から目的としていた。

レスパイトの登録者は20名、この活動を支える有償ボランティアであるサポーター登録は33名になる。このレスパイト事業は、養護学校卒後に出かける場所や同世代の人との関わりが少なくなることから、月1度みんなで交流する場を設けようということで始めた事業で、本人の余暇・社会活動支援として、調理や外出といった活動を行っている。20代が中心で40代くらいまでの青年が中心。余暇活動以外に、サポーターの養成や親子関係を考える「親と子のつどい」を年2回行っている。

そのなかで、当事者たちが大きく変わるきっかけとなったのが、2004年2月に行われたファッションショー。レスパイト事業1周年を記念して、もっと多くの人に知的障害のある人のことを知ってもらおうと企画されたものだ。近隣のデザイン関係の専門学校生等からの協力も得て、170人以上の観客を集め大成功を収めた。その後、またショーに出たいという声が上がったことをきっかけに、今度は親や支援者が中心になるのではなく、自分たちのやりたいショーを作り上げてみたらどうかと事務局が働きかけたところ、当事者が主体となった実行委員会が立ち上がっていった。そして7回の実行委員会を重ねて、2006年2月、第2回目のファッションショーが開かれた。この成功が自信になって平成18年の4月からは当事者による「レスパイトを考える会」が立ち上がった。毎月何をするかをここで話し合っている。

### ■地域生活支援センターぷらっと

このように、社協による障害者本人支援の取組が強まるなかで、上牧町社協の運営する知的障害者のための「地域生活支援センターぶらっと」は、平成17年9月にオープンした。

市街地を通る交通量の比較的多い幹線道路脇にある車で立ち寄れる2階建て長屋のように数件の店が連なる一角に「生活支援センターぶらっと」は誕生した（平成19年5月より町障害者福祉センターに移転）。喫茶店「カフェぶらっと」は、木の素材を生かしたカントリー風のおしゃれなつくりの店。ドアを開けると店内で働く障害者が「いらっしゃいませ」と迎えてくれる。店内は、カウンターのほかに4～5人が座れるテーブルが5つ、軽快なポップスが流れる店内では、2人の障害者が接客を担当し、カフェぶらっと専任の社協職員が、カウンターの中で2人が接客する様子を見守っている。

1人の障害者は、ほかの日は他町にある作業所でペットボトルのリサイクルの仕事をし週1回、バスを乗り継いで隣町から通ってきているとのこと。注文をとりにきたり、テーブルへお皿を運んだりとなんでもこなす。ここでの経験を生かし、一般就労することが目標となっている。もう一人は、ここへは週2回自転車で通い、それ以外の3日は隣町で一般就労として清掃の仕事をしている。ここのことろ不況で仕事が減っていることが悩みだという。

ここはいわゆる一般就労の場ではないが、かといって福祉作業所とも違う。知的障害のある人が、アルバイトをしながら一般社会と出会う場であり、また、障害のある人たち同士の交流の拠点として作られたものもある。外からはまったく普通の喫茶店に見えるため、何も知らずドアを開けるお客様も多い。ここはお客様にとっても知的障害のある人たちと直に接する場になる。

最初は、知らない人と接することは苦手だったという障害者も、今はこここの仕事が面白いという。時には、飲み物をこぼして、お客様から叱られることもある。こういう体験は施設や

作業所ではなかなか出合えない。「ここは知的障害者と一般の人の双方が初めて出会う場です。施設等では職員が対処してきたことに本人が直面します。これが社会なんだということを知るきっかけにしてほしい。どうしても、という事態にならない限り、なるべく介入しないようしています」と社協職員は言う。

いつでも誰でもが、ぶらっと立ち寄ることができる場、そんな拠点になってほしいという意味をこめて、店の名は「カフェぶらっと」と名づけられた。

常連の人たちも増えてきた。障害のある人ががんばって働いている店と知って、毎日のように珈琲を飲みに来る人やお互いが顔見知りになって言葉を交わすようにもなってきた。平均して6組程度のお客さんが来、売上は1日7000円くらい。忙しい日は15000円にもなる。

カフェぶらっとは、月～土の9時～16時までの営業（定休日は日曜日と第3土曜）、プラットで働くメンバーは14人（男性7人・女性7人）が登録し、ローテーションを組んで2、3人のメンバーと職員の態勢で毎日の業務をこなしている。メンバーに支払われる賃金は時給200円、6時間働いて1200円になる。この金額は、近隣の作業所よりやや高い。

この事業は上牧町社協の単独事業だ。当初は、社会参加という目的でデイのメニューとして個別給付の対象にして支援費を財源にと考えていたが、就労と日中活動を分けるようにという県からの要請もあり、社協独自の事業として実施することになった。

補助金等は一切なしなので、財政的にはかなりきびしいことになっているのが現状だ。毎月の家賃が17万円、それにプラス水高熱費、材料費、メンバーの賃金等で、毎月35万円の出費になる。しかし、肝心の売上のほうは、月に18万円程度にしかならない。単純計算でも毎月16万円の赤字が積み重なっていくことになる。もともと収益を上げることが目的の事業ではないとはいえるまま赤字を重ねていくこ

とは、社協理事会でも検討課題となり、19年5月に移転することとなった新しい取組として古本喫茶を始めることとしている。

# 11. 地域が一体となって進める障害者総合相談の取り組み（長崎県大村市社会福祉協議会）

## ■大村市の概要

大村市は長崎県県央部に位置する人口9000人の都市。主な産業は農水産業・工業で、近年は、長崎空港や産業集積地を有する年として発展してきた。現在も人口は増加傾向にあり、若い世帯の転入も多い。2005年6月現在、高齢化率は17.3%という状況にある。

大村市社会福祉協議会(以下：市社協)では、「住民一人ひとりの幸せづくり」として、地域住民・ボランティア・関係機関と連携しながら、さまざまな取り組みを展開している。

特に、地域の多様なニーズに応えられるよう、総合相談の取り組みを強化しており、①障害者生活支援センター、②精神障害者生活支援センター、③高齢者在宅介護支援センター(基幹型・地域型)、④地域福祉権利擁護事業、⑤居宅介護支援事業、⑥療育支援センターを行っており、相談から調整までワンストップのサービスを提供している(①～⑥の相談活動は24時間・365日対応)。

同時に、地域住民や民生委員・児童委員などと連携した見守りネットワークの構築や、ボランティア・福祉施設・関係機関などと協力しながらのサービス開発など、地域が一体となって福祉推進に向けた取り組みを展開している。

本稿では、こうした市社協を中心とした相談活動や地域ケアシステムの構築に焦点をあて、どのような形で基盤づくりや、協働の取り組みを進めているのか取材した。

## ■総合相談の取り組み

地域からの要望が高かったのが、「より身近

に相談できる場がほしい」というものだった。特に、障害のある人やその家族が相談できる場は限られていたため、市社協では市や関係機関と協働し、相談活動の強化を進めていくことになった。

1997年には市町村障害者生活支援事業の指定を受け、大村市地域生活支援センター「ラフ」を開設、障害のある人への相談事業を開始した。翌年には、精神障害者地域生活支援事業として、大村市地域生活支援センター「ラム」を開設した。

その後も、県央福祉あんしんセンター(地域福祉権利擁護事業)、高齢者在宅介護支援センター(基幹型・地域型)、障害のある児童を対象にした大村市療育支援センター「ステップ」を開設するなど、住民から寄せられるさまざまな相談に応えている。

1998年には、旧郵便局施設を活用して開設された「大村市保健福祉センター」内に、各相談センターを集約。事業という面では役割分担されているが、住民からは「すこやかセンター」として親しまれており、「何でも困ったことがあつたら相談する場」という認識が浸透しつつある。

## ■総合相談の体制・運営の仕組み

各事業の相談員は「ラフ」3名、「ラム」5名、権利擁護1名、基幹型在支2名、地域型在支1名、ケアマネージャー(居宅介護)2名である。スタッフはいずれも、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師などの資格を有しており、各種の相談に対応している。

相談活動は来所・電話・訪問を通じて行われ、相談内容は、生活不安・ストレス・各種サービ

ス利用・サービスに対する苦情・自立支援・就労・権利擁護など、多岐にわたっている。2004年度は、センター全体で1万2000件を超える相談に対応した。

従来実施していたホームヘルプ事業は、現在、民間事業者に移管されているため、市社協では、事業者の紹介や、相談・苦情があった際の調整を行い、利用者と事業者とのパイプ役に徹している。また、サービスに関する要望など、相談活動で把握した情報は、事業者や地域にフィードバックし、関係者とともに対応を図る体制をとっている。

こうした取り組みは、地域の事業者からの理解も得られるようになり、高齢者福祉施設が障害者在宅サービス事業を開始しているケースや、障害者福祉施設と利用者家族との話し合いから、家族会を中心となってデイサービス事業の給食づくりを行い、障害のある利用者の就労の場につなげている例も出てきた。

さらに、総合相談の一環として実施している権利擁護相談事業では、弁護士や司法書士と連携しながら、相談者への迅速な対応を図っている。2004年度には、市社協の対象施設（2市8町）の2687件の相談に対応。センターの各相談事業が連携し、継続した見守りの支援が可能であるからこそ、これだけのニーズに応えられるのであろう。

### ■さらなる見守り体制強化に向けて

「大村市地域生活支援センター」での相談件数は、新規・再来とも年々増え続けているが、いまだにセンターの存在を知らない人もいる。今後の活動でもさらなる掘り起こしが必要であり、内在化しているニーズをキャッチするためには、地域の方たちの協力が欠かせないことを担当者は強調している。

市社協では、民生委員児童委員協議会と協働できるよう、日頃から情報の共有化を進めている。また、小地域の取り組みについては、見守

りネットワーク推進員を中心に、現在8000名体制のネットワークが築かれている。ここでは、小地域のネットワークを通じて住民の福祉ニーズを収集し、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、市社協・地区社協（6中学校区に組織）につなげて、見守りを進めていく体制がとられている。さらに、市社協とボランティアとが情報交換を行う中で潜在ニーズを発見することもある。

この住民のネットワークづくりによって、相談やサービスの認知・浸透が進み、見守り体制の強化にもつながっていくよう期待している。

最近では、町内会からの相談も増えてきた。最初は苦情に近いものもあったが、いつでも相談できる場所があることを示し、きちんと対応することで、住民との信頼関係を築いてきた。こうした地道な積み重ねにより、地域の見守り体制が広がりつつある。

### ■今後の課題と展望

今後の活動の課題として、現状の事業体制のまま、増え続ける相談に対応していくのは難しいことがあげられている。生活支援事業と療育支援事業は1市3町、権利擁護事業は2市8町という広域を担っており、人員・資金不足が問題となっている。また、一人ひとりの生活を見守っていくことからも課題が多い。今後、周辺地域とともに県央地域の福祉向上をどのように進めていくのか協議することが急務となっている。

サービスの品質を維持・向上させるため、相談員の要請も重要だ。傾聴やニーズ把握などのスキルとともに、地域につなぎ、関係者とともにサービスを開発していく人材を育成していくことが求められている。

さらに、サービス事業者の増加に伴い、住民参加型のサービスの利用が減少している。市社協では、このことが地域の自発性の低下につながらないよう支援しており、そのなかで、地域

のボランティアグループによる、産前産後の母親の支援活動などが展開されている。今後は、住民主体の子育てサロン活動、いきいきサロン活動など、より地域に必要なサービスにシフトしていく予定だ。

障害のある人の社会参加や自己実現の取り組みも進められている。デイサービスの一角を利用し、活動計画や会議、ピアカウンセリングなどの取り組みが進められており、支援活動は樹種的な活動に広がりをみせている。

「市社協を育てくれたのは地域の方々です。住民から地域の実情を聞き、地域のニーズに押され、活動を進めてきました。これからも、地域に必要とされる社協であり続けられるよう、取り組みを進めていきたい」と山下さんは語る。

障害者自立支援法や介護保険法改正による新たな制度の導入によって、社協活動をどのように進めていくのか“詰め”の段階あるということだが、地域が一体となって築いてきた地域ケアシステムが根づきつつある。今後も、小地域におけるネットワーク化を進め、一人ひとりのニーズを受け止め、地域と寄り添いながら歩んでいける社協活動を進めていくことが求められている。

## 地域生活支援事業(必須事業)の実施状況

### 1 移動支援事業

	H17.10	H18.10-19.3	H19.4-20.3
実施市町村数	1,471/1,843	1,462/1,827	1,569/1,818
実施市町村割合	<b>79.82%</b>	<b>80.02%</b>	<b>86.30%</b>

### 2 コミュニケーション支援

#### (1) 手話通訳派遣

	H17.10	H18.10-19.3
実施市町村数	502/1,843	1,058/1,827
実施市町村割合	<b>27.24%</b>	<b>57.91%</b>

#### (2) 手話通訳設置

	H17.10	H18.10-19.3	H19.4-20.3
実施市町村数	338/1,843	439/1,827	1,112/1,827
実施市町村割合	<b>18.34%</b>	<b>24.03%</b>	<b>60.86%</b>

#### (3) 要約筆記派遣

	H17.10	H18.10-19.3
実施市町村数	180/1,843	463/1,827
実施市町村割合	<b>9.77%</b>	<b>25.34%</b>

※ コミュニケーション支援事業全体  
の実施市町村数

### 3 日常生活用具

	H17.10	H18.10-19.3	H19.4-20.3
実施市町村数	1,724/1,843	1,746/1,827	1,797/1,818
実施市町村割合	<b>93.54%</b>	<b>95.57%</b>	<b>98.84%</b>

(注1)H19.4～H20.3は速報値のため、今後変更があり得る。

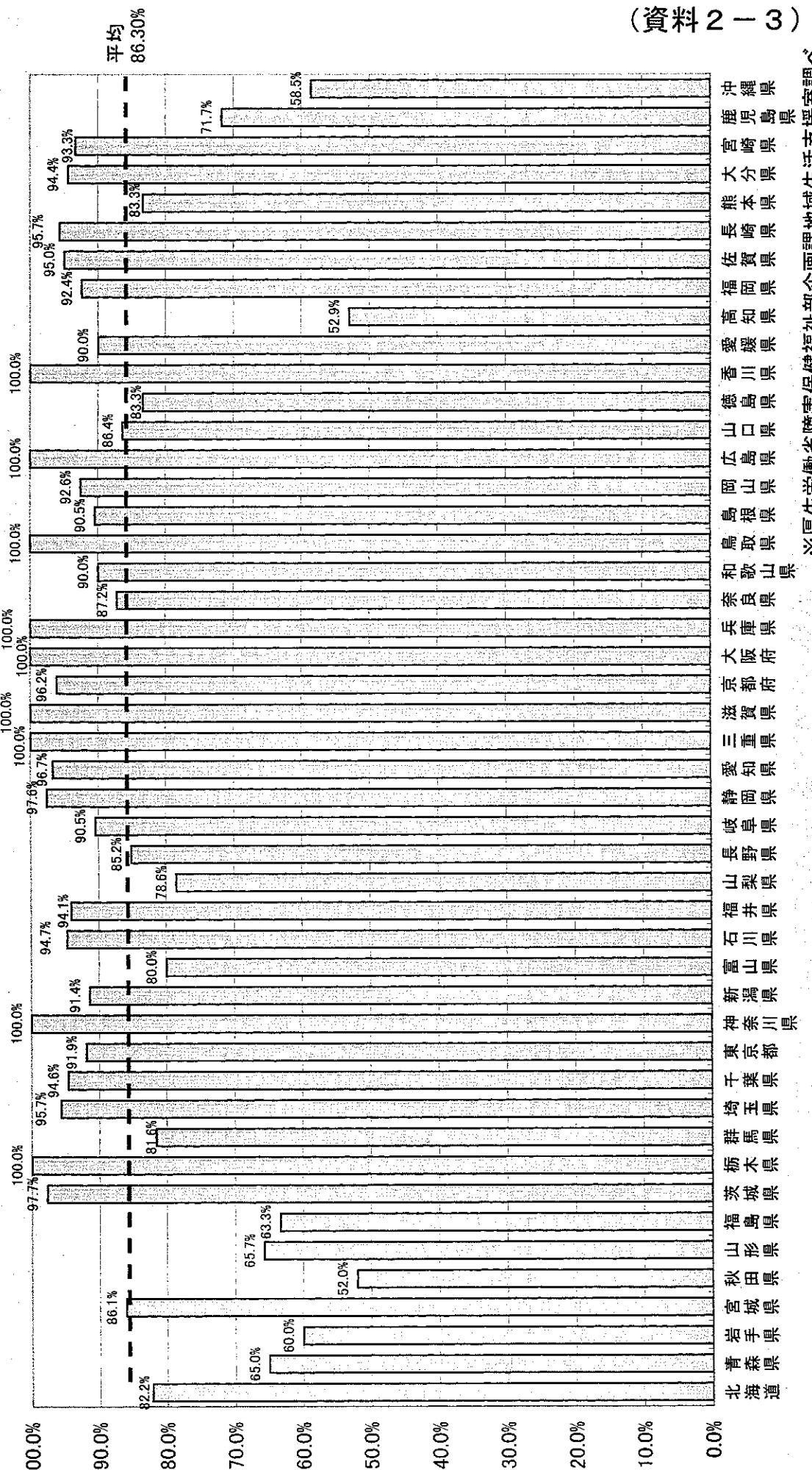
(注2)H18.10～H19.3の市町村数(1,827市町村)はH19.3.31時点の全国市町村数である。

(注3)H19.4～H20.3の市町村数(1,818市町村)はH20.1.15時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

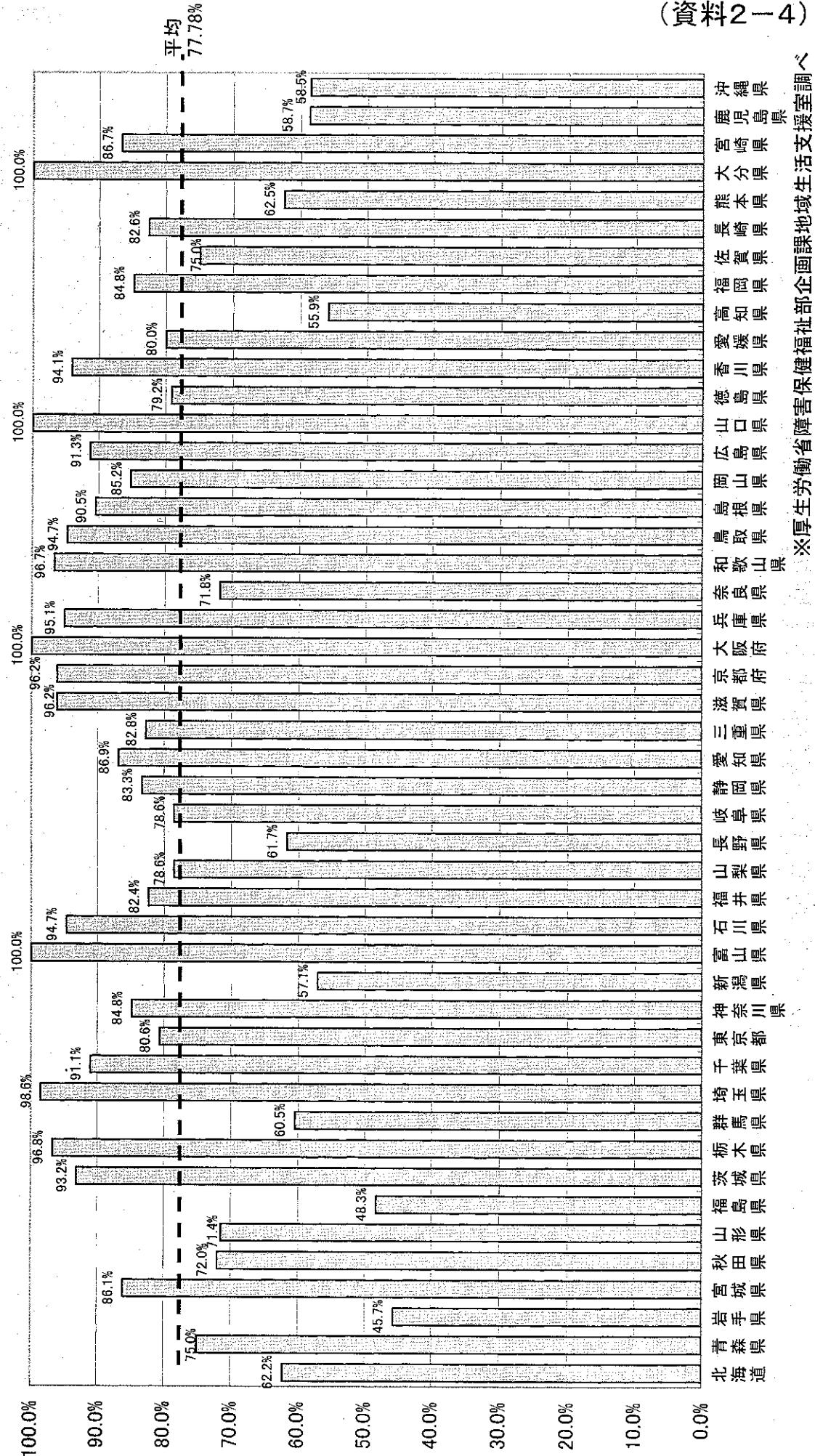
## 移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,818市町村／1,818市町村(平成20年1月15現在)で実施割合は86.30%である。



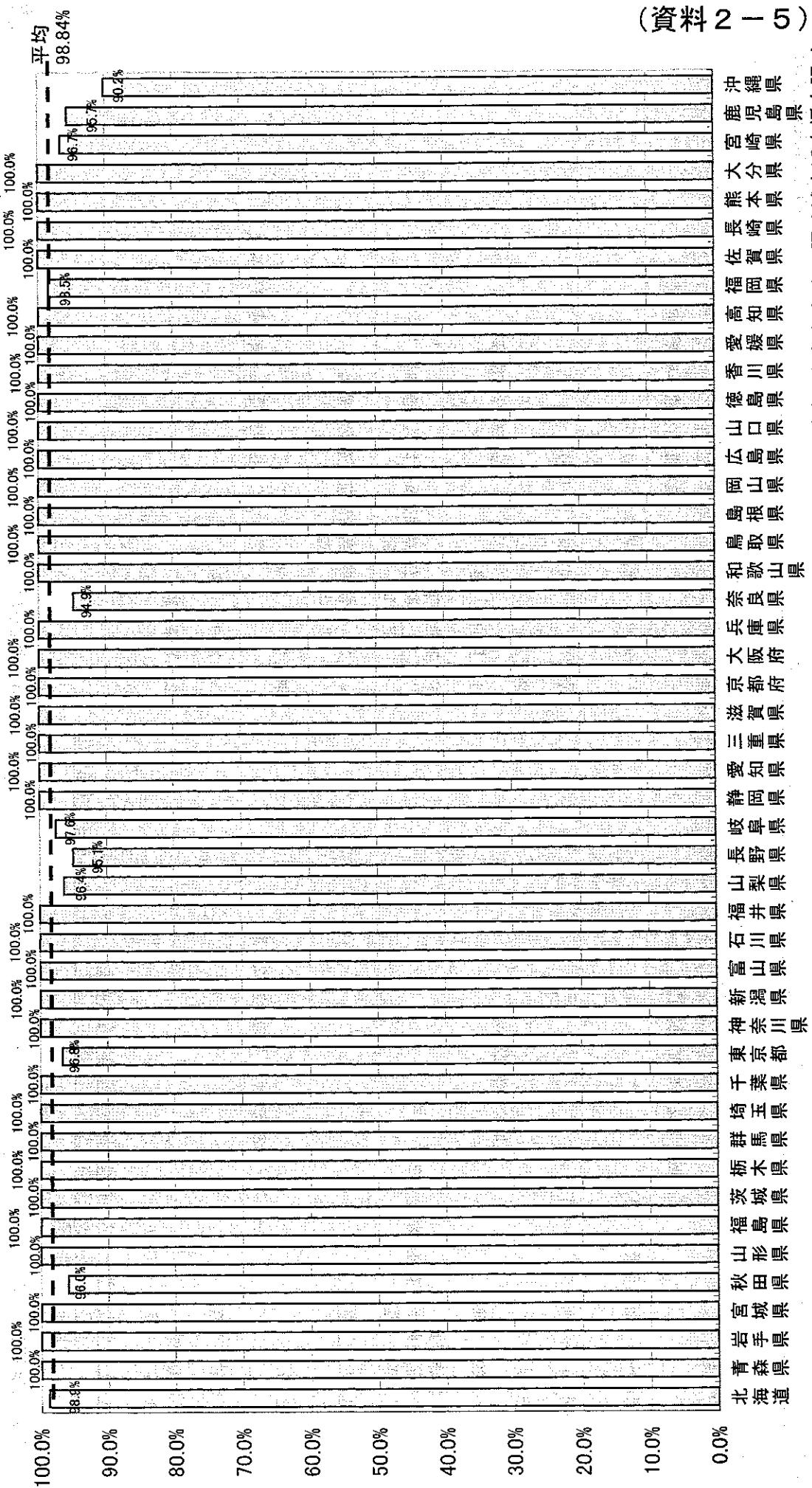
## 【都道府県別】コミュニケーション支援事業の実施状況

○○各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。



## 日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する市町村を実施している市町村の割合である。  
○ 全体では1,797市町村／1,818市町村(H20.1.15現在)で実施割合は98.84%である。



※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

## 地域生活支援事業実施要綱 新1日対照表(案)(東)

(下線部が改正部分)

改 正 案		現 行
別 紙 1	地域生活支援事業実施要綱	別 紙 1 地域生活支援事業実施要綱
1 目的～6 留意事項 (略) (別記1)～(別記7) (略) (別記8)	1 目的～6 留意事項 (略) (別記1)～(別記7) (略) (別記8)	1 目的～6 留意事項 (略) (別記1)～(別記7) (略) (別記8)
1 目的 (略) 2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～工 (略) (2) (削除)	1 目的 (略) 2 実施事業 <u>(1) 都道府県相談支援体制整備事業</u> <u>ア～工 (略)</u> (2) 精神障害者退院促進支援事業 ア～工 (略)	1 目的 (略) 2 実施事業 <u>(1) 都道府県相談支援体制整備事業</u> <u>ア～工 (略)</u> (2) 精神障害者退院促進支援事業 ア～工 (略)
(別記9)	サービス・相談支援者、指導者育成事業 1 目的 (略) 2 事業内容 (1)～(8) (略)	(別記9) サービス・相談支援者、指導者育成事業 1 目的 (略) 2 事業内容 (1)～(8) (略)
(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者の 資質向上を図る事業 (別記10)	(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者の 資質向上を図る事業 (別記10)	(9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 その他、移動支援事業等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者の 資質向上を図る事業 (別記10)
別 紙 2 (略)	別 紙 2 (略)	別 紙 2 (略)

## 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修開催要項（案）

### （趣旨）

第1条 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を図ることを目的とした指導者を養成し、移動支援事業に従事する者の技術向上を図ることをその趣旨とする。

### （名称）

第2条 本事業の名称を、視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修事業（以下、「研修事業」という。）と称する。

### （目的）

第3条 視覚障害者の移動に際し、安全かつ快適にガイドヘルプする為の知識及び技術を習得させるための指導者の養成を行なうこととする。

### （主催）

第4条 研修事業の主催は、社会福祉法人日本盲人会連合（以下、「主催者」という。）とする。

### （期間）

第5条 研修事業は、次の4回の研修会に分けて実施する。

- (1) 第1期 平成20年6月24日（火）～6月27日（金）
- (2) 第2期 平成20年7月 1日（火）～7月 4日（金）
- (3) 第3期 平成20年7月15日（火）～7月18日（金）
- (4) 第4期 平成20年8月 5日（火）～8月 8日（金）

### （会場）

第6条 各研修会は、日本盲人福祉センター及び関係施設にて実施する。

(定員)

第7条 各研修会の定員は、原則として、各回60名とする。  
2 応募者多数の場合は抽選とする。

(対象者)

第8条 各研修会の対象者は、都道府県及び市町村の協力の下、以下の条件を満たす都道府県視覚障害者団体より推薦された者とする。

- (1) 全日程を受講できる者
- (2) 移動支援に関して経験年数の豊富な者
- (3) 研修会の終了後、地域において講師として活動できる者
- (4) その他特に主催者が認めた者

(研修方法)

第9条 各研修会は、講義を中心とし、必要に応じて実習を行なうものとする。

(修了認定)

第10条 各研修会の全日程を修了した者には「修了証」を発行する。  
2 全日程を受講できない場合は、修了証の発行は行なわない。ただし、主催者が指定する補講を受けた場合はこの限りではない。

(傷害保険)

第11条 主催者は、受講者の安全を考慮し、傷害保険に加入する。

(その他)

第12条 その他応募方法、受講料、申込先、納金方法、受付期間等各研修会の実施にあたり必要な事項は、別途定める。

# 地域活動支援センター等に係る交付税措置（基準財政需要額）について

平成17年度に小規模作業所分として計上された額については、平成18年4月から市町村分の地域活動支援センター及び

小規模作業所分として集約するとともに、平成19年年度から地域活動支援センター等運営費補助として1本化して計上している。

平成18年度及び平成19年度の交付税措置については、総額として、平成17年度と同水準が措置されており、市町村の標準団体（行政規模：人口100,000人）では、約2,000万円となっている。

## 【平成17年】

●都道府県分 標準団体規模 1,700,000人
--------------------------

※ 都道府県分は市町村分の補助うら分として措置

社会福祉共通費 社会福祉単独事業費 うち身体障害者の小規模作業所分 52,152千円 うち知的障害者の小規模作業所分 52,152千円	精神保健費 精神障害者小規模作業所運営費補助 52,152千円
--	------------------------------------

## 【平成18年】

●都道府県分 標準団体規模 100,000人
------------------------

※ 都道府県分は市町村分の補助うら分として措置

衛生諸費 精神障害者小規模作業所運営費補助 6,520千円 (うち県支出分 3,260千円)	身体障害者福祉費 身体障害者施設訓練等支援費 身体障害者福祉単独事業 6,520千円 (うち県支出金 3,260千円)
--	---

## 【平成19年】

●都道府県分 同左
-----------

社会福祉共通費 社会福祉単独事業費 うち精神障害者の小規模作業所分 6,527千円 うち知的障害者の小規模作業所分 6,527千円	障害者福祉費 障害者自立支援費 地域活動支援センター等運営費補助 19,581千円
--	--

●都道府県分 同左
-----------

社会福祉共通費 社会福祉単独事業費 うち精神障害者の小規模作業所分 6,527千円 うち知的障害者の小規模作業所分 6,527千円	障害者福祉費 障害者自立支援費 地域活動支援センター等運営費補助 19,581千円
--	--

## 【平成19年】

●都道府県分 同左
-----------

社会福祉共通費 社会福祉単独事業費 うち精神障害者の小規模作業所分 6,527千円 うち知的障害者の小規模作業所分 6,527千円	障害者福祉費 障害者自立支援費 地域活動支援センター等運営費補助 19,581千円
--	--

(説明2-18)

※ 地域活動支援センター及び  
小規模作業所分として計上

# 地域活動支援センターに係る從たる事業所の設置について(案)

## <主たる事業所と一體的に管理運営を行う事業所を設置する場合の取扱い>

- ・ 地域活動支援センターは、事業を行なう事業所ごとに運営することとするが、主たる事業所とは別の場所でサービス提供を行い、一体的な管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合の取扱いを以下のように定める。

1. 基本的考え方  
従たる事業所を設置する場合に、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが主たる事業所と一緒に運営されているかの判断は、次の基準による。

### 2. 判断基準

#### (1) 事業所の管理運営に関して、以下の要件を満たすものとする。

- ① 同一の施設長が事業所の管理を行なうこと
- ② 指導員をそれぞれの事業所に最低1名配置すること
- ③ 利用申込者に係る調整が一體化されていること
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間等を定める運営規定が一本化されていること
- ⑤ 主たる事業所と従たる事業所の間で相互支援の行える体制が確保されていること
- ⑥ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑦ 人事、給与、福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑧ 主たる事業所と従たる事業所の会計管理が一本化されていること

#### (2) 主たる事業所と従たる事業所の距離

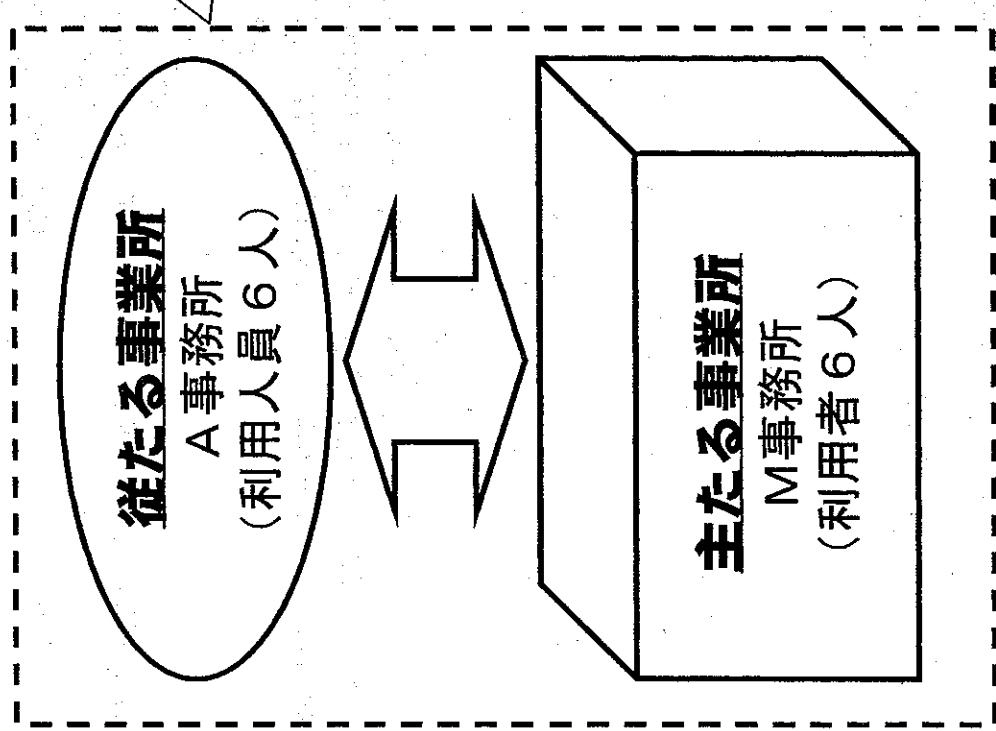
- 主たる事業所と従たる事業所の間の距離は、概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと

#### 3. 設置根拠

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

# 地域活動支援センターの運営を複数の場所において 一體的に行う場合の取扱について（案）

## イメージ



\* \* \* 判断基準 \* \* \*

- ① 施設長が同一
- ② 指導員をそれぞれの事業所に配置
- ③ 指事業運営が一體的に行われる
- ④ 従たる事業所が主たる事業所と同一の日常生活圏域
- ⑤ 会計管理を一體的に実施

- ・ 従たる事業所は、複数箇所の設置も可能
- ・ 従たる事業所の最低利用人は6名
- ・ 主たる事業所の利用人は必要が多いこと
- ・ 事業所の利用人員より多いこと
- ・ (左の場合、利用者数は最低12人)

(資料2-10)

○障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）新旧対照表（案）  
(第九条の2関係) (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
	(趣旨) <u>第一条</u> ～ <u>第八条</u> （略） (職員の配置の基準)
	第九条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 一 施設長 一 二 指導員 二以上 2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
（従たる事業所を設置する場合における特例）	3 (略)
第九条の二 地域活動支援センターを経営する者は、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
附 則	この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則	この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(資料2-11)

(案)

障害発第

号

平成20年3月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営  
に関する基準について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準」という。）については、平成20年3月 日厚生労働省令第 号をもってその一部が改正されたところであるが、基準の改正の趣旨及び内容はを下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 従たる事業所の取扱いについて

地域活動支援センターの運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所とし

て運営することができる取扱いとする。

(1) 人員及び設備に関する要件

- ① 「主たる事業所」及び「従たる事業所」にはそれぞれ1人以上の専従の職員が確保されていること。
- ② 「従たる事業所」の利用定員は6人以上であること。また、「主たる事業所」の利用定員は「従たる事業所」と同数若しくは同数以上であること。
- ③ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、施設長の業務の遂行上支障がないこと。

(2) 運営に関する要件

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には隨時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- ⑤ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

2 出張所等の取扱いについて

地域活動支援センターの経営運営は、原則として地域活動支援センターのサービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、1の(2)の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて運営することができる取扱いとする。

## コミュニケーション支援事業等の実施事例

### ○滋賀県東近江市「東近江市地域生活支援事業実施要綱」

設置された手話通訳者が派遣事業等に積極的に活用されている例

- ・滋賀県東近江市（人口約12万人）においては、3名の手話通訳者を設置し、窓口における通訳業務をはじめ、派遣事業のコーディネイトや手話通訳者の養成研修会の実施、聴覚障害者の生活相談、他部門との調整など、聴覚障害者や手話通訳に関連する業務を網羅的に行っている。

### ○静岡県「静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱等」

コミュニケーション支援事業の一部を都道府県が代行実施する例

- ・静岡県においては、聴覚障害者が県内全域から参加する行事や、県外の聴覚障害者が静岡県で実施される行事等に参加する場合には、市町村に代わり、手話通訳者等の派遣事業を実施している。

### ○群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」

事業の適切な実施を目的とする運営連絡会を設置する例

- ・群馬県が中心となり、関係機関や各保健福祉圏域毎の代表市町村、当事者団体が、コミュニケーション支援事業に関する諸問題の解決を図るために連絡会を設置している。

### ○千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）等」

代筆、代読による支援を実施する例

- ・平成20年度から、視覚障害者の対応経験があるガイドヘルパーを活用して、手話通訳や要約筆記の他にも、きめ細やかな対応を図るため、代筆・代読を行うヘルパーを派遣する事業を試行的に実施予定。

# 滋賀県東近江市

## 東近江市地域生活支援事業実施要綱

### 第1章 総則

#### (事業内容)

第3条 市長は、法及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「制度要綱」という。）に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 点字図書給付事業
- (5) 住宅改修費給付事業
- (6) 地域活動支援センターI型事業
- (7) 地域活動支援センターII型事業
- (8) 外出支援事業・視覚障害ガイドヘルプ事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 経過的デイサービス事業
- (11) 社会参加促進事業

2 市長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を法人格を有する団体等に委託し、又は補助をして行わせることができるものとする。

### 第3章 コミュニケーション支援事業

#### (目的)

第7条 コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能等の障害で意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下この章において「聴覚障害者等」という。）の自立及び社会参加を促進することを目的とする。

#### (事業内容)

第8条 コミュニケーション支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専任手話通訳者の設置に関すること。
- (2) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（以下この章において「派遣事業」という。）に関すること。

#### (定義)

第9条 専任手話通訳者は、手話通訳の知識及び技術を有する者で、市長が雇用したものとす。

2 手話通訳者は、次の各号のいずれかに該当する者で県又は市の登録を受けたものをいう。

- (1) 滋賀県聴覚障害者福祉協会が実施する手話通訳者登録試験に合格した者

- (2) 手話通訳士の資格を有する者
- (3) 他の都道府県又は政令市で実施された手話通訳者登録試験に合格した者

3. 要約筆記者は、次の各号のいずれかに該当する者で県又は市の登録を受けたものをいう。

- (1) 滋賀県が主催する要約筆記養成講座基礎・応用課程を修了した者

- (2) 前号と同等の能力を有すると認められる者

(対象者)

第10条 コミュニケーション支援事業の対象者は、市内に居住する聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要がある者又は団体のうち福祉事務所長が必要と認めるものとする。

(専任手話通訳者の業務)

第11条 専任手話通訳者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) コミュニケーション支援及び情報提供に関する事。
- (2) 相談及び生活援助に関する事。
- (3) 手話通訳者及び要約筆記者（以下この章において「手話通訳者等」という。）の育成及び研修に関する事。
- (4) 手話通訳者等の派遣に関する事。
- (5) 聴覚障害者問題の啓発に関する事。
- (6) 社会資源の開発・整備等に関する事。
- (7) その他コミュニケーション支援の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(派遣事業)

第12条 派遣事業は、聴覚障害者等の意思疎通を円滑に行うために、聴覚障害者等及び聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者の申し出により、専任手話通訳者又は手話通訳者等を派遣する事業とする。

2. 派遣事業を利用することができる場合は、次に掲げる事項について手話通訳者等を必要とする場合とする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものについては、派遣事業の対象としない。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する事。
- (2) 財産、労働等権利義務に関する事。
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関との連絡調整に関する事。
- (4) 社会参加を促進する学習活動に関する事。
- (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか福祉事務所長が特に必要があると認める事項に関する事。

3. 派遣することができる区域は、原則として滋賀県内とする。

- 4 手話通訳者等の派遣を受けようとする聴覚障害者等は、個人の場合は原則として1週間前までにコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣申請書（様式第1号）を、団体の場合は1月前までにコミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣申請書（様式第2号）を福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定し、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 6 福祉事務所長は、手話通訳者等を派遣するときは、1人の手話通訳者等が連続して手話通訳又は要約筆記（以下この章において「通訳活動」という。）を行う時間を原則として30分以内とするものとする。
- 7 手話通訳者等は、通訳活動を終了したときは、コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記）派遣活動報告書（様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。  
(費用の負担)

第13条 手話通訳者等の派遣に要する費用の負担は、無料とする。

(登録等)

- 第14条 本市の手話通訳者に登録しようとする者は、手話通訳者登録申請書（様式第5号）を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、手話通訳者として登録することが適当と認めたときは、手話通訳者登録台帳（様式第6号）に登録し、手話通訳者登録証（様式第7号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録された者は、登録の取消しを希望するときは、その旨を福祉事務所長に届け出るとともに、手話通訳者登録証を返還しなければならない。

(派遣手当の支給)

第15条 福祉事務所長は、手話通訳者等に対し、派遣実績に応じて派遣手当等を支給する。

(遵守事項)

- 第16条 手話通訳者等は、常に聴覚障害者等の人権を尊重し、誠意をもって通訳活動を行うとともに、通訳活動に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(その他)

- 第17条 福祉事務所長は、手話通訳者等の健康管理に努めるものとする。
- 2 福祉事務所長は、手話通訳者等の資質の向上のため、研修会等の参加について配慮すること。
- 3 手話通訳者等は、積極的に研修会等に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

## 静岡県

### 静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者が、社会の構成員として地域の中で生活を送れるよう、また、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第2項の規定に基づき、コミュニケーション支援事業の一部を静岡県（以下「県」という）において実施し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 聴覚障害者　聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。
- (2) 聴覚障害者団体　聴覚障害者をその主たる構成員とし、かつ、非営利活動を目的とした団体のうち、法人又は権利なき団体の形態を有している任意団体をいう。
- (3) 手話通訳者　社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者、又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、健康福祉センターの「静岡県手話通訳者派遣事業登録者台帳」に登載されている者。
- (4) コミュニケーション支援事業　地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

#### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は県とする。

2. 別途締結する静岡県手話通訳者派遣事業に係る業務委託契約により当該契約の相手先（以下「受託者」という。）に委託する事務は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 第12による手話通訳者派遣手当等の支給
  - (2) 第11の(3)による障害福祉室長への事業実施状況の報告
  - (3) 第13による運営委員会の運営

(県及び受託者の責務)

第4条 県及び受託者は、この事業を実施するにあたって市町、民生委員、身体障害者相談員及び関係団体等の理解と協力が得られるよう配意するものとする。

2 県は、手話通訳者の資質向上に配意するとともに、健康管理に留意するものとする。

(手話通訳者の登録と取消し)

第5条 社団法人静岡県聴覚障害者協会が実施する手話通訳者登録試験合格者、又は、これと同程度以上の能力を有すると認められる者で、手話通訳者派遣事業による派遣要請に応ずることができる者は、社団法人静岡県聴覚障害者協会及び静岡県手話通訳問題研究会からの推薦書を添え、住所を有する市町を所管する健康福祉センターの長（以下「健康福祉センター所長」という。）あて「手話通訳者登録申込書」（様式第1号）及び「手話通訳者調書」（以下「調書」という。）（様式第2号）を提出する。

2 前項の提出を受けた健康福祉センター所長は登録者としての適否を審査し、登録者とする場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」（以下「台帳」という。）（様式第3号）に登載するとともに登録者に対し「身分証明書」（様式第4号）を交付する。

3 手話通訳者は、交付された「身分証明書」を毀損又は紛失・盜難した場合には、直ちに健康福祉センター所長あて「手話通訳者身分証明書毀損・紛失・盜難届兼再交付申請書」（様式5号）を提出しなければならない。

4 健康福祉センター所長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者はすみやかに、身分証明書を返納しなければならない。

(1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」（様式第6号）の提出があった場合。

(2) 第6条に違反した場合

(2) その他、派遣要請に応じることができないと健康福祉センター所長が認めた場合。

5 健康福祉センター所長は、台帳に変更があった場合には、その旨を障害福祉室長及び受託者に報告するものとする。

6 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに健康福祉センター所長あて提出するものとする。なお、年度の途中に登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに健康福祉センター所長あて提出するものとする。

(手話通訳者の責務)

第6条 手話通訳者は、この業務を行うにあたっては聴覚障害者等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、信条などによって差別的な取扱いをしてはならない。

(派遣の対象)

第7条 県知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者又は聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要のある者（以下「事業対象者」）が、他の情報保障の手法がなく円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに、予算の範囲内で手話通訳者を派遣する。

- (1) 県内の聴覚障害者団体が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれるものを見込まざるものを原則とし、少なくとも一の市町の範囲かつ、一の障害保健福祉圏域を超える地域から聴覚障害者の参加が見込まれるものを見込まざるものをいう。以下同じ）
- (2) その他障害福祉室長が特に必要と認める場合

(派遣の申込み)

第8条 事業対象者が手話通訳者の派遣を要請する場合は、あらかじめ「手話通訳者派遣申込書」（様式第7号）を障害福祉室長あて提出する。

(派遣の決定及び却下)

第9条 障害福祉室長は、前条の申請を受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申込者に対して「手話通訳者派遣決定（却下）通知書」（様式第8号）により通知する。

2. 障害福祉室が手話通訳者の派遣を必要と認めたときは、広域的な行事が開催される市町を所管する健康福祉センター所長が、派遣手話通訳者の選定と調整を行ない、障害福祉室長は派遣する手話通訳者に対して「手話通訳者派遣依頼書」（様式第9号）により通知する。

なお、派遣手話通訳者の選定にあたっては、1人の手話通訳者が継続して通訳する時間は、講演会などの場合は30分以内、それ以外の場合は1時間以内となるよう派遣手話通訳者の人数を調整する。おって、待合せの時間から通訳業務を終了するまでの時間（以下「派遣時間」という。）が3時間を超過しないよう留意する。

(申込者の負担)

第10条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書の提出)

第11条 手話通訳者は、その活動状況を「手話通訳者活動日誌（報告書）」（様式第10号）に記録し、速やかに健康福祉センター所長に報告する。

2 健康福祉センター所長は、事業の実施状況を「手話通訳者派遣事業実施状況報告書」（様式第11号）により取りまとめ、翌月の20日までに受託者に提出する。

3 受託者は、前項により健康福祉センター所長から報告された事業の実施状況をとりまとめ、次により障害福祉室長に報告する。

「手話通訳者派遣事業実施状況報告」（様式第12号）

4月1日から9月30日までの活動状況 10月30日までに

10月1日から翌年3月31日までの活動状況 翌年4月30日までに

（派遣手当等の支給）

第12条 受託者は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める積算方法により派遣手当等を支給する。

- (1) 派遣時間に対して1時間当たり3,180円を派遣手当として支給する。
- (2) 1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については1時間とみなして派遣手当を支給する。
- (3) 派遣時間のうち、午後10時から翌日午前5時（以下「深夜」という。）に該当するものには、深夜1時間につき派遣手当の100分の50を乗じて得た額を割増手当として支給する。
- (4) 自宅から派遣先までの移動に要した交通費等は静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第48号）の例により得た額を支給する。
- (5) 自宅から派遣先までの移動時間（以下「移動時間」という。）に往復1時間以上を要した場合には、移動時間1時間につき派遣手当の100分の50を乗じて得た額に相当する額を支給する。

（運営委員会の設置）

第13条 受託者は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図る。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成11年6月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

1 この改正は、平成14年3月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年10月1日から施行する。

2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

## 静岡県外に在住する者からの手話通訳派遣依頼に係る事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号に基づき、静岡県外に在住するもの（以下「県外在住者」）からの手話通訳派遣依頼に関する事務について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2 この事業は、住所を有する都道府県又は市町村から、手話通訳者の派遣を受けられない県外在住者に対して、静岡県内において、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱に基づき、手話通訳者を派遣し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (派遣の条件)

第3 室長は、住所を有する都道府県又は市町村から、手話通訳者の派遣を受けられず、かつ次に掲げる場合において、静岡県外に在住する者又は静岡県外に在住する者とコミュニケーションを図る必要のある者（以下「事業対象者」という。）が手話通訳を必要とすると認めるときに、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号に定める障害福祉室長が特に必要と認める場合に該当するものとして、手話通訳者を派遣する。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合（病院の受診、保健所での健康診断等）
- (2) 財産・労働等権利義務に関する場合（労使交渉、就職面接等）
- (3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図る場合（公官署における各種申請、子供の参観会や親子面談等）
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- (5) 冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する場合（冠婚葬祭、自治会活動、相続協議等）
- (6) 1号から5号以外のものであって、その行為に社会的一般性が認められ、聴覚障害者の権利保障の観点から必要と認められるもの（動産の購入契約等）

### (公費派遣の確認)

第4 事業対象者から手話通訳者の派遣申請があった場合には、県外在住者の居住市町村及び都道府県に手話通訳者の公費派遣の可否について確認し、派遣を受けられない場合について、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱第7条第2号の規定を適用する。

### (派遣の手続)

第5 事業対象者からの手話通訳者の派遣申請があった場合には、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱の規定によりその手続を行なう。

### (申請受付窓口)

第6 事業対象者からの申請に係る相談、申請受付等については、聴覚障害者情報センターにおいて行なう。

### 附 則

この要領は、平成19年2月16日から施行する。

# 群馬県

## 群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会という。

### (事務局)

第2条 本会は、事務局を群馬県健康福祉局障害政策課（前橋市大手町1-1-1）内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、障害者自立支援法による市町村地域生活支援事業である手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業等の聴覚障害者向けのコミュニケーション支援事業の県内における同事業のあり方や実施方法等について、実施主体である市町村や関係機関が意見交換を行い、もって、県内市町村におけるコミュニケーション支援事業の適切な実施を図ることを目的とする。

### (所管事務)

第4条 本会は、次の事務を所管する。

- (1) コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業を含む）の実施方法等についての検討
- (2) 市町村担当者向け研修会（コミュニケーション支援事業）の実施
- (3) その他、前条の目的のために必要な事項

### (部会)

第5条 本会は、次の事務について検討するための部会を設置することができる。

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 手話通訳者・要約筆記者養成・研修事業（認定試験含む）
- (3) 市町村担当者向け研修会（コミュニケーション支援事業）
- (4) その他必要な事務

2 部会で検討した事項については、本会に報告するものとする。

### (構成員)

第6条 本会は、次の機関により組織する。

- (1) 県関係機関（障害政策課、心身障害者福祉センター、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ）
- (2) 市町村
- (3) 群馬県聴覚障害者団体連合会等関係団体
- (4) その他、本会が必要と認める機関

### (運営連絡会の開催)

第7条 本会は、必要に応じ、事務局が招集する。

2 構成員は、事務局から招集があった場合には、運営連絡会に出席する。なお、市町村については、各保健福祉圏域毎に構成市町村から推薦を受けた代表市町村が出席するものとし、推薦は、原則として各年度毎に行うこととする。

### (代表市町村の報告)

第8条 代表市町村は、後日、推薦を受けた構成市町村に対して、会議内容を報告する。

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領（案）

平成 20 年 1 月 11 日要領案作成  
平成 20 年 4 月 1 日試行事業施行

1 制度の趣旨

視覚的な情報を制限されている障害者に対し、所定の研修を受けた代筆・代読ヘルパーを居宅に派遣し、障害者への情報保障をすることを目的とする。

2 対象者

平成 20 年度においては、試行事業であるため、暫定的に視覚障害者で我孫子市障害者等在宅生活支援事業のガイドヘルパーの決定を受けている者とする。

3 派遣の内容

障害者の居宅において行う、次の内容とする。

- ① 公的機関（又はそれに順ずる機関）からの郵送物や資料等の代読。
- ② 生活上必要不可欠な説明書等の代読。
- ③ 公的機関（又はそれに順ずる機関）への申請等に対する代筆。
- ④ その他、上記作業に対して障害者が情報をストックするために必要な支援。
  - ・資料の整理・テープや録音機器への情報吹き込み・代筆作業確認

4 申請及び決定

我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用申請書（様式第 1 号（第 26 条第 1 項関係））に基づく申請後、ガイドヘルパー派遣事業の年間予備時間に代筆・代読ヘルパーの決定時間を上乗せする。また、作業内容から 1 回あたり、1 時間 30 分までを上限とする。

5 ヘルパーの依頼方法等

我孫子市の認定資格所持者を有する地域生活支援事業者（市の委託事業者）へ依頼する。

6 報酬単価

事業者への報酬単価は、ガイドヘルパーの身体介護無の単価と同様、30 分あたり 750 円とする。ただし、作業内容から短時間で終了することを鑑み、1 時間以内の作業時間は、1 時間あたりの単価を適用する。1 時間を超える場合は 30 分あたりの単価を適用する。

7 利用料

利用料は、障害者本人及び配偶者の市民税によって 1 時間あたり 0 円から 1,500 円まで徴収する。ただし、上限月額（0 円から最高 1 万円）を超える額は徴収しない。

8 研修及び認定資格

市で開催する研修を受講された事業所に、認定資格を発行する。

9 事業開始

平成 20 年 4 月 1 日から

## ヘルパー研修企画提案書

事業内容	居宅介護従事者研修（代筆・代読ヘルパー研修会）
開催日	平成20年3月8日(土)午前8：45～午後3：15
開催場所	我孫子市立あらき園（我孫子市新木1637）
参加対象者	居宅介護従事者
参加者	約50名（会場の定員は100名）
参加費	無料
企画の趣旨	視覚的な情報を制限されている障害者に対し、日常生活上必要不可欠な情報を支援するために、代筆・代読ヘルパーを居宅に派遣する事業を平成20年度から試行的に行うため、研修を行う。
タイムテーブル	<p>8：30 受け付け      8：45 開会あいさつ及び趣旨説明      9：00 消費トラブルと契約について      10：45 質疑応答      11：00 視覚障害者の生活について      12：00 休憩      12：30 視覚障害者への福祉サービスについて      1：00 個人情報の保護について      2：45 質疑応答      3：00 代筆代読ヘルパーに関する質疑応答      3：15 閉会</p>
主催	我孫子市・我孫子市居宅介護事業所連絡会
担当部署・者	我孫子市役所保健福祉部生活支援課 菊地 270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地 04-7185-1111（内線384）

# 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

- 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成19年10月時点では43.4%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点		
移行状況	か所数	割合
地域活動支援センター	756か所	12.9%
個別給付事業	455か所	7.8%
個別給付事業との統合等	162か所	2.8%
小規模作業所のまま存続	139か所	2.4%
合計	5,094か所	87.1%
廃止	28か所	0.0%
—	34か所	—

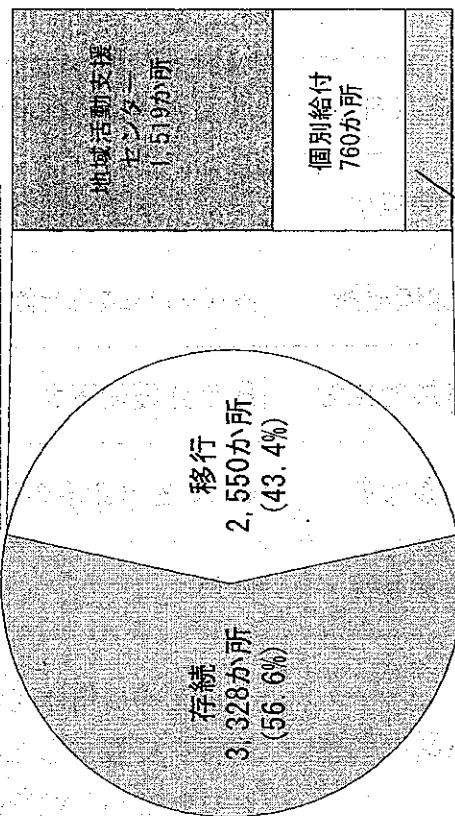
  

平成19年4月時点		
移行状況	か所数	割合
地域活動支援センター	2,405か所	40.9%
個別給付事業	1,468か所	25.0%
個別給付事業との統合等	671か所	11.4%
小規模作業所のまま存続	266か所	4.5%
合計	3,473か所	59.1%
廃止	5,878か所	100.0%
—	—	—

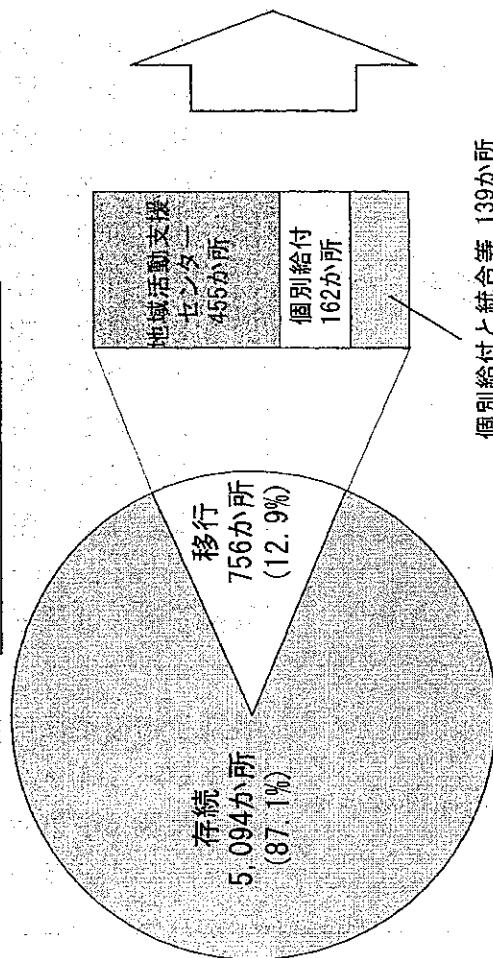
  

平成19年10月時点		
移行状況	か所数	割合
地域活動支援センター	2,550か所	43.4%
個別給付事業	1,519か所	25.8%
個別給付事業との統合等	760か所	12.9%
小規模作業所のまま存続	271か所	4.6%
合計	3,328か所	56.6%
廃止	5,878か所	100.0%
—	—	—

平成19年10月時点



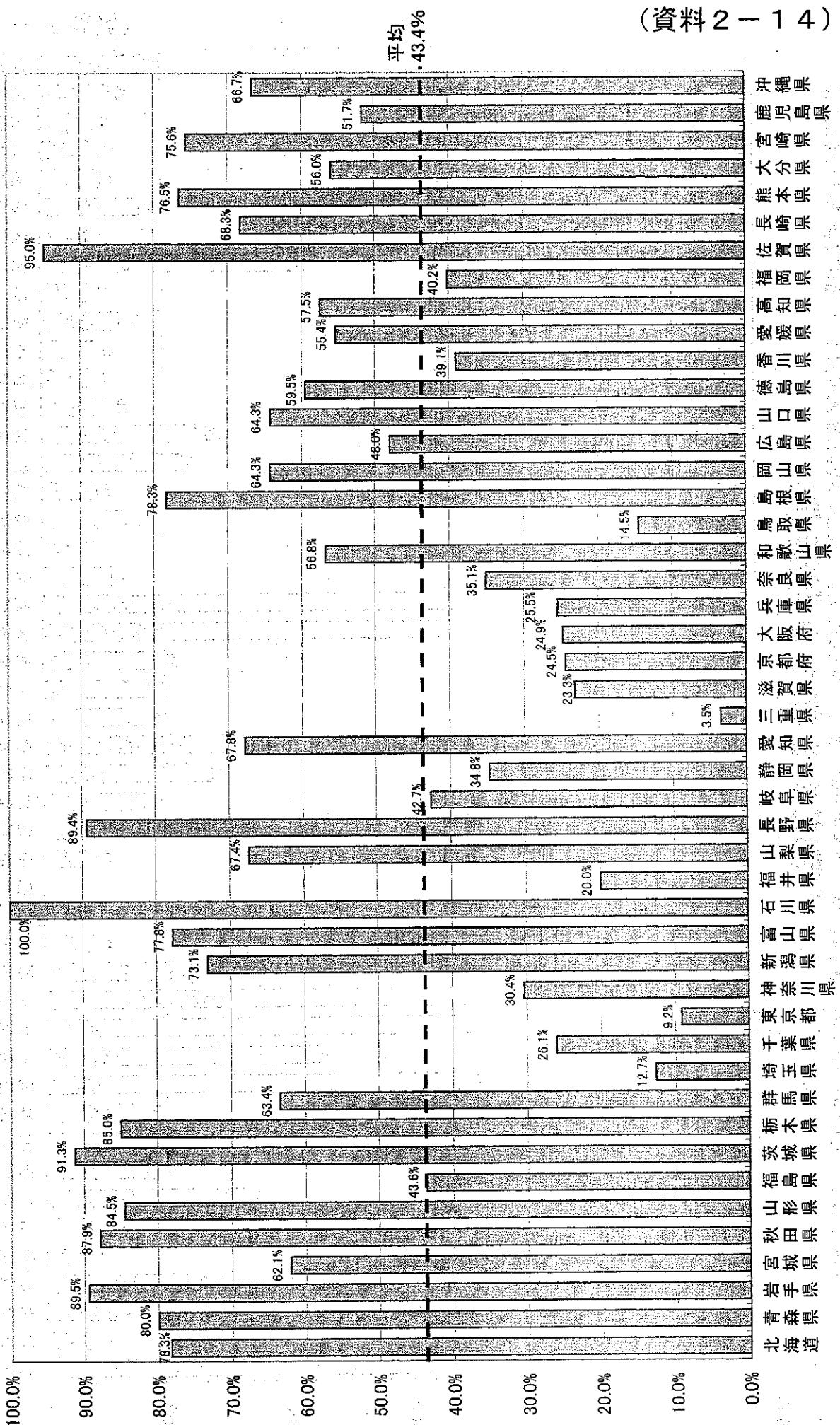
(論卷2-13)



個別給付と統合等 139か所

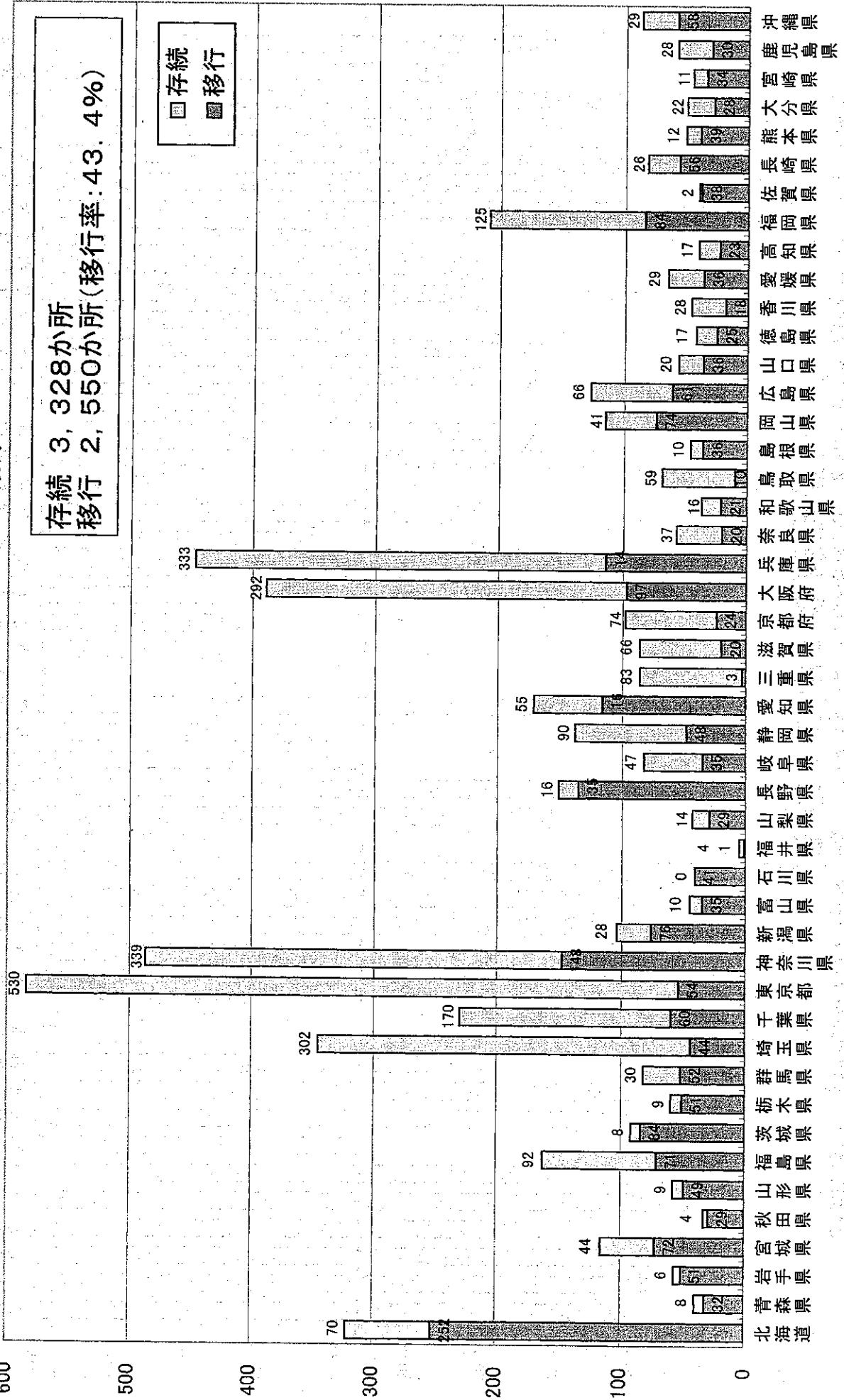
\*厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

# 小規模作業所の新体系への移行状況調査【都道府県別】(平成19年10月時点)



※厚生労働省障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べ

# 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 (平成19年10月時点)



(論文2-15)

※厚生労働省障害保健福祉企画課地域生活支援室調べ

# 平成19年度 移行等支援事業について



北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課

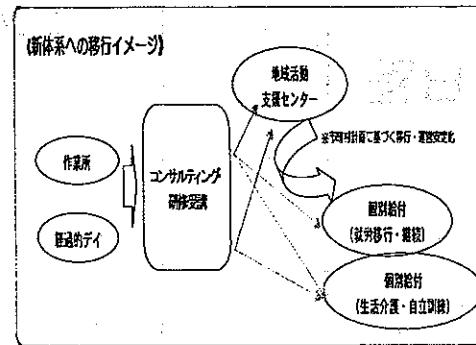
## 事業の概要

### ● 事業の目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所等が就労移行支援事業等の個別給付事業や地域活動支援センターなどの新体系サービスへ円滑に移行できるよう、コンサルタントの派遣や研修会を開催し、移行のための体制づくりを支援する。

### ● 事業の実施主体

北海道（北海道社会  
福祉協議会へ委託）



## ● 事業内容

### ① 移行推進研修会

小規模作業所等の経営者を対象に経理事務、法人格の取得等の実務についての研修会を開催する。

### ② 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等における新体系移行に伴う個別の問題点等に対し、小規模作業所等に専門的知識を有するコンサルタントによる事前診断及び現地への派遣を行い、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう助言指導を行う。

## ・事業実施のスケジュール

年月	19年 10月	11月	12月	20年 1月	2月	3月
日程	研修受付・実施			コンサルティング 受付	コンサルティング 実施	コンサルティング 実施結果通知・報告

# 対象となる事業所について

## ① 新体系※への移行計画を有する次の事業所

- ・ 小規模作業所（政令市（札幌市・旭川市・函館市）事業）
- ・ 旧障害者ディサービス事業所  
(H18地域生活支援事業における経過的ディサービス事業実施事業所)
- ・ 地域活動支援センターⅣ・V型（道事業）

※ 新体系とは地域活動支援センターI～III型（基礎事業のみも含む）及び就労移行支援事業等の個別給付事業を指す。

## ② 個別給付事業への移行計画を有する次の事業所

- ・ 地域活動支援センターI～III型
- ・ 札幌市地域活動支援センター

## ③ 優先順位

新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施する。また、新体系の制度である地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、市町村計画に沿った個別給付への移行を促進する。

# 移行推進研修会の実施状況について

1回目 10/19（金）～10/22（月）帯広市

参加事業所 8箇所 参加人数 23名

2回目 11/2（金）～11/5（月）札幌市

参加事業所 14箇所 参加人数 18名

3回目 11/16（金）～11/19（月）旭川市

参加事業所 18箇所 参加人数 21名

4回目 12/1（土）～12/4（火）札幌市

参加事業所 25箇所 参加人数 31名

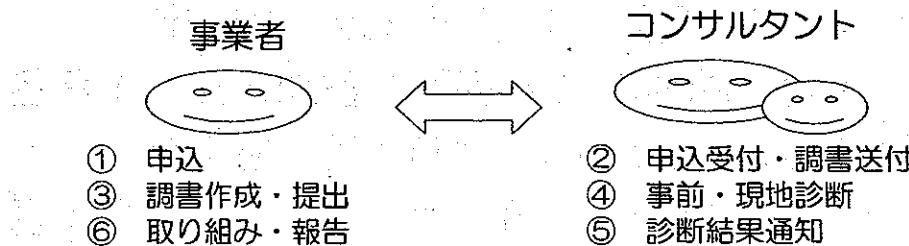
### ③ 主な研修カリキュラム

項目	内容
① 新体系への移行について	
・障害者自立支援法及び特別対策事業について	障害福祉制度改革について ・小規模事業所を中心としたサービス事業体系の改正内容について ・新体系移行のための特別対策事業について
・各種補助制度について	新体系移行に活用できる補助制度について
③ 地域活動支援センターの運営について	
・地域活動支援センター事業について	地域活動支援センター事業の概要 ・必要な法人格、設置基準、事業実施届、事業の登記
・地域で求められる事業展開	地域で求められる地域活動支援センターの役割について ・市町村障害福祉計画との関連、事業展開、箇別給付事業への移行
② NPO法人の設立について	
・NPO法人の法人申請	NPO法人の認証を受けるための必要な手続 ・法人申請、法人登記
・NPO法人の財務	NPO法人における会計事務等 ・公益法人会計、税金
・NPO法人の運営	法人の安定した運営のために必要なこと (経験者による講義)
④ 指定事業所の運営について	
・指定事業所の設置基準	指定事業所の種類及び設置基準について ・指定事業所の種類、指定事業所設置基準、サービス管理責任者及び個別支援計画について
・指定申請事務	指定事業所になるための指定申請について ・指定申請事務、事業の登記・変更
・報酬請求事務	指定事業所における報酬の仕組みについて ・事業別の報酬基準について、報酬の請求事務について
⑤ 授産事業の経営について	
・授産事業の拡充について	地域活動支援センター・就労系事業における授産事業の拡充について ・商品開発、市場開拓、販路拡大
・授産事業経理	授産会計の経理事務について
・授産事業労務管理	授産事業における労務管理について

### 移行推進コンサルタント派遣事業について

#### ① 実施方法

事業所が希望する診断事項について、専門知識を有するコンサルタント2名が担当し、事前診断・現地における診断及び助言を行う。



#### ② スケジュール 実施予定 20事業所

- 19年12月 コンサルティング申込受付、調書送付
- 1月 事前診断及び現地コンサルティング実施
- 2月 事前診断及び現地コンサルティング実施  
診断結果通知（1月分）
- 3月 診断結果通知（2月分）  
実施結果報告

## 移行等支援事業業務実施要領

### 第1 目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所等が、就労移行支援事業等の個別給付事業や地域活動支援センターなどのサービスへ円滑に移行できるよう、研修会の開催やコンサルタントの派遣を実施し、移行のための体制づくりの支援を目的とする。

### 第2 実施主体

この事業の実施主体は、北海道とする。ただし、事業の企画及び運営の全部を社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「受託団体」という。）に委託するものとする。

### 第3 指導監督

北海道は、受託団体が、この事業を適切かつ効果的に行うよう指導監督するものとする。

### 第4 対象者

- 当事業の対象者は次のとおり。
- (1) 地域活動支援センターI～III型（基準を満たし基礎事業のみ実施の場合も含む）及び就労移行支援事業等の個別給付事業（以下、「新体系」という。）への移行計画を有する次の事業所（以下「小規模作業所等」という。）
    - ア 小規模作業所（指定都市等）
    - イ 旧障害者デイサービス事業所  
(平成18年度地域生活支援事業における経過的デイサービス事業実施事業所)
    - ウ 地域活動支援センターIV・V型（道事業）
  - (2) 個別給付事業への移行計画を有する次の事業所
    - ア 地域活動支援センターI～III型
    - イ 札幌市地域活動支援センター
  - (3) 優先順位  
新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施する。  
また、新体系の制度である地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、市町村計画に沿った個別給付への移行を促進する。

### 第5 事業内容

#### 1 移行推進研修会

小規模作業所等の経営者を対象に経理事務、法人格の取得等の実務についての研修会を開催し、新体系への移行に必要な知識の習得を図る。

##### (1) 実施方法

次に定める研修科目について、道内4か所、1回当たり30名程度の規模で実施する。

##### (2) 研修科目

研修科目については、おおむね次のとおりとし、詳細については別に定める実行委員会において定めることとする。

- ア 障害者自立支援法に基づく新体系への移行について
- イ 地域活動支援センターの運営について
- ウ NPO法人の設立について
- エ 指定事業所の運営について
- オ 授産事業の経営について

## 2 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等における新体系移行に伴う個別の問題点等に対し、小規模作業所等に専門的知識を有するコンサルタントによる診断を行い、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう助言指導を行う。

### (1) 実施方法

小規模作業所等からの診断申込に基づき、コンサルタント(2名以内)が調書による事前診断及び現地における実地診断を実施する。

なお、実地診断においては、新体系への移行に必要な助言指導を行う。

### (2) 派遣先の選定等について

派遣先の選定及び担当コンサルタントについては、実行委員会において選定する。

### (3) コンサルティングの結果検証について

小規模作業所等に対する診断結果については、実行委員会において事前診断及び実地診断の検証を行った後、文書により結果を通知する。

## 移行等支援事業実行委員会設置要領

### 第1 委員会の設置

移行等支援事業の効果的な実施を図るため、移行等支援事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。

### 第2 委員会の所管事務

実行委員会は、移行等支援事業における移行推進研修会の研修カリキュラムを策定するとともに、移行推進コンサルタント派遣事業を実施する小規模作業所等を選定し、診断結果について成果検証を行う。

### 第3 組織及び委員

実行委員会は、身体障害者、知的障害者、精神障害者福祉の各分野において専門的知識を有する者、授産事業について専門的知識を有する者、道内の小規模作業所等の運営状況について専門的知識を有する者等を委員とし、5名以上10名以内の委員により組織する。

### 第4 委員の委嘱及び任期

- 1 委員は受託団体の長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、任命の日より平成20年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

### 第5 会長及び副会長

- 1 実行委員会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、実行委員会を代表する。

### 第6 会議

- 1 実行委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 実行委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 実行委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、報告を決定する場合において、反対意見又は少数意見があったときは、会長は、報告書その旨を併記しなければならない。

### 第7 庶務

実行委員会の庶務は、受託団体において処理する。

### 第8 その他

当要領に定めることを除き、実行委員会運営に関し必要な事項は実行委員会が定める。

## 委託契約書

北海道(以下「甲」という。)と  
委託について次のとおり契約する。

(以下「乙」という。)とは、業務の

### (委託業務)

第1条 甲は、移行等支援事業業務(以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### (処理の方法)

第2条 乙は、別紙移行等支援事業実施要領及び移行等支援事業実行委員会設置要領(以下「要領」という。)により委託業務を処理しなければならない。

- 2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。
- 3 乙は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、事業実施計画書を提出するものとする。

### (委託期間)

第3条 委託期間は、平成19年9月3日から平成20年3月31日までとする。

### (委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額金 円)を乙に支払うものとする。ただし、第14条の規定による精算の結果、乙の実支出額が委託料の額に満たないときは、当該実支出額をもって委託料の額とする。

### (委託料の使用)

第5条 乙は、委託料の使用にあたっては、別紙に掲げる委託料の費目(以下「費目」という。)の区分に応じ、それぞれ同表に定める内訳金額の範囲内で、これを使用しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ書面により甲に申請し、その承認を受けた場合は、委託料について、費目間において相互に流用することができる。
- 3 委託料について、各費目間における20パーセント以内の流用については、前項の承認を受けることを要しないものとする。

### (権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (業務担当員)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第12条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

2 乙は、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに、甲に移転しなければならない。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、隨時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(実績報告等)

第14条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び收支精算書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書及び收支精算書を審査の上、委託料の額を確定して乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(概算払)

第16条 乙は、あらかじめ、委託業務に要する経費について收支計画書を作成して甲に提出し、甲と協議の上、第4条に規定する委託料の額の範囲内において、委託料の概算払の請求をすることができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、その支払をするものとする。

(預金利子の取扱い)

第17条 乙は、甲から支払を受けた委託料に関し、預金利子が生じたときは、利子記入期(解約した場合にあっては、当該解約の時)ごとに、甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の預金利子に相当する額を、甲の発する納付通知書により、甲に納付しなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第19条 乙は、前条第1項の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用者者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙

別紙

費　目	内　訳	
報償費		円
旅　費		円
需用費		円
役務費		円
使用料		円
合　計		円

## 新サービス体系移行等総合推進事業

### 障害者自立支援法で…

- 今までと「何」が変わったのか？
- 新サービス体系への移行を考えたいが、漠然としていて
- 具体的に何からはじめればよいのかわからない
- 新サービス体系移行後わからなくなることがある

### 障害者自立支援法「わからぬい？」から「なっとう！」へ ☺

- 事業目的  
障害者自立支援法の円滑な施行を目的とした研修・相談・情報提供を実施
- 実施主体  
三者協働で実施します
- 神奈川県  
KCN 振興会

### ■事業所支援

新サービス体系移行のポイント、障害者ケア品質向上のための研修を企画。状況やニーズを見ながら、その時に必要なトピックで研修を実施します。

#### 口実施テーマ

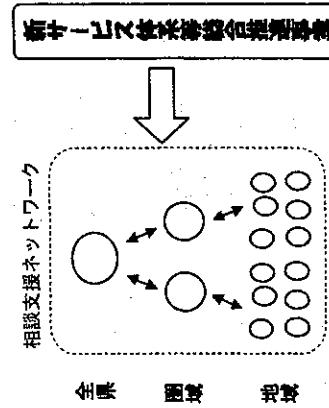
- 事業所対象  
・具体例で学ぶ新服务体系移行への道  
・新服务体系移行フォーラム  
移行後の状況が具体的にシミュレーションできる講座を実施します

#### 従事者対象

- 現場のための支援力アップ講座
- 重度訪問介護従事者現任研修
- ケア技術の向上やケアマネジメントのスキルアップを目指します

### ■地域ネットワーク支援

市町村等による相談支援ネットワーク形成のための側面的支援を実施。研修講師派遣等の研修支援、事例検討会へのスーパーバイザージャパンなど、依頼者のニーズに応じた支援を実施します。



### ■調査／資料作成

- 研修や個別相談で明らかになつた課題を編集し公開します
- 事業所申請ガイドブック
  - 重度訪問介護事業所運営事例集（支援プラン・経営モデル）
  - 障害児療育情報ボータルサイト
  - 障害児療育社会資源調査

### ■事業評価／情報公開

- 行政・障害当事者・障害児者支援者等様々な方にご協力いただき事業を実施します
- 新サービス体系総合推進会議
  - 障害児療育支援プロジェクト
  - 事業実施内容はホームページに公開

### ■KCN 社団法人 かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目10番地 横浜大栄ビル5階  
電話：045-227-7044 (9:00～17:30) FAX：045-212-9044  
E-Mail：info@kanafuku.jp http://www.kanafuku.jp/special/

2007年11月1日より

# 事業所のための無料相談窓口開設?

## 申請/法人設立

- ・NPO 法人取得
- ・新体系移行手続き
- ・報酬請求

## 法律

- ・契約書類整備
- ・個人情報保護規定
- ・成年後見制度

## 会計/経理/労務

- ・収支報告書作成
- ・固定資産書作成
- ・職員の労務管理

事業所の皆様の「わからない！」にお答えします



### 相談受付対象

- ・障害者の支援をしている事業所等
- ・新サービス体系移行を目指す事業所に対して、重点的に相談を受け付けます



### 相談回答者

- ・弁護士(法律相談)
- ・税理士(会計・経理相談)
- ・社労士(労働法規/人事関係相談)
- ・障害者支援事業所/行政等

相談受付：社団法人 かながわ福祉サービス振興会

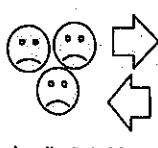
**E-Mail : info5@kanafuku.jp**  
**FAX : 045-212-9044**

(E-Mail/FAXで24時間受付)



### 相談の流れ

- ①裏に掲載されている必要事項にご記入いただき、メールかFAX送付
- ②窓口で受付/受理後、回答者へ
- ③回答を相談窓口から事業所に返信



回答者

※ご質問/回答は、個人情報が特定されない形でホームページ等に公開する場合があります



### 社団法人 かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目10番地 横浜大栄ビル5階

電話：045-227-7044 (9:00~17:30) FAX：045-212-9044

E-Mail : [info5@kanafuku.jp](mailto:info5@kanafuku.jp) <http://www.kanafuku.jp/special/>

※この事業は神奈川県から委託を受けて、障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として実施しています



# 事業所のための障害者自立支援法講座

## ？ 障害者自立支援法で… ?

- 今までと「何」が変わったのか？
- 新サービス体系への移行を考えたいが、漠然としていて具体的に何からはじめればよいかわからない
- 新サービス体系移行後わからないことがたくさんある



「具体例で学ぶ新体制移行への道」シリーズ講座をご活用ください  
今回は STEP①として制度理解の講座を実施します。

### ■ 今回のポイント

- これから新サービス体系移行を目指す事業者が、まず知っておきたいポイントをまとめた、事業所のための「障害者自立支援法概論」を実施します。
- 実践者がお話しする講座です。これからの障害者福祉の動向も含みつつ、実際にある身近な具体例を交え、本では学べない制度概論をお伝えします。

### ■ 日程・場所 ※ ①②とも同じ内容の研修です

日時	場所	定員
① 10月27日(土) 13:30~15:30	かながわ福祉サービス振興会 3階 会議室	40名
② 11月21日(水) 18:00~20:00	茅ヶ崎市民文化会館 4階 大会議室	50名

### ■ 講師 ※ KCN : NPO 法人かながわ障がいケアマネジメントネットワーク

- ① KCN 理事 (湘南ゆうき村 施設長) 河原 雄一氏
- ② KCN 理事 (貴志園 施設長) 富岡 貴生氏

### ■ 参加申し込み

FAX/E-Mail で、①参加希望者氏名(ふりがな)②所属先③所属先住所④所属先電話⑤所属先 FAX⑥E-Mail をご記入の上、下記までお申し込みください。(裏面は送信票です)

### ■ 参加決定について

先着順に参加決定をいたします。また、受付後、受付完了のご連絡を FAX か E-Mail で行います。申し込み後 1 週間、こちらからご連絡がない場合は、必ず事務局にお問合せください。



### 社団法人 かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町 2 丁目 10 番地 横浜大栄ビル 5 階

電話 : 045-227-7044 (9:00~17:30) FAX : 045-212-9044

E-Mail : [info5@kanafuku.jp](mailto:info5@kanafuku.jp) <http://www.kanafuku.jp/special/>

※この事業は神奈川県から委託を受けて、障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として実施しています



# 事業所のための請求事務講習会(第4回)

全国標準  
システムによる

インターネット請求が始まりました



- ・簡易入力システムを手に入れて、やり始めたけれど、入力方法がわからない。
- ・マニュアルを読みながらやっているけれど、自分の知りたいことがどこに書いてあるかわからない。



簡易入力システムを使用して、はじめて請求事務を行う担当者向けの基礎的な講習会を行います。



市販のベンダーソフトを使用する事業者や既に請求を行っている事業者のみなさま向けではありません。ご確認の上お申し込みください。

## ■日程・場所

日時：平成20年2月19日（火） 13:30～16:30（受付開始：13:00）

場所：かながわ福祉サービス振興会 3階 会議室

横浜市中区本町2丁目10番地 横浜大栄ビル 3階

（JR・市営地下鉄 関内駅 徒歩10分 / みなとみらい線日本大通駅 1番出口）

## ■定員

20名（先着順で受付をします）

※10台のパソコンで実施しますので、2名に1台での講習となります

※PC持ち込み歓迎します。（持ち込みPCの場合は、定員オーバーでも受付できます。）

※多くの事業所の方にご参加いただくために、1事業所1名のご参加とさせていただきます。ご了承ください。



持込PC動作環境を確認して下さい。わからない場合はお問合せください。  
WindowsXP / Excel2003 SP2 (SP3不可)・Excel2002 SP3・Excel2000 SP3

## ■参加申し込み

FAX/E-Mailで、①参加希望者氏名(ふりがな)②所属先③所属先住所④所属先電話⑤所属先FAX⑥E-Mail⑦持込PCの有無をご記入の上、下記までお申し込みください。（裏面は送信票です）

## ■参加決定について

先着順に参加決定をいたします。また、受付後、受付完了のご連絡をFAXかE-Mailで行います。申し込み後1週間、こちらからご連絡がない場合は、必ず事務局にお問合せください。



最新研修情報掲載中 <http://www.kanafuku.jp/special/>



社団法人 かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目10番地 横浜大栄ビル5階

電話：045-227-7044 (9:00～17:30) FAX：045-212-9044

E-Mail：[info@kanafuku.jp](mailto:info@kanafuku.jp) <http://www.kanafuku.jp/special/>

※この事業は神奈川県から委託を受けて、障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として実施しています

上限額管理事業所のための

## 上限額管理事務講習会

（）障害福祉サービスの利用者負担上限額管理事務について事務処理内容の解説をする講習会を開催します

### 内容

テーマ	講師
上限額管理事務について	神奈川県障害福祉課
上限額管理事業所の事務処理について	県内上限額管理事業所 事務担当者

来月から自信を持って、上限額管理事務処理ができる目標に

⚠ この講習会は、上限額管理事業所の方を対象とした講習会です。ご確認下さい

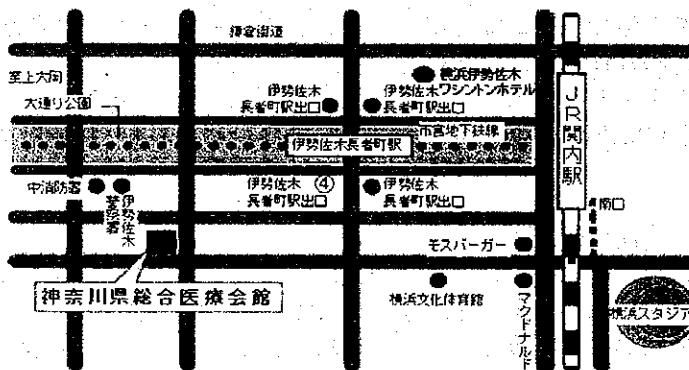
### ■ 日程・場所

日時：平成19年12月20日（木） 13:30～16:30（受付は13:00～）

場所：神奈川県総合医療会館 7階ホール（横浜市中区富士見町3-1）

横浜市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」4番出口 徒歩2分

JR京浜東北線「関内駅」南口 徒歩10分



### ■ 定員

300名（先着順で申し込みを受け付けます）

多くの事業所の方にご参加いただくために、1事業所につき2名までの参加に限らせていただきます。ご了解ください。

### ■ 参加申し込み

FAXまたはE-Mailで、①参加希望者氏名(ふりがな) ②所属事業所名 ③事業所住所  
④連絡先電話番号 ⑤連絡先FAX ⑥E-Mailをご記入の上、下記までお申し込みください。（裏面は送信票です）

### ■ 参加決定について

受付後、受付完了のご連絡をFAXかE-Mailで行います。申し込み後1週間、こちらからご連絡がない場合は、必ず事務局にお問合せください。

事業サイトで情報発信中  <http://www.kanafuku.jp/special/>



社団法人 かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目10番地 横浜大栄ビル5階

電話：045-227-7044 (9:00～17:30) FAX：045-212-9044

E-Mail：[info5@kanafuku.jp](mailto:info5@kanafuku.jp) <http://www.kanafuku.jp/special/>

※この事業は神奈川県から委託を受けて、障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として実施しています

## 講師派遣プログラム実施概要

1. 目的 障害者自立支援法下での新サービス体系への円滑な移行と障害福祉向上を目的とした研修等に対し、講師派遣とそれに伴う事務上の手続きを支援することにより、より多くの方に研修を受講していただける機会をつくることとします。
2. 申請団体 神奈川県内において、障害児・者へ福祉サービスを提供している団体
3. 対象事業 以下の内容に関する研修等を事業の対象とします。
  - (1) 障害者自立支援法の理解・促進に関すること
  - (2) 新サービス体系への移行に関すること
  - (3) 神奈川県の障害福祉向上に関すること
4. 費用 無料（講師謝礼を含む）
5. 申請方法 講師派遣希望日の1か月前までに所定の申請用紙にて必要事項を記入の上、社団法人かながわ福祉サービス振興会まで郵送・ファックスまたはメール添付にて提出してください。  
尚、研修要領・案内などがあれば参考資料として添付してください。
6. その他 当該事業は、神奈川県より委託を受けて社団法人かながわ福祉サービス振興会が障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として実施しています。

### お申し込み・お問合せ



社団法人 かながわ福祉サービス振興会

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目10番地 横浜大栄ビル5階

電話：045-227-7044 (9:00~17:30) FAX：045-212-9044

E-Mail：[info@kanafuku.jp](mailto:info@kanafuku.jp) <http://www.kanafuku.jp/special/>

## 新サービス体系移行等総合推進事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、新サービス体系移行等総合推進事業（以下「総合推進事業」という。）の実施について、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「基金管理運営要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2 目的

総合推進事業は、基金管理運営要領に基づく特別対策事業のうち、次の事業を一元的かつ総合的に実施することにより、障害者自立支援法における事業者の安定的なサービス提供及び制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

- (1) 新サービス体系移行等支援事業
- (2) 在宅重度障害者地域生活促進事業
- (3) 相談支援体制整備特別支援事業（県事業）
- (4) 障害児療育体制整備事業（県事業）

### 第3 事業の実施主体

総合推進事業の実施主体は、神奈川県とする。ただし、総合推進事業を一体的に実施するとのできる法人に委託することができる。

また、第2（1）の事業は、別に指定都市、中核市に委託することができる。

### 第4 事業の内容

総合推進事業の内容等は次のとおりとする。

- (1) 新サービス体系移行等支援事業

#### ア 移行推進コンサルタント派遣事業

##### (ア) 事業の内容

新体系サービスに移行を予定している事業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系サービスに円滑に移行できるように支援を行う。

##### (イ) 派遣の対象法人等

- ① 新体系サービス移行前の指定障害福祉サービス事業所等又は障害者地域作業所等であって、今後、新体系サービスに移行することを予定している事業者、法人又は団体
- ② 既に新体系サービスに移行した指定障害福祉サービス事業所等であって、今後、事業の円滑な運営を図るために必要と認められる法人

##### (ウ) コンサルテーションの内容

- ① 経営・財務に関するコンサルテーション
- ② 人事・労働法規に関するコンサルテーション
- ③ 指定申請・法人設立に関するコンサルテーション

- ④ 報酬請求事務に関するコンサルテーション
- ⑤ 障害福祉サービスの支援に関するコンサルテーション
- ⑥ 法律相談
- ⑦ その他

#### イ 移行推進研修会

##### (ア) 事業の内容

複数の事業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計処理等）、法人格取得のための支援を図るために研修会を実施する。

##### (イ) 研修の対象法人等

- ① 新体系サービス移行前の指定障害福祉サービス事業所等又は障害者地域作業所等であって、今後、新体系サービスに移行することを予定している事業者、法人又は団体
- ② 既に新体系サービスに移行した指定障害福祉サービス事業所等であって、今後、事業の円滑な運営を図るために必要と認められる法人

##### (ウ) 研修の内容

障害者自立支援法の新体系サービスへの移行のため、制度概要、移行のポイント、経営ノウハウ等の理解を深め、円滑な新体系サービスへの移行を支援する。

#### (2) 在宅重度障害者地域生活促進事業（重度訪問介護サービス基盤整備事業）

##### ア 事業の目的

重度訪問介護サービスは、障害者の地域移行を促進するための重要なサービスであるが、制度施行後間もないことから、十分なサービス基盤が整備進まず、重度訪問介護サービス利用者に不安が生じている。

このため、本事業により、重度訪問介護サービスの安定的な事業所運営を確保し、在宅重度障害者の地域生活を支えるサービス提供体制の整備促進を図る。

##### イ 事業の概要

###### (ア) 研修の実施

従業者の資質向上及び職場定着等に資する研修等を実施する。

###### (イ) 先駆的事例集の作成

重度訪問介護事業所における先駆的実践事例集を作成し、他事業所等への周知を図りノウハウの共有化を図る。

##### ウ 事業の実施内容

###### (ア) 研修会の内容

重度訪問介護事業所の従業者を中心とした重度身体障害者のケアサービスの資質向上のための研修会を開催する。

###### (イ) 実践事例集の内容

先駆的に重度訪問介護サービスを提供している事業所の以下のサービス提供例等を集約し、その事例を他の事業所に広く紹介する。

- ① ケアプランモデル
- ② 報酬の請求と経営モデル
- ③ その他参考になる事例

### (3) 相談支援体制整備特別支援事業（特別アドバイザー派遣事業）

#### ア 事業の目的

障害者が地域で安心して暮らすためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制等の構築が重要であり、本事業により、その体制整備や充実強化を促進し、早急に相談支援体制を整備・確立する。

#### イ 事業の概要

先進地域のスーパーバイザーや学識経験者等を特別アドバイザー（以下「アドバイザー」）として招聘し、個別又はチームで県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。

#### ウ 事業の実施内容

##### (ア) 相談支援事業所へのアドバイザーの派遣

具体的な相談事例を元に、相談の見立てやケアマネジメントの技法等のカンファレンスを個別に行うため、相談支援事業所からの依頼により、アドバイザーを派遣する。

アドバイザーの派遣にあたっては、相談事例の内容や障害種別などによって、適当な人選を行う。

##### (イ) 地域自立支援協議会へのアドバイザーの派遣

今後、地域自立支援協議会の立ち上げを予定している市町村等からの依頼により、先進地域で中心的な役割を果たしている者や学識者等をアドバイザーとして派遣する。

##### (ウ) 研修の実施

県内の相談支援従事者等に対して、相談支援の資質向上やケアマネジメントの確立、又は相談支援事業者の相談支援体制の整備や充実強化を図り、地域支援体制の構築を目指すための研修を行う。

### (4) 障害児療育体制整備事業

#### ア 事業の目的

乳児・幼児期の発達は目覚しく、この時期によりよい環境を整えて、適切な療育を進めることは、成長を更に助け、障害の軽減・社会適応能力の向上等に寄与する。そこで、保護者、検診機関、療育関係者（以下「保護者等」という。）が必要とする情報、解説、啓発資料（パンフレット等）の作成を研究・検討し、その成果物を広く配付することにより保護者等の支援を図る。

#### イ 事業の内容

##### (ア) 障害児を育てる保護者等が必要とする情報の内容及び発信方法の研究

##### (イ) シンポジウム等の開催による普及・啓発

##### (ウ) 事業の成果を集約したパンフレット等の作成

### 附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行し、平成21年3月31日をもって廃止する。

## 鳥取県実施事例

### 平成19年度移行等支援事業概要

#### 1. 目的

障害者自立支援法における新体系サービスへ移行できていない小規模作業所、旧法体系サービス事業者（以下「小規模作業所等」という。）が個別給付や地域活動支援センターなど新事業体へ円滑に移行できるように支援する。また、新事業体系のうち就労系への移行を希望する小規模作業所等に対して、利用者工賃を増加させるための事業も併せて実施する。

#### 2. 実施主体

鳥取県（特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センターに委託。以下「振興センター」という。）

#### 3. 内容

##### ア 経営コンサルタントの派遣

- ① 小規模作業所等に経営コンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、運営基盤の確立、事業内容の充実等新事業体系に円滑に移行できるよう支援する。なお、移行時期は、原則として平成20年度末を目標とする。
- ② 経営コンサルタントの派遣箇所数等は、今後県が設置予定の「工賃3倍増検討委員会（仮称）」等の意見を元に、委託費の範囲内で決定する。
- ③ 新事業体系のうち就労系への移行を希望する小規模作業所等に対しては、新事業体系への移行推進の他、利用者の工賃増額に向けての経営指導や市場調査、収益性の向上を図る対策等についての支援を併せて実施する。
- ④ 経営コンサルタントの派遣に際して、派遣をスムーズに行い、委託事業を効率的に実施するために、必要に応じて事前に説明会や講習会を開催する。

##### イ 経営等相談支援事業

人事管理や労務管理又は会計処理等の経営全般等について、小規模作業所等からの相談（移行を前提とする）を受け付け、助言・指導を行う。なお、必要に応じて人事管理等の助言や指導が可能な経験者等の専門家を確保する。

##### ウ コーディネーターの配置

当該事業を円滑に進めるため、振興センター内にコーディネーターを1名配置する。

#### 4. 事業実施に当つての留意事項

- ① 既に新事業体系に移行した事業所については、経営コンサルタントは派遣しないものとする。ただし、派遣決定前までに移行していない場合はこの限りではない。
- ② 経営コンサルタント派遣決定後、移行したところについては、派遣の必要性を勘案し派遣を継続することとする。但し、派遣期間は平成19年度末までを限度とする。

する。

- ③ 派遣する経営コンサルタントの選定にあたっては、あらかじめ障害福祉に精通したコンサルタントを選定するなど、当該事業が円滑に進むような方策で実施する。
- ④ 小規模作業所等に対しても、事前に当該事業に係る説明会を開催するなど広く周知の上、希望者を募る。
- ⑤ 経営コンサルタントを派遣する小規模作業所等については、あらかじめ今後の小規模作業所等の方向性や経営理念等を代表者から確認の上、派遣先を選定するなど事業効果が確実に見込める方法とする。  
また、派遣先決定にあたっては、鳥取県及び鳥取県が設置予定の「工賃3倍計画検討委員会（仮称）」の意見を参考として選定する。
- ⑥ 19年度の経営コンサルタント派遣先については、原則として20年度も優先的に経営コンサルタントを派遣するものとする。（但し、上記②の場合を除く）
- ⑦ 振興センターと鳥取県は緊密な連携を保って当該事業を実施する。

## 5 スケジュール

### ① 経営コンサルタント派遣

7月 説明会等準備

8月 説明会の開催

派遣申込受付及びコンサルタント志望意向確認

9月 派遣事業所選定（申込事業所の意志確認のための訪問）

移行のための講習会（2回）の計画作成

（派遣希望事業所は講習会受講必須としコンサルタント志望者も同講習会に参加）

10月 第1回講習会

11月 第2回講習会

コンサルタント派遣先選定及びコンサルタント選定

12月 コンサルタント派遣

20年 3月 コンサルタント派遣終了

事業まとめ

### ② 経営等相談支援

7月 当該事業にかかる資料等の作成

8月 相談支援希望事業所の公募

9月 相談支援希望事業所の選定

相談支援者（専門家）の確保

10月 相談支援開始

20年 3月 相談支援事業終了

事業まとめ

## H19年度 移行支援事業

### スケジュール（実施状況）

- 7月 事業受託  
スケジュールの作成  
説明会準備  
コンサルタント（中小企業診断士等）情報収入
- 8月 1日 コーディネーター配置（8月1日から）  
10日 コンサルタント（中小企業診断士等）及び作業所等への合同事業説明会  
会場：倉吉市 参加者 86名（施設関係者・一般企業・コンサル関係・行政）  
(内容)  
<移行に関しての説明>  
鳥取県障害福祉課・振興センター  
コンサルタント：●●氏
- 10日 ・中小企業診断士へのコンサルタント意向調査書配布  
〃 ・対象事業所へ派遣申込関係書類配布  
※締め切り8月末  
31日 ・申込事業所 コンサル派遣 9事業所／相談支援派遣 3事業所
- 9月 12～14日 ・派遣事業所選定→申込事業所訪問（鳥取県・振興センター）  
・移行に向けての意思確認及び状況把握  
・移行のためのビジネスセミナー（集中講義）（1泊2日×2回の計画策定）  
・コンサル従事予定事業所への説明（個別訪問）
- 10月 16・17日 ・第1回ビジネスセミナー開催 7事業所13名受講  
※県内コンサルタント志望者 希望者受講 4事業所4名（含む相談員予定者2名）
- 11月 3・4日 ・第2回ビジネスセミナー開催 6事業所12名受講  
※県内コンサルタント志望者 希望者受講 3事業所3名
- 中旬 派遣先決定  
コンサルタント契約  
コンサルタント全員打合せ
- 12月 最低 2日／月 派遣開始  
・コンサルト事業所の顔合わせ・3月までのコンサル派遣計画書の作成
- 3月 派遣終了  
報告書の作成

# 移行等支援事業説明会開催要項

## (障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業)

日 時 平成19年 8月10日(金) 9:40~15:30

会 場 倉吉未来中心 セミナールーム3(2階)

倉吉市駄経寺212-5 TEL:0858-23-5390

趣 旨 鳥取県から委託を受け、小規模作業所等に対して新体系サービスへの移行に向けた支援を実施するに当たり、効率的に支援を実施するために事業説明会を開催する。

- ① 障害者自立支援法における新体系サービスへ移行できていない小規模作業所、旧体系サービス事業者(以下「小規模作業所等」という。)が個別給付や地域活動支援センターなど新事業体へ円滑に移行できるように支援する。
- ② 新事業体系のうち就労系への移行を希望する小規模作業所等に対して、利用者工賃を増加させるための事業も併せて実施する。

事業内容 ア 経営コンサルタントの派遣

- ① 小規模作業所等に経営コンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、運営基盤の確立、事業内容の充実等新事業体系に円滑に移行できるよう支援する。なお、移行時期は、原則として平成20年度末を目標とする。
- ② 経営コンサルタントの派遣先箇所数等は、今後県が設置予定の「工賃3倍計画検討委員会(仮称)」等の意見を元に、委託費の範囲内で決定する。
- ③ 新事業体系のうち就労系への移行を希望する小規模作業所等に対しては、新事業体系への移行推進の他、利用者の工賃増額に向けての経営指導や市場調査、収益性の向上を図る対策等についての支援を併せて実施する。
- ④ 経営コンサルタントの派遣に際して、派遣をスムーズに行い、委託事業を効率的に実施するために、必要に応じて事前に説明会や講習会を開催する。

イ 経営等相談支援事業

人事管理、労務管理又は会計処理等の経営全般等について、小規模作業所等からの相談(移行を前提とする。)を受け付け、助言・指導を行う。なお、必要に応じて人事管理等の助言及び指導が可能な経験者等の専門家を確保する。

説明会日程 9:15 受付開始

9:40 開会  
行政あいさつ  
事業概要説明(振興センター)

10:10 講演①  
「自立支援法下における地域生活支援サービスのあり方」  
講師: ●●氏

12:00 昼休憩

13:00 → 講演②

「小規模からでも目指せる多機能・多角な経営戦略」

講師： ● ● 出

15:00 意見交換・質疑応答

15:30 閉会

定員 150名

(小規模作業所代表者、旧法体系サービス事業所理事長、施設長等代表者及びコンサルタント志望者、市町村担当者等)

## 參 加 料 無 料

申込み 締切り 平成19年 8月 3日(金)

定員に成り次第締め切りますのご了承ください。

※ 別紙の申込み書に必要事項をご記入の上、ファックスもしくは郵送にて  
お願いします。

### 申込み・問い合わせ先

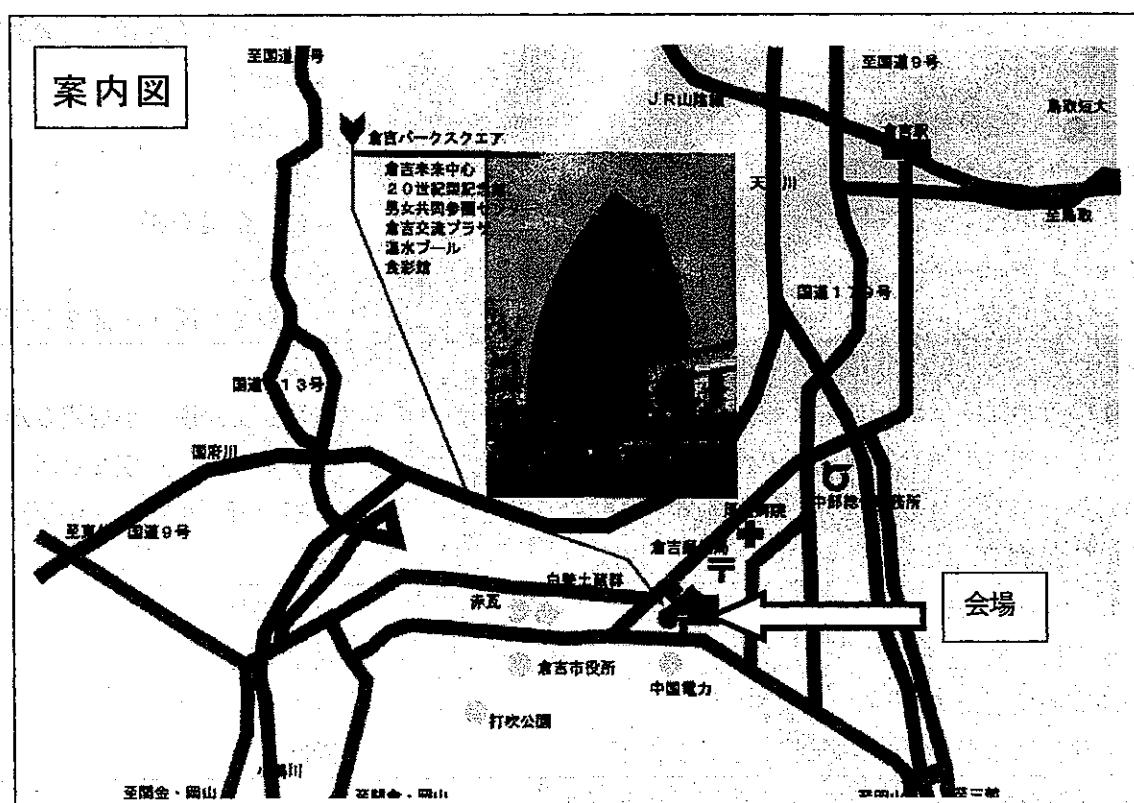
NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター

〒683-0802 島根県米子市東福原1-1-45

TEL 0859-31-1015 / FAX 0859-31-1035

E-mail: seip-tottori@gold.ocn.ne.jp

URL : <http://www.ganjo.show-buy.jp/>



## 【鳥取県委託事業】

## 平成19年度 移行等支援事業

8 月	移行等支援事業説明会 ① 事業概要説明 ② 講演 「自立支援法下における地域生活支援サービスのあり方」 講師：●●氏 「小規模からでも目指せる多機能・多角な経営戦略」 講師：●●氏 ●経営コンサルタント派遣事業申込締切 ●経営等相談支援申込締切	参加者 施設・作業所関係 38事業所 54名 その他 8名 行政関係 24名 9事業所申込 (社福3事業所・小規模6か所) 3事業所申込 (社福1事業所・小規模2か所)
	コンサル・相談支援申込事業所ヒヤリング 県障害福祉課同行 経営コンサルタント事業所予定者へ個別説明 4事業所	11事業所 (1事業所辞退)
	ビジネスセミナー1・2回目開催 (1泊2日) 講師：●●氏 経営等相談支援（相談員）説明会 (4名)	7事業所 12名受講 (コンサル、相談員予定者5名参加)
	ビジネスセミナー3・4回目開催 (1泊2日) 講師：●●氏 経営等相談支援申込事業所ヒヤリング (相談員4名) コンサル派遣最終選考ヒヤリング コンサルタント事業所業務契約 経営等相談員業務委託契約 ●コンサル派遣選考、派遣決定	7事業所 13名参加 (コンサル予定者3名参加) 3事業所 4事業所 4事業所 4名 (企業OB) 4事業所 (東部2か所・西部2か所)
12 月	コンサルタント派遣開始 (月2回以上) ~3月まで 1回目の訪問はコーディネーター同行 コンサル派遣事態事業所への相談支援 (相談員派遣) 経営等相談支援申込事業所への相談支援 その他派遣事業所以外の移行に向けての相談	4事業所 (社福1か所、小規模3か所) 2事業所 (小規模2か所) 1事業所 (小規模2か所) 隨時
1 月	コンサル派遣継続 相談支援継続 相談支援新規訪問 その他派遣事業所以外の移行に向けての相談	4事業所 2事業所 3事業所 隨時

※ 派遣選考結果（別紙1）・派遣等の状況（別紙2）

## 平成19年度 移行等支援事業 ビジネスセミナー

1泊2日セミナー2回開催

### ★プログラム

日時 平成19年10月16日17日・11月3日4日

会場 鳥取県西部総合事務所福祉保健局 中会議室(米子市東福原1-1-45)

日 程	時 間	内 容	講 師
1日目 10月16日 (火)  クール	13:00~	開講式	主催者 振興センター長 ●●挨拶 鳥取県福祉保健部 次長 ●●挨拶
	13:30~	福祉事業者をとりまく環境の変化～迫られる選択～ ・自立支援法の理念と実際	●●氏
		・自立支援法下における地域生活支援サービスのあり方	
		・ゆるやかな関係づくり	
	16:30~	ワークショップを活用した研修 ・ワークショップの基礎技術(地域の未来予測)	●●氏
		・ワークショップの基礎技術(要所解明)	
	19:00~	懇親会	受講生・講師全員参加
2日目 10月16日 (火)  クール	9:00~	事業紹介「社会福祉法人むそう」の取り組みについて	●●氏
	10:00~	事業所の成長モデル「発展5段階」の研究	
	13:00~	事例研究「全国の先進事例」 ・社会福祉法人 オープンスペースがーと	
		・社会福祉法人 Cネットふくい	
		・社会福祉法人 ゆうかり	
		・社会福祉法人 シンフォニー 他	
	14:00~	ビジョンづくりワークショップ	●●氏
	15:30~	2日間のまとめ・課題について	
	16:00	終了	
3日目 11月3日 (土)  第2クール	13:00~	合意形成の研修	
		合意形成の考え方	●●氏
		合意形成ワークショップ	
	16:00~	事業環境の分析	●●氏
	17:00~	ワークショップの応用 「マーケティングゲーム」	
	19:30~	懇親会	受講生・講師全員参加
4日目 11月4日 (日)  第2クール	9:00~	事業構想の立案	●●氏
	10:30~	「資金計画・収入計画・人員」の作成	
	13:00~	「収支計画」の作成	
	14:00~	事業計画の合意形成プロセスの作成	●●氏
	15:30~	振り返り・まとめ	●●氏
	16:00~	閉講式	鳥取県障害福祉課 ●●課長
		今後のスケジュールについて	

# 平成19年度移行等支援事業結果について 経営コンサルタント派遣選考結果について

NO	作業所名	現行形態	運営主体	運営形態	移行時期	移行後事業について	セミナー受講後聞き取りによる課題・問題	コンサル派遣の選考に係るセンターとの意見	コンサル派遣量
1	●●作業所	NPO法人 小規模作業所 多機能(授産・日中活動)	H20.1～2月	B型 クッキー製造事業を拡大 基盤整備(花製品、受託作業)	定員20名 後履行	現事業の見直し(キャンドル、押しなた豆をお茶に加工して販売)	セミナー受講については、労務会計等に不安がある。会計を含め工賃アップに向けた取り組みについて(販路拡大、製品力アップ等)支援がほしい。	セミナー受講については、書類申請関係にはほぼできるが、事業所の経営に関しては、労務会計等に不安がある。会計を含め工賃アップに向けた取り組みについて(販路拡大、製品力アップ等)支援がほしい。	決定
2	●●作業所	家族会 小規模作業所 日中活動型	H20.1～2月	B型 定員20名	自主製品の拡大	自主製品の拡大	経営の安定(利用者の確保、資金調達方法)に目処が立たない。	来年度就労継続支援B型に移行の意志は確定。それに向けての全面的支援が必要。地域活性化に向けた取り組み(マーケティング、商品開発等)支援がほしい。	決定
3	●●作業所	NPO法人 小規模作業所 多機能(授産・日中活動)	H20.1～2月	B型 定員20名	パン製造事業新規 食品事業の拡大	パン製造事業新規 食品事業の拡大	新事業展開における経営の安定	新事業展開するうえで、長期を見据えた事業計画の作成が必要である。そのためにも工賃アップに向けた事業収入向上の戦略を組んでいかたい。	決定
4	●●作業所	社福 小規模通所授産	H20.1～2月	B型 定員20名	自主商品の見直し 新規事業への取り組み	H20.4.1 自主商品の見直し 新規事業への取り組み	新事業に向けた現状経営の整理	セミナー受講後、経営を安定させることと、地域の資源を考えた事業取り組みの必要性を感じた。長期を見据えた事業展開に向かっていける。そのためには基盤となる現時点での、コンサルティングは必要である。	決定
5	●●作業所	家族会 小規模作業所 多機能(授産・日中活動)	H20.1～2月	B型 定員20名	受託事業の見直し(取引先の変更や単価のアップ) 委託事業(植栽の植換等)への展開	H20.4 NPO法人化 (多機能も検討)	事務系統の機能整理	セミナー終了後、今後の展開について先が見えてきたが、現段階での支援はまだ明確な方向性がない。合わせて利用者、保護者のニーズ把握もこれからの段階であるため、コンサル派遣は辞退。	辞退
6	●●作業所	個人 小規模作業所 授産活動型	H20.1～2月	B型 定員20名 (またはA型10名)	インターネット販売展開	H20.4.1～2月	工賃増に向けた事業見直しと新事業への取り組み	今年度は相談員派遣支援。	今年度は相談員派遣支援予定。
								現体制での移行にはまだ不安がある。(利用地権保有、事業展開等)何らかの形での支援は必要である。	辞退

# 派遣作業所及びコンサルティング業務委託事業所一

NO	作業所名	セミナー受講後聞き取りによる課題・問題 点等 (支援してほしい内容)	コンサル派遣の選考に係るセンター としての意見		理由	第1回目派遣の感想等
			コンサル事業所	コンサル事業所		
1	●●●作業所	経営について課題(会計事務の徹底・労務について不安)、工賃アップに向けての取り組みについて(販路拡大、製品力アップ等)支援がほしい。	○	税理士事務所	NPO法人移行後の会計及び移行後の経理方務について支援を希望。法人、就労系会計等温吐サービス事業所の会計について精通し、且つ各分野での支援が可能。	スタッフの共通認識がされていない。施設長の方向性が他スタッフに伝わっておらず、不安を感じている様であった。会計等の不安、事業の収入向上と実務的な指揮を希望するが、朝飯事業計画と組織作りの必要を感じる。
2	●●●作業所	経営の安定(利用者の確保、資金調達方法)に目処が立たない。	○	コンサルティング事業所	移行に向け新事業所の方向性等、スタッフの意識付けから支障がない。距離的な面から鳥取市内の事業者に委託。	経営理念を作成し、皆が共有できる様にすることが急務。NPO法人格を取得する。及業務の認識が不十分と見受けられる。及び新事業体系に対するまだ基本方針ができていない状況。且し、応対者が素直な気持ちで受け入れているため、支援効果は見込める。
3	●●●作業所	新事業展開における経営の安定工賃アップに向けたの取り組み(マーケティング、商品開発等)支援がほしい。	○	コンサルティング事業所	中小企業のコンサルタント実績及び目標達成とその実現プログラムを活かした経営コンサルティングを行う。元気な事業所づくりの支援が望める。	既に、2拠点の事業の設備整備が進んでおり、今後事業を進める上で、職員の共用機器が必要と思われる。同時に、人材育成が必要と思われる。経営者としての業務の認識も必要と思われる。またそれ以前に仕事場の整理整頓が急務。
4	●●●作業所	新事業に向けた現状経営の整理事務系統の機能整理工賃増に向けた事業見直しと新事業への取り組み	○	コンサルティング事業所	経営コンサルティング事業を中心とした事業も行う。合わせて派生(ルートセールス、営業対策、商品陳列、店舗促進企画等)のコンサルティング実績を持つ。	今後、地域の中の事業所を目指すと言ふが、応対者の意識と他のスタッフ意識に合わせて、理念、方針等の認識が必要と思われる。経営者としての業務の認識も必要と思われる。またそれ以前に仕事場の整理整頓が急務。
NO	作業所名	セミナー受講後聞き取りによる課題・問題 点等 (支援してほしい内容)	相談支援派遣に向けたセンター意見		今後の方向性	訪問後の感想等
1	●●●作業所	セミナー終了後、今後の展開について先が見えてきたが、移段階での支援はまだ明確な方向性ができない。合せて利用者、保護者のニーズ把握もこれから強化であるため、コンサル派遣は辞退。	○	NPO法人性格取得、移行に向け前向き取り組みが、さほどまな情報が不足しており、経営的基本的な方向性も決まっていない。経営感覚のある支援が必要。	・NPO法人取得に向けて(H20.4設立予定) ・新事業体移行準備(設備・人員確保等) ・事業展開の拡大	・移行後の事業に関してまだ艇要もできない。(種別、人員確保、設備要件の確認等) ・新事業体系の認識不足が感じられる。 ・NPO法人取得の時期が急ぐ必要性を感じられない。
2	●●●作業所	ビジネスセミナーの前受講ができず、コンサル派遣は辞退。	○	相談	企業組合を希望するが、他法人との合併も検討に入れている。	12月25日訪問予定
3	●●●作業所	ビジネスセミナー全受講。当初より相談支援希望	○	相談	・NPO法人申請済み(H20.3承認予定) ・新事業体移行に向けての全面支援	・NPO法人取得申請を終えるが、移行までのスケジュールもできていない。 ・所以移行が必要なのか、再度確認し計画を立てるためにも支援者が必要。 ・今後、行政との連携は必要である。行政の指示には素直に従うと思う。

## コンサル派遣及び相談事業内容(1~2月)

No	作業所名	12月の派遣内容		1月の派遣内容	
		1回目 (コーディネーター同行)	現状把握。スタッフ全員に対する意識調査とインタビュー 意見調査の結果報告。会計について、人事・労務について、工賃アップ (事業収入の向上)について今後の支援等に向け内容確認。	3回目	移行申請書類の確認。クッキーのモニター、結果報告及び商品リサーチ の方法等。
1 ●● 作業所	2回目		現状把握。NPO法人取得について今後の支援等に向け内容確認。	4回目	NPO法人設立申講にむけ最終確認。
	2回目 (コーディネーター同行)	移行後の人体制、対象者の把握。作業所の知名度アップ。作業内容の確認 NPO法人設立に必要な内容確認(定款、事業計画等)		3回目	長期事業計画の作成(魅力あり作業所づくり、工賃の向上、営業体制等)
3 ●● 作業所	1回目 (コーディネーター同行)	現状把握。今後の事業計画等について、新規事業の検討(計画)聞き取 り。人材配置、人材育成方法聞き取り。問題点の整理。		5回目	年次計画の検討。商品力の強化対策。労務管理。
	2回目	拠点店舗(新規)の具体的な計画検討。ハシ製造販売事業具体的な計画検 討。スタッフヒヤリング(3名)		6回目	拠点(新規)開設に伴う地図参画計画。職員の目標とモチベーションアッ フ
	3回目	商品開発と販路について再検討。スタッフヒヤリング(2名)		5回目	新商品試作。新事業のプランニング。
4 ●● 作業所	4回目	5か年計画(年次事業計画収支計画書作成)。人員配置、役割分担と人 材育成にこだわって。新規規則、給与規定の登録等			新事業の規定等の確認、修正。収支計画書の作成。事業の見直し。
	1回目 (コーディネーター同行)	経営者ヒヤリング。課題抽出。5Sの浸透。目的目標(PDCA)理念等		3回目	
4 ●● 作業所	2回目 (コーディネーター同行)	職員研修(スタッフ全員)、職員個別面談。事業ごとの収支計算分析確認 二事業の見直し等。移行までのスケジュール確認。新規事業の検討。		4回目	理念の見直し。経営者としての心構え。受託作業の見直し。
	(打ち合わせ) センター	新規事業(設備整備事業)の内容確認。設備発注。			
NO	作業所名	12月の訪問(相談)内容		1月の訪問(相談)内容	
	1 ●● 作業所	1回目 (相談員4名)	現状把握。現況及び移行に向けての問題点、課題についてのディスクッ ショーン。今後の方向性についてNPO法人取扱等)	3回目 (相談員4名)	NPO法人申請書類(定款等)の内容確認。サービス管理責任者等新事業 体系移行に向けての基本事項の確認。新規事業の相談。
		2回目 (相談員1名)	前回訪問後の相談確認。今後の相談支援についての確認	4回目 (相談員2名)	※相談員 ■相談員内での企業運営者(回顧世代) ・現職時代の経験・若資産管理の専門家を 活かし作業所比の経営等の相談を委 託。 ・法人格取得、移行後の金融相談を行つ。
	2 ●● 作業所	1回目 (センター)	既存NPO法人との合併(傘下)相談、相手法人代表同行。	3回目 (町との打ち合 わせ)	4名がそれぞれの得意分野を持ち、 作業所の相談内容により専門を決め る。相談員以外の分野の相談内容に 対しては相談員の人脈を生かし、つ かないでいく。各製造分野等)
		2回目 (相談員4名)	合併(傘下)案の説明。(2事業所より説明)。現状把握(収支計算書の確 認)。	3回目 (相談員1名、 市担当者2名)	★今年度予算内で相談があれは即時 訪問開始。
	3 ●● 作業所	1回目 (相談員1名)	現状把握。今後の方向性についてヒヤリング。	4回目 (相談員4名、 担当者・家族会2名)	
4 ●● 作業所	2回目 (相談員4名)	専属相談員の専任。NPO法人の説明について。移行(日至)後の取り組み について代表よりヒヤリング。多々の問題。課題点について確認。		1回目 (相談員4名)	日本自閉症協会の下部組織からNPO法人取扱独立。現在3作業所 (社)日本自閉症協会のうち新事業体系に移行計画。法人組織、事業所組織の相 談。
				1回目 (相談員4名)	
	5 ●● 作業所			1回目 (相談員4名)	HBNPO法人取得するが、家族会組織のため機能せず、組織改選相談。
6 ●● 作業所				1回目 (相談員4名)	法人として組織の在り方や新事業後の体制について

## H19年度 移行等支援事業

### ビジネスセミナー受講者の感想(抜粋)

<合意形成の講座を修了した時点での講師への感想>

#### ●●作業所

- ・ 傾聴することの大切さを感じた。
- ・ 計画することの大切さ。そして「動く」こと「話合う」ことの大切さを学んだ

#### ●●作業所

- ・ コアメンバーの責任を感じた。
- ・ メンバーのポジションの大切さもわかった。
- ・ 今まで自分たちの周りだけで物事を決めていた。今後計画を立てそれを如何にして伝えるか(合意をとるか)。また、それ(計画→合意)をしなければ前には進めないことがわかった。

#### ●●作業所

- ・ 今まで自立支援法は「悪法」というマイナスイメージを持っていました。今回の研修でそれは違うこと、やり方次第では全員が幸せになる良い法律であると思った。
- ・ これからは「経営」＝「事業家」にならなければならぬ。
- ・ 合意をして行くことは当たり前のことだけれど、今回改めて勉強した。

#### ●●作業所

- ・ 合意形成の大切さを学んだ。全員が納得し、共通の考えを持つよう取り組んで行きたい。
- ・ 計画を立てそれをわかりやすく皆に伝え、「共通理解すること」が今まで欠けていた。今後共通理解をしていくことが大切だ。

#### ●●作業所

- ・ 今、新しい事業を導入しようとしているこの時期、また移行の準備にとても参考になった。
- ・ リフレーミングの大切さを学んだ。
- ・ 反対意見に対しても、プラスに変えた考え方で合意を目指すことが大切だと気付いた。

#### ●●作業所

- ・ コミュニケーションの大切さをあらためて感じた。
- ・ 講師の先生の笑顔が素敵だった。スマイルの大切さ、それが人間関係も作る。
- ・ また、今回参加した受講生が仲良く話せるようになったこと。これが一番大事ではないか!
- ・ 具体的な計画を立てることの必要性を学んだ。
- ・ それにより今までより新事業への移行に対しての「不安」が小さくなつた。

## (資料3-1)

## 障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況(平成19年度)

都道府県名	障害者IT総合推進事業		都道府県名	障害者IT総合推進事業	
	障害者ITサポートセンター運営事業	障害者ITサポートセンター運営事業		障害者ITサポートセンター運営事業	障害者ITサポートセンター運営事業
北海道			滋賀県	○	○
青森県	○	○	京都府	○	○
岩手県	○		大阪府	○	○
宮城県	○	○	兵庫県		
秋田県			奈良県	○	○
山形県	○		和歌山県	○	
福島県	○		鳥取県		
茨城県	○	○	島根県	○	
栃木県	○		岡山県	○	○
群馬県	○	○	広島県	○	○
埼玉県	○	○	山口県	○	
千葉県	○	○	徳島県		
東京都	○	○	香川県	○	
神奈川県	○	○	愛媛県	○	
新潟県			高知県	○	
富山県	○		福岡県	○	
石川県	○	○	佐賀県	○	○
福井県	○	○	長崎県	○	
山梨県	○	○	熊本県	○	○
長野県	○	○	大分県	○	
岐阜県	○	○	宮崎県		
静岡県	○	○	鹿児島県	○	○
愛知県	○	○	沖縄県		
三重県			計	38	24

※上記の内容は、平成19年度地域生活支援事業費補助金「事業計画書」に基づくものである。

## (資料3-2)

## 聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成19年10月31日現在)

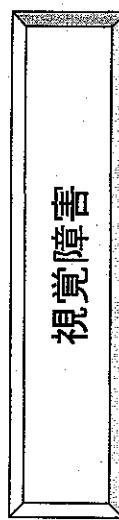
都道府県(市)	設置	都道府県(市)	設置
北海道		岡山県	○
青森県	○	広島県	
岩手県	○	山口県	○
宮城県		徳島県	○
秋田県		香川県	○
山形県		愛媛県	○
福島県		高知県	
茨城県	○	福岡県	○
栃木県	○	佐賀県	
群馬県	○	長崎県	○
埼玉県	○	熊本県	○
千葉県	○	大分県	○
東京都	○	宮崎県	○
神奈川県	○	鹿児島県	○
新潟県	○	沖縄県	
富山県	○	札幌市	○
石川県	○	仙台市	
福井県		さいたま市	
山梨県	○	千葉市	
長野県	○	横浜市	○
岐阜県	○	川崎市	○
静岡県	○	新潟市	
愛知県		静岡市	
三重県		浜松市	
滋賀県	○	名古屋市	○
京都府		京都市	○
大阪府		大阪市	
兵庫県	○	堺市	
奈良県		神戸市	
和歌山県	○	広島市	
鳥取県		北九州市	○
島根県	○	福岡市	
		計	37

※上記の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※施設の設置数は「38」となる。（島根県において2か所設置）

## 避難所等における視覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例) (資料3-3)

・避難所等において、視覚障害者への理解を求める。  
・視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。



### 視覚障害

安否の確認  
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

ニーズの把握  
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携  
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明  
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有  
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

機材・物品  
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ  
・テレビ(解説放送)  
・乾電池(ラジオなど)  
等

### 聴覚障害

・カードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)  
・手話通訳者、要約筆記者などは胸章等を着用。(「手話できます」「耳マーク」の活用など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・カードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)  
・ホワイトボード(設置型、携帯型)  
・補聴器用電池 等

## (資料3-4)

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業  
都道府県別実施状況(平成19年度)

都道府県名	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	都道府県名	盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業
北海道		滋賀県	○
青森県		京都府	○
岩手県	○	大阪府	○
宮城県		兵庫県	○
秋田県	○	奈良県	
山形県	○	和歌山県	○
福島県	○	鳥取県	
茨城県		島根県	
栃木県	○	岡山県	○
群馬県	○	広島県	○
埼玉県	○	山口県	○
千葉県	○	徳島県	
東京都	○	香川県	○
神奈川県	○	愛媛県	
新潟県		高知県	
富山県		福岡県	○
石川県	○	佐賀県	
福井県		長崎県	○
山梨県		熊本県	○
長野県		大分県	
岐阜県	○	宮崎県	
静岡県	○	鹿児島県	
愛知県	○	沖縄県	○
三重県	○	計	28

※上記の内容は、平成19年度地域生活支援事業費補助金「事業計画書」に基づくものである。

## (資料3-5)

## 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数

(平成19年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数			
	初級	中級	上級	コーチ
1 北海道	448	392人	51人	3人
2 青森県	133	117	8	1
3 岩手県	159	128	28	0
4 宮城県	323	277	42	0
5 秋田県	274	256	15	1
6 山形県	180	153	19	0
7 福島県	344	311	27	0
8 茨城県	703	668	30	0
9 栃木県	350	325	20	1
10 群馬県	265	232	22	2
11 埼玉県	1,230	1,089	87	8
12 千葉県	688	630	49	3
13 東京都	1,659	1,433	146	12
14 神奈川県	568	495	56	1
15 新潟県	702	651	44	1
16 富山県	266	234	23	1
17 石川県	189	174	13	0
18 福井県	146	131	15	0
19 山梨県	76	67	8	0
20 長野県	471	406	50	3
21 阿倍野	245	228	15	1
22 静岡県	517	466	32	1
23 愛知県	951	888	38	3
24 三重県	436	408	22	0
25 滋賀県	284	226	44	0
26 京都府	228	203	18	0
27 大阪府	1,224	985	215	3
28 兵庫県	781	676	92	5
29 奈良県	264	211	48	0
30 和歌山县	287	258	28	0
31 鳥取県	120	113	7	0
32 岡山県	80	71	8	0
33 広島県	444	412	28	0
34 山口県	202	173	22	1
35 徳島県	320	287	27	2
36 香川県	176	166	7	0
37 高知県	167	152	11	0
38 香川県	246	226	16	1
39 鹿児島県	231	193	29	2
40 熊本県	627	561	56	0
41 大分県	136	130	5	1
42 佐賀県	229	221	7	0
43 仙台市	389	350	31	2
44 大宮市	596	519	69	1
45 鹿児島市	226	216	9	0
46 冲縄市	291	277	13	0
47 札幌市	193	167	18	1
48 仙台市	238	192	37	0
49 仙台市	250	184	56	0
50 さいたま市	145	137	6	0
51 千葉市	97	89	5	0
52 横浜市	678	630	36	1
53 川崎市	159	151	6	0
54 静岡市	31	30	1	0
55 名古屋市	392	348	29	3
56 京都府	233	185	37	3
57 大阪市	474	372	70	9
58 堺市	19	18	1	0
59 神戸市	374	319	45	3
60 岐阜市	174	135	31	4
60 北九州市	204	184	16	1
61 福岡市	280	226	42	2
合計	22,812	20,152	2,086	87

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

## (資料3-6)

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

(平成20年2月21日現在)

都道府県・ 指定都市名	名 称	〒	住 所	対象とする障害		
				3障害	身体 知的	身体 のみ
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター	○		
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 -NPO法人青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4 むねのき会館内	○		
3 岩手県	岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	○		
4 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	○		
5 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内	○		
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 山形県身体障害者福祉会館内	○		
7 福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉木町2-16 保健福祉部自立支援領域障がい者支援グループ内	○		
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 茨城県保健福祉部障害福祉課内	○		
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	○		
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-0843 379-2214	前橋市新前橋町13-12 伊勢崎市下触町238-3		○	○
11 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3階	○		
12 千葉県	千葉県障害者スポーツ・クリエーション協会	263-0016	千葉市稻毛区天台6-5-1	○		
13 東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F	○		
14 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内	○		
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟市江南区龟田向陽1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内	○		
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31	○		
17 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○		
18 福井県	-	-	-			
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1F	○		
20 長野県	NPO法人長野県障がい者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○		
21 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5階	○		
22 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内	○		
23 愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内	○		
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○		
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館内	○		
26 京都府	京都府障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内	○		
27 大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目 大阪府障害健康福祉室内	○		
28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県健康生活部福祉局障害者支援課内	○		
29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内	○		
30 和歌山县	和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218	○		
31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17 しらはま交流センター内	○		
32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	○		
33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○		
34 広島県	-	-	-			
35 山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	○		
36 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ2F	○		
37 香川県	-	-	-			
38 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内	○		
39 高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	781-8065	吾川郡春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター内	○		
40 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6階	○		
41 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5 佐賀県障害者福祉会館内	○		
42 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○		
43 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 県立身体障害者福祉センター内	○		
44 大分県	大分県障がい者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健部障害福祉課内	○		
45 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○		
46 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま3F	○		
47 沖縄県	-	-	-			
48 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	○		
49 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	983-0039	仙台市宮城野区新田東4-1-1	○		
50 さいたま市	-	-	-			
51 千葉市	-	-	-			
52 横浜市	-	-	-			
53 川崎市	-	-	-			
54 新潟市	-	-	-			
55 静岡市	-	-	-			
56 浜松市	-	-	-			
57 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○		
58 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○		
59 大阪市	(社)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内	○		
60 堺市	-	-	-			
61 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区機上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター内	○		
62 広島市	広島市障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	○		
63 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者スポーツセンター内	○		
64 福岡市	福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4F	○		
合 計				40	10	2 1

資料:(財)日本障害者スポーツ協会

(注):3障害は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

## 平成 20 年度開催予定の主な障害者スポーツ国際大会

### ○ 2008 北京パラリンピック競技大会

開催期間：平成 20 年 9 月 6 日（土）～ 9 月 17 日（水）

開 催 地：中国・北京

主 催：国際パラリンピック委員会（ I P C ）  
北京オリンピック組織委員会（ B O C O G ）

実施競技：アーチェリー、陸上競技、ボッチャ、自転車競技、馬術、  
(20 競技) 視覚障害者 5 人制サッカー、脳性まひ者 7 人制サッカー、  
ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート（※）、  
セーリング、射撃、水泳、卓球、シッティングバレー、  
車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、  
ウィルチエアーラグビー、車いすテニス

※新競技として、ボートの実施が決定。

### ○ 第 7 回アジア太平洋ろう者競技大会

開催期間：平成 20 年 4 月 17 日（木）～ 4 月 26 日（土）

開 催 地：クウェート

主 催：アジア太平洋ろう者スポーツ連合（ A P D S C ）

実施競技：陸上、ボウリング、サッカー、水泳、卓球  
(5 競技)

※その他、競技種別ごとの国際大会の開催が予定されている。

## 第8回全国障害者スポーツ大会(チャレンジ!おおいた大会)

### 1. 開催期間

平成20年10月11日(土)~13日(月)

### 2. 競技・種目改正概要

#### ① 障害別の競技・種目の追加

##### (1) 精神障害者

バレーボール

##### (2) 内部障害者(膀胱・直腸機能障害)の種目導入

陸上競技(走競技、跳躍、投げ)

フライングディスク

アーチェリー

#### ② 種目の導入・廃止等

##### (1) 陸上競技

###### (ア) 新種目の導入

ジャベリックスロー

###### (イ) 廃止の種目

障害急歩

60m走 5000m走

三段跳び

ハンドボール投げ やり投げ

スラローム1

###### (ウ) 改正

スラローム

###### (エ) その他

障害及び年齢区分ごとの参加種目の見直し

##### (2) 水泳

###### (ア) 廃止の種目

個人メドレー種目全部

###### (イ) その他

障害及び年齢区分ごとの参加種目の見直し

3. 都道府県・指定都市別個人競技参加率割当数

都道府県(市)	個人競技参加率割当数			都道府県(市)	個人競技参加率割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	39	71	岡山県	15	19	34
青森県	12	17	29	広島県	15	19	34
岩手県	11	16	27	山口県	17	17	34
宮城県	10	16	26	徳島県	9	13	22
秋田県	21	30	51	香川県	10	12	22
山形県	11	13	24	愛媛県	14	17	31
福島県	16	21	37	高知県	10	12	22
茨城県	16	24	40	福岡県	22	31	53
栃木県	12	19	31	佐賀県	12	19	31
群馬県	12	18	30	長崎県	17	24	41
埼玉県	25	37	62	熊本県	19	26	45
千葉県	21	31	52	大分県	58	82	140
東京都	59	74	133	宮崎県	15	21	36
神奈川県	19	28	47	鹿児島県	20	27	47
新潟県	18	24	42	沖縄県	16	23	39
富山県	10	13	23	札幌市	14	17	31
石川県	10	13	23	仙台市	8	12	20
福井県	9	12	21	さいたま市	7	11	18
山梨県	9	11	20	千葉市	7	11	18
長野県	17	22	39	横浜市	15	25	40
岐阜県	15	21	36	川崎市	8	12	20
静岡県	13	20	33	新潟市	12	18	30
愛知県	23	36	59	静岡市	7	11	18
三重県	13	17	30	浜松市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	19	33
京都府	12	15	27	京都市	14	17	31
大阪府	29	40	69	大阪市	19	24	43
兵庫県	23	30	53	堺市	9	12	21
奈良県	12	15	27	神戸市	13	16	29
和歌山県	11	14	25	広島市	9	13	22
鳥取県	8	11	19	北九州市	13	20	33
島根県	9	13	22	福岡市	13	19	32
				合計	986	1,356	2,342

## 国際障害者交流センターの概要

### 1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称：ビッグ・アイ)

### 2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台 1-8-1

### 3. 施設規模

地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000m<sup>2</sup>, 延床面積 約12,000m<sup>2</sup>)

### 4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]

宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]

大・中・小研修室

バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)

レストラン(50席)

駐車場

### 5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備等

### 6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

### 7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp/>

## 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位:名)

都道府県名	第19回 合格者数	合格者数 累計	都道府県名	第19回 合格者数	合格者数 累計
北海道	7	57	滋賀県	1	24
青森県	1	16	京都府	9	82
岩手県	4	16	大阪府	18	128
宮城県	3	26	兵庫県	12	75
秋田県	2	11	奈良県	1	24
山形県	1	12	和歌山県	3	23
福島県	7	30	鳥取県	0	7
茨城県	1	20	島根県	1	9
栃木県	3	14	岡山県	3	21
群馬県	4	41	広島県	6	43
埼玉県	13	138	山口県	2	15
千葉県	7	49	徳島県	1	10
東京都	46	466	香川県	1	17
神奈川県	25	213	愛媛県	2	23
新潟県	1	13	高知県	1	13
富山県	1	11	福岡県	20	68
石川県	3	22	佐賀県	0	3
福井県	0	7	長崎県	1	18
山梨県	4	18	熊本県	2	23
長野県	2	28	大分県	1	15
岐阜県	2	18	宮崎県	1	14
静岡県	7	32	鹿児島県	3	19
愛知県	10	63	沖縄県	0	7
三重県	3	33	合 計	246	2,035

・合格者の合格発表日現在の住所による。

・上記には指定都市在住者の数を含む。

## 〔再掲〕 指定都市別合格者数

(単位:名)

指定都市名	第19回 合格者数	合格者数 累計	指定都市名	第19回 合格者数	合格者数 累計
札幌市	1	30	名古屋市	3	21
仙台市	3	16	京都市	5	44
さいたま市	2	31	大阪市	5	24
千葉市	0	6	堺市	1	18
横浜市	12	75	神戸市	5	28
川崎市	4	31	広島市	2	21
新潟市	0	8	北九州市	3	16
静岡市	3	13	福岡市	2	20
浜松市	0	6	合 計	51	408

# ほじょ犬(身体障害者補助犬)とは…



ほじょ犬

日本で登録された不自由な人の自立と社会参加を助ける

盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。

特別な訓練を受けてから「身のまわり用品補助犬法」に基づき認定されています。



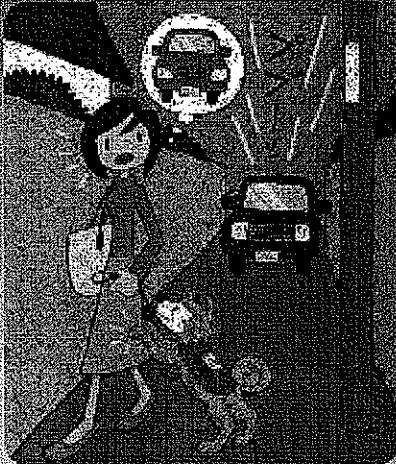
## 盲導犬

目の不自由な人が安全に歩行ができるよう、杖や白杖などを教えて、身体にハーネスをつけているのが特徴です。



## 介助犬

手足が不自由な人に代わって、席としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。また手伝います。



## 聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやブザーなどの音、券売機などを教えて、

# 「身体障害者補助犬法」の一部が改正されました。

身体障害者補助犬法は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。この法律によって、交通機関や公共施設にはじょ犬が同伴できるようになり、平成15年10月1日からは、スーパー・マーケットやレストラン、ホテルなどの一般的な施設にも、同伴できるようになりました。

さらに、平成19年12月に法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。



## 相談窓口の設置

ほじょ犬使用者や受け入れ施設からのトラブルに対応する相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。  
(平成20年4月1日施行)



## 民間企業での受け入れの義務化

一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用者の受け入れが義務化されます。  
(平成20年10月1日施行)

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たり前に暮らせる社会をつくりましょう。

くわしくは  
ホームページ

ほじょ犬

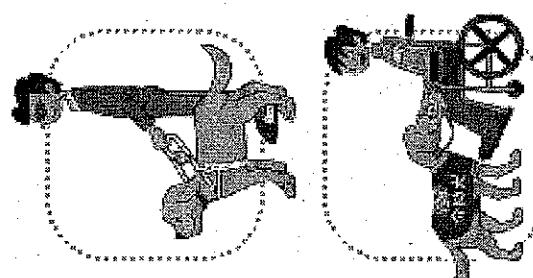
検索

厚生労働省



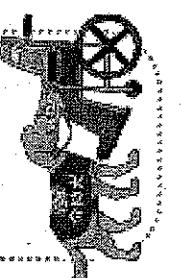
## ほじよ犬の種類

### 盲導犬



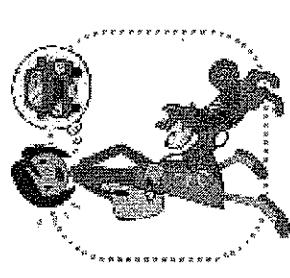
盲導犬は人を安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えて、身体にハーネスをつけているのが特徴です。

### 介助犬



手足が不自由な人に使って、箸としたものを握ったりドアを開けたり、スイッチを押したりします。事がえも手伝います。

### 聴導犬



耳が不自由な人に代わって音を察し、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなども聞こえます。

## ほじょ犬はペットじゃない からだの不自由な人のからだの一部

ほじょ犬(補助犬)とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことで、からだの不自由な人のからだの一部であり、ペットではありません。

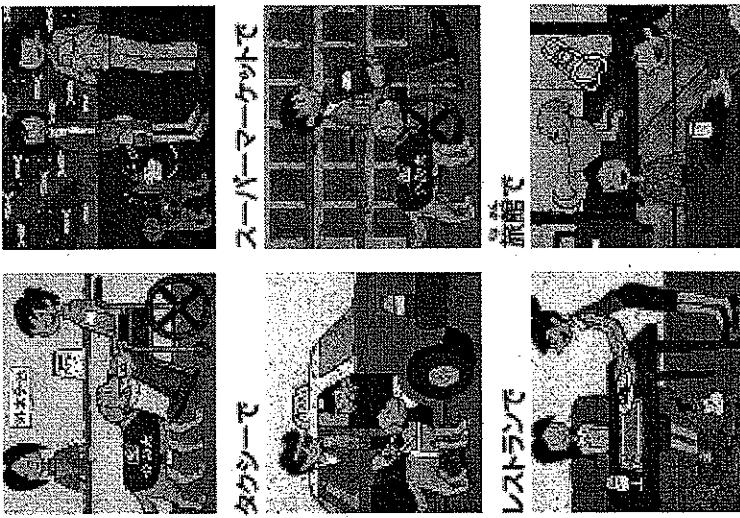
「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。だから、公共交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

ほじょ犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。ほじょ犬のことを、もっともっと知ってください。

## どこでもいっしょに 活動します

公共施設をはじめ、いろいろな場所でほじょ犬を乗り入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

病院で レジャー施設で



## 「身体障害者補助犬法」が 改正されました!

「身体障害者補助犬法」は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。さらに社会に参加する場を広げられるように、平成19年12月にての法律の一部が改正されました。おもな改正点はつきの2点です。

① 相談窓口の設置

② 民間企業での受け入れの義務化

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

